

平成 18 年 第 1 回

# 高森町議会 3 月定例会会議録

平成 18 年 3 月 8 日 開会

平成 18 年 3 月 17 日 閉会



高 森 町 議 会

3 月 8 日 (水)  
(第 1 日)

## 平成18年第1回高森町議会定例会（第1号）

平成18年3月8日  
午前10時02分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

6番 野中 謙三君

7番 本田 生一君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（10日間）

自 平成18年3月 8日

至 平成18年3月17日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
3月 8日（水）	本会議	提案・説明
3月 9日（木）	本会議	質疑・付託
3月10日（金）	休 会	各委員会
3月11日（土）	休 会	休 日
3月12日（日）	〃	休 日
3月13日（月）	休 会	各委員会
3月14日（火）	〃	各委員会
3月15日（水）	〃	各委員会
3月16日（木）	本会議	一般質問
3月17日（金）	本会議	討論・採決

日程第 3 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

（平成17年度高森町一般会計補正予算）

- 日程第 4 同意第 1 号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第 7 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 6 議案第 8 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 7 議案第 9 号 町道の路線の認定について
- 日程第 8 議案第 10 号 高森町芙蓉館設置条例を廃止する条例について
- 日程第 9 議案第 11 号 高森町国民保護協議会条例の制定について
- 日程第 10 議案第 12 号 高森町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第 11 議案第 13 号 平成 17 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 14 号 平成 17 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 15 号 平成 17 年度高森町老人保健特別会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 16 号 平成 17 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 17 号 平成 17 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 16 議案第 18 号 平成 17 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 17 議案第 19 号 平成 17 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について
- 日程第 18 議案第 20 号 平成 18 年度高森町一般会計予算について
- 日程第 19 議案第 21 号 平成 18 年度高森町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 22 号 平成 18 年度高森町老人保健特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 23 号 平成 18 年度高森町介護保険特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 24 号 平成 18 年度高森町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 25 号 平成 18 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 26 号 平成 18 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程第 25 議案第 27 号 高森町観光交流センター条例の制定について

- 日程第 26 議案第 28 号 高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27 議案第 29 号 高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等の条例の一部を改正する条例について
- 日程第 28 議案第 30 号 高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 29 議案第 31 号 高森町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 30 議案第 32 号 高森町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 31 議案第 33 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 32 議案第 34 号 高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 33 議案第 35 号 高森町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 34 議案第 36 号 高森町給水条例の一部を改正する条例について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

- |      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|
| 1 番  | 宇藤敬君  | 2 番  | 白石博昭君 |
| 3 番  | 山室克尋君 | 4 番  | 山村將護君 |
| 5 番  | 甲斐直三君 | 6 番  | 野中謙三君 |
| 7 番  | 本田生一君 | 8 番  | 甲斐廣國君 |
| 9 番  | 後藤和昭君 | 10 番 | 甲斐正一君 |
| 11 番 | 相馬俊行君 | 12 番 | 三森義高君 |
| 13 番 | 佐伯金也君 | 14 番 | 後藤英範君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	渡辺哲郎君
総務課長	岩下健治君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	岩下昭久君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	二子石衛君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	後藤秀希君	草部出張所長	岩下生人君
野尻出張所長	桐原一紀君	収入役室長	佐伯実範君
教育委員会事務局長	廣木富八君	オーガニックアグリ センター長	杉田則秋君
企画財政審議員	甲斐敏文君	総務課長補佐	古澤建生君
企画財政課長補佐	後藤正三君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開会 午前10時02分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

本日は、平成18年第1回定例会が開かれるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今回、平成18年度予算をはじめ、各般にわたります議案のご審議をお願いすることに関しまして、よろしく願いをいたします。

議員の皆様におかれましては、公私とも何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがたく、お礼を申し上げるところでございます。

さて、平成15年4月30日をもって、高森町政を預かることになりまして、約3年となりました。私も町政推進に当たりましては、7,500余りの町民の皆様が毎日の生活を平和で安全で安心して送ることができることを念頭に、生活環境づくり、社会づくり、まちづくりに取り組んでまいりました。

この間、議員各位をはじめ、町民の皆様方に温かいご理解とご協力を賜り、おかげをもちまして、町政が順調に進展していることに対しまして、心から厚くお礼を申し上げるところでございます。

ところで、先の臨時議会におきまして、職員の不祥事に対し、大変厳しいご指摘をいただいたところでございますが、指導的立場にある公務員の度重なる不祥事につきまして、町民の皆様方に大変申し訳なく思っております。不祥事の原因につきましても、様々なものが考えられますが、公務員としての自覚が欠如し、そのために、おごりが生まれ、気づかないうちに謙虚さを失ったり、あるいは地方の行政に携わる者としての使命感や責任感が希薄になるなどして、不祥事につながったことも考えられると思います。今後とも不祥事の防止と信頼回復に全力を挙げて、ねばり強く取り組む所存でございます。

さて、日本の政治経済の状況は、前年度に引き続き、厳しい状況にあります。経済全体といたしましては、緩やかな中にも景気回復方向に向かっているとされておりまして、都市型でありまして、私ども地方にとりましては、まだまだ回復方向に向かっていると考える状況ではないかと思っております。

また、平成18年度の実質国内総生産成長率は1.9%、物価変動を加えた名目国内総生産成長率は2%程度の伸びがあるものと見通しにたって、国家予算が編成

され、昨年12月24日に政府予算が決定し、現在、国会において審議が進められております。その予算規模は前年度当初予算で3%の減となり、8年振りに80兆円を下回りました。また、我が国の台所事情は、平成18年度末公債費残高が542兆円となり、地方財政を含めると、約775兆円程度の過去最大となる見込みであります。一方、地方自治体に最も関係があります地方交付税は5.9%減が予定されており厳しい財政事情は続くこととなります。

なお、毎年度、算定方法、単位費用等の改定が行われておりますので、7月の算定会議を待たなければ、明確な判断はできませんが、ここ数年の経過からして、プラス要因は考えられないところでございます。

加えて、主要財源であります町税についても、農作物の不作による個人町民税所得割の減少や企業団地内の会社増設に伴います申告納税額の減少によるものが大きな原因になろうかと思っております。つまり、歳入におきましては、地方交付税並びに町税の伸びがあまり期待できない状況でございます。

次に、新規事業の採択に当たりましては、財政負担、町民の利便性、効率性並びに他施設との調和、整合性等を慎重に検討、考慮して決定をいたしました。

次に、指定管理者制度の導入についてであります。昨年の第4回定例会で手続き条例並びに設置条例についてご議決をいただき、物産館、キャンプ場、温泉館については、本年4月から移行を目指すことといたしております。

指定管理者の選定に当たりましては、経費の節減効果も一つの重要な要素でございますが、何よりも公の施設の設置目的に沿った施設運営がなされ、利用する町民に対するサービス水準が最も重要な判断であろうと考えております。今後、アグリセンターや現在計画中の仮称ではございますが、観光交流センターなどの施設につきましては、円滑な導入ができるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、企業誘致についてであります。長引く景気停滞が続く中で、企業の新規立地は全国的に大幅な減少あるいは規模が非常に小規模化しております。この結果、全国的に企業誘致を巡ります地域間競争が激化いたしてございまして、企業誘致はますます困難な状況になっておりますことは、ご案内のとおりでございます。

こうした厳しい状況の中ではありますが、企業誘致は地域経済の発展と雇用の確保に最も有効な手段であると確信し、効果的な誘致活動に努めて行かねばならないと考えております。

現在、阿蘇ソフト村の県担当課と定期的に情報交換等を行うとともに、阿蘇ソフト村の概況説明資料を作成し、今後の問い合わせなどに積極的に対応していこうと

考えております。

今後とも先人達が大切に育て、培われてきたこの高森を大切な祖先からの預かり物として、温かい心、思いやりの心を常に心に抱き、大きく育て上げ、自然と人がいきいきと輝く町の実現に向け、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

どうか皆様方のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。

つきましては、本定例会に上程いたしております議案、専決処分1件、人事案件1件、条例案件13件、予算案件14件、その他議決を求めるもの3件、合わせて32件ご提案を申し上げます。

以上、平成18年度を迎えるに当たり、所信の一端を申し述べましたが、議員各位のご理解とご指導を重ねてお願いを申し上げる次第でございます。

先に申しました32件の議案につきましては、後ほどご説明をさせていただきたいと思っております。なお、今会期中に職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての案件を追加提案申し上げる予定でございますので、これらの議案について、よろしくご審議の上、何とぞご賛同くださいますよう、お願いを申し上げます。本議会の招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） どうも、ありがとうございました。

ただいまから、平成18年第1回高森町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番 野中謙三君、7番 本田生一君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 本田生一君。

○議会運営委員長（本田生一君） おはようございます。7番 本田生一でございます。

会期の報告を申し上げます。議会運営委員会に付託されておりました平成18年第1回高森町議会定例会の会期につきましては、本日3月8日から3月17日までの10日間と決定しております。以上、報告いたします。

○議長（相馬俊行君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日3月8日から3月17日までの10日間と決定しました。

-----○-----

### 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第3 承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） おはようございます。

承認第2号で報告し、承認を求めます平成17年度高森町一般会計補正予算（第7号）の専決処分につきましては、地方自治法改正に伴い、平成18年度から指定管理者制度による管理運営を予定しております高森温泉館の指定管理者選定に伴い、その委託料について、平成18年度から平成20年度までの3年間に必要となる経費5,250万円を限度額とする債務負担行為設定に係る予算を補正するものであります。

これは、指定管理者を公募する際に、予算上の措置が必要でありますけれども、公募の日程上、議会の招集する時間がないことから、専決処分したものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分しましたので、ご承認いただきますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号についてを採決いたします。本件について、承認すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 同意第1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第4 同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 同意第1号で、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

現在の固定資産評価審査委員会委員の野崎保男氏につきましては、3期9年間にわたり、固定資産の評価審査にご尽力、ご協力をいただいております。その期限が平成18年5月11日をもって満了するために、その後任の委員として、高森町大字高森2014番地の飯干平朗氏を選任いたしたく同意を求めるものでございます。同氏は、人格識見ともに高く、また、公平、中立、広く社会の実情に通じ、固定資産評価審査委員会委員として適任者でありますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

どうか、慎重ご審議の上に、ご同意を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます、ご提案説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号について採決いたします。

本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号、高森町固定資

産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

-----○-----

**日程第5 議案第7号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について**

○議長（相馬俊行君） 日程第5 議案第7号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） おはようございます。

議案第7号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてをご説明申し上げます。

今回、提案いたしましたこのことにつきましては、本年2月27日に合併いたしました合志市、3月1日合併いたしました和水町、また、3月27日に合併し、誕生いたします天草市の加入によるもので、それに伴いまして、それぞれの旧市町及び一部事務組合が脱退するため、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更するものでございます。

同文議決期間は18年2月2日から平成18年3月24日までとなっております。

慎重にご審議をいただき、速やかにご決定いただきますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号、熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

日程第6 議案第8号から日程第34 議案第36号については、本日は提案のみといたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号から議案第36号については、本日は提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第6 議案第8号 工事請負契約の変更について

○議長（相馬俊行君） 日程第6 議案第8号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） おはようございます。

議案第8号で提案いたしました工事請負契約の変更につきまして、ご説明を申し上げます。

ただいま施工しております高森東保育園の建築工事に、より安全を期すため、園庭へのスロープや誘導灯などを追加設置したことにより、当初契約金額に26万5,281円を追加契約するものでございます。

慎重審議いただきまして、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

-----○-----

#### 日程第7 議案第9号 町道の路線の認定について

○議長（相馬俊行君） 日程第7 議案第9号、町道の路線の認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） おはようございます。

議案第9号、町道の路線の認定についてご説明申し上げます。

本路線は、ふるさと農道として、延長2,324メートル、県営事業にて整備され、平成17年8月4日に熊本県より、財産譲渡を受けましたので、提案するもの

であります。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

**日程第 8 議案第 10号 高森町芙蓉館設置条例を廃止する条例について**

○議長（相馬俊行君） 日程第 8 議案第 10号、高森町芙蓉館設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 議案第 10号で提案いたしました高森町芙蓉館設置条例を廃止する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

芙蓉館につきましては、設置以来、高森町社会福祉協議会が入居し、管理を行ってまいりましたが、このたびの指定管理者制度への移行に伴い、寄贈者の意思に沿うことから、建物を社会福祉協議会へ譲渡することとしたため、この条例を提案したものでございます。

慎重審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

-----○-----

**日程第 9 議案第 11号 高森町国民保護協議会条例の制定について**

**日程第 10 議案第 12号 高森町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について**

○議長（相馬俊行君） 日程第 9 議案第 11号、高森町国民保護協議会条例の制定について、及び日程第 10 議案第 12号、高森町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを一括議題といたします。

議案第 11号及び議案第 12号について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 一括提案となりましたので、まず、議案第 11号、高森町国民保護協議会条例の制定について、提案説明を申し上げます。

本条例案につきましては、国におきまして、武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法でございますが、平成 16年 6月 18日に法律第 112号として公布されたことに伴いまして、平成 17年度中に県段階での国民保護計画の作成、また、市町村では平成 18年度中に市町村国民保護計画の作成が求められております。

その通称、国民保護法の規定の中で市町村においては、その区域に係る国民の保

護のための措置に関し、広く住民の意見を求め、その措置に関する施策を総合的に達するため、市町村国民保護協議会を置くということになっております。

さらに、組織及び運営に関し、必要な事項は市町村の条例で定めるということになっております。この協議会の委員の定数は35名以内としており、自衛隊、熊本県警察本部、町三役、消防本部、指定公共機関、地方公共機関、有識者、町職員を予定いたしております。

市町村国民保護モデル計画の素案というのが、消防庁国民保護室から示されておまして、18年度末の計画決定に向け、審議をしていくこととなります。

続きまして、議案第12号、高森町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例案につきましては、ただいま、先にご説明をいたしました市町村国民保護計画の中で定めることが求められております2つの対策本部の設置に係るものでありまして、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法でございます。及び武力攻撃事態等における我が国の平和の独立及び、国及び国民の安全の確保に関する法律、通称事態対処法と呼ばれております。その中で、国が必要と認めた場合に、その他の対策本部の設置を指定することとなっております。通知を受けました県市町村はこの対策本部を設置しなければならないとの規定がなされております。

このため、本条例の制定を提案するものでございます。

慎重にご審議をいただきまして、ご決定いただきますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

-----○-----

#### 日程第11 議案第13号 平成17年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第11 議案第13号、平成17年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第13号で提案いたしました平成17年度高森町一般会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成17年度の最終補正でありますので、歳入全般にわたって収入の確保を図り、歳出においては不用額を極力抑えるため、科目全般にわたり補正を行うとともに、財政状況が今後なお一層厳しい状況が予想されるために、その財源として基金の積立を計上いたしております。

今回の補正予算は、総額で4,838万円の減額となり、これを現計予算と合算いたしますと、43億8,655万6,000円となります。

9ページの第2表、統合保育園建設事業費は、園舎が現在、建築中ではありますが、18年度交付予定でありました国庫補助金が前倒しとして交付されることに伴い、17年度の単年事業として行うことになりました。このため、適正工期確保の関係から予算の繰越措置が必要となり、繰越明許費を設定するものでございます。

また、公共土木施設災害復旧費につきましては、昨年の台風により豪雨のため災害を受けたものでありますが、国土交通省の査定が12月の下旬となったために、年度内の完成が困難となった、道路3件につきまして、事業費を繰り越して、工事を行うものでございます。

10ページの第3表、債務負担行為補正は、統合保育園建設事業が17年度、単年度事業となったために、第3号補正で、債務負担の設定をさせていただきましたが今回その廃止を行うものでございます。

11ページの第4表の地方債の変更は、各事業実施に伴う限度額の補正でございます。

以下、歳入予算の主なものについて申し上げます。

14ページから、町税につきましては、町民税・固定資産税・たばこ税・軽自動車税など、現段階で収入見込額を計上しております。なお、町民税の法人税分につきましては、長引く不景気による企業の収益が見込めない状況となったために減額補正いたしました。自主財源であります地方税におきましては、今後とも徴収率アップに努め、収入の確保を図ってまいります。

また、15ページの地方交付税におきましては、国の補正予算に伴います普通交付税の追加交付額を計上いたしております。

17ページの商工費の使用料につきましては、温泉館使用料・湧水トンネル公園の使用料を、天候不良等によりまして入場者が減少したために、減額を行うものでございます。

19ページから20ページの民生費国庫負担金につきましては、支援費負担金の身体障害者施設分、知的障害者施設分の支援事業費減に伴う減額をそれぞれについて行ったものです。

21ページの農林水産業費国庫補助金の経営構造対策事業費補助金は、園芸施設建設事業費の国庫負担分であり、事業費の減額による補正でございます。

23ページから24ページの民生費国庫負担金の身体障害者福祉費負担金と支援費

負担金は、国庫負担金と同様の補正を行うものです。

25ページのまちづくり交付金は、中心市街地活性化拠点施設事業に対して、追加交付されるものでございます。

26ページの在宅老人福祉費補助金は、17年度の介護予防事業に対する追加交付分等の補正を行うものです。

30ページの資源保全施策実験事業委託金は、村山地区の草地保全事業に対する県委託金を計上いたしております。

33ページ、34ページの諸収入の雑入につきましては、広域行政組合から返還金、宝くじ収益による交付金、台風災害による森林保険給付金等を計上いたしております。

35ページの町債につきましては、現在、各事業債の許可見込額により調整をいたしました。

以下、歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

歳出予算全般にわたる人件費につきましては、手当額、共済掛け金等の最終見込みによる補正を行っております。

39ページの企画費につきましては、省エネルギービジョンの策定関係経費の確定による補正を行っております。

また、40ページの地域づくり対策事業費は、中心市街地活性化拠点施設整備事業関連経費の事業費確定等による最終調整を行っております。

47ページの老人福祉費につきましては、介護予防事業費の最終調整を行ったものであり、予算減額となりました。

50ページの老人保健事業費、国民健康保険事業費の繰出金につきましては、医療費の増額見込み等による特別会計への追加分を計上しております。

52ページの児童福祉施設費につきましては、高森保育園運営費や延長保育促進事業の減額分の補正を行っております。

57ページの保健事業費は、住民検診の減額分を、環境衛生費では、合併処理浄化槽設置事業の減額分をそれぞれ補正を行っております。

59ページの農業振興費の中山間地域等直接支払交付金補助金、経営構造対策事業費補助金は、事業の変更や入札残等による減額分の最終調整を行っております。

68ページの土木費の道路新設改良費は、町道下町～昭和2号線等の事業費減額による補正であります。また、単県道路事業負担金は、県道河原～新波野線、国道265号線等の整備に伴います事業費の減額であります。

78ページの教育費の社会教育施設費におきましては、色見コミュニティセンター建設に伴う設計委託、色見生涯学習センター校舎解体工事の事業費確定による補正を計上いたしております。

80ページ、81ページの災害復旧費につきましては、道路災害、農地災害、林道災害の事業費確定による補正を行っております。

82ページの基金費につきましては、これから財政の弾力的運用を図るために、財政調整基金などの積立を行うための予算を計上しております。財政調整基金につきましては、この4,199万4,000円を積み立てることにより、平成17年度の3月補正後の現在高は約3億483万円となる見込みです。なお、他の基金につきましては、基金利子相当分を計上いたしております。

最後になりますが、平成17年度会計も年度末となりましたので、予算の執行に万全を期し、限られた予算で最大の効果を上げられるよう、なお一層の事務事業の効率化を図りながら、健全な財政運営の推進に心がけ、平成18年度へとつないでいく所存でございます。

以上、今回、提案しております補正予算につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、本議案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

**日程第12 議案第14号 平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について**

**日程第13 議案第15号 平成17年度高森町老人保健特別会計補正予算について**

○議長（相馬俊行君） 日程第12 議案第14号、平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、及び日程第13 議案第15号、平成17年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを一括議題といたします。

議案第14号及び議案第15号について、提案理由の説明を求めます。税務課長 二子石衛君。

○税務課長（二子石衛君） 議案第14号、平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明をいたします。

今回の補正につきましては、既定予算の歳入歳出予算総額にそれぞれ3,214万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億1,297万円とするものです。

主な補正の内容につきましては、一般被保険者、退職被保険者等の医療費の3月

から10月分の実績と11月分から2月分の医療給付費の支出見込額を勘案し、所要の補正を行ったものであります。

その他、国保運営のための事務的な経費、老人医療拠出金、共同事業拠出金等で、執行残が見込まれるものについて、それぞれ減額補正を行っております。

続きまして、議案第15号、平成17年度高森町老人保健特別会計補正予算について、ご説明をいたします。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,498万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,455万5,000円とするものです。

主な補正の内容といたしましては、3月から10月分までの老人医療の給付費の実績と11月分から2月分の支出見込額を勘案し、2,498万7,000円を追加したものであります。

以上、議案第14号、議案第15号について、ご説明をいたしましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、説明を終わります。

-----○-----

#### 日程第14 議案第16号 平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第14 議案第16号、平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 議案第16号で提案いたしました平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算第3号につきまして、ご説明を申し上げますが、その前に、大変恐れ入りますが、字句の訂正をお願い申し上げます。1ページ、第1条、歳入歳出の総額にとありますものを総額からにご訂正方をお願い申し上げます。

それでは、内容につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ600万5,000円を減額し、総額6億3,643万5,000円とするものでございます。

主なものは、歳入では、保険料が116万円、介護給付費で954万7,000円、調整交付金で380万円の増額になりましたものの、昨年10月の制度改正に伴う給付費の減額に伴い、介護給付費交付金や介護保険給付金は総額で728万3,000円の減額となりました。

歳出の主なものは、介護サービス等諸費が609万5,000円減額になりましたが、これは先ほど申し上げました制度改正により、施設入所者の食費や住居費の

負担増により、保険者である町の持ち出しが減少したものでございます。一方、これらの負担が伴い、居宅での支援サービス諸費は増額いたしました。

説明が前後いたしますが、7ページ、第2表、地方債の補正は、借り入れを予定しておりましたが、幸い、借り入れをしなくても運営できることとなりましたので、減額しゼロとしたものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

**日程第15 議案第17号 平成17年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について**

**日程第16 議案第18号 平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について**

○議長（相馬俊行君） 日程第15 議案第17号、平成17年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、及び日程第16 議案第18号、平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを一括議題といたします。

議案第17号及び議案第18号について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） 議案第17号、平成17年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算第3号について、説明を申し上げます。

今回の補正は、既定予算から1,148万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億6,389万2,000円とするものでございます。

地方債の補正は、5ページ、第2表のとおりで、事業費の確定による限度額を変更するものです。

7ページからの補正の概要ですが、歳入は、菅山地区飲料水供給施設整備事業に係る国庫補助金及び菅山地区飲料水供給施設整備外4工事に係る町債を減額、歳出は、執行見込みによる減額補正が主なものになっております。

次に、議案第18号、平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算第3号について、説明を申し上げます。

今回の補正は、既定予算から200万円を減額し、その総額を1,438万5,000円とするものです。

6ページからの補正の概要は、歳出見込額の減少に伴い、歳入予算のB基金からの繰入金を減額補正するものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしく  
お願いいたします。

-----○-----

**日程第 17 議案第 19 平成 17 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予  
算について**

○議長（相馬俊行君） 日程第 17 議案第 19 号、平成 17 年度高森町鉄道経営対策  
事業基金特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 議案第 19 号でご提案申し上げました平成 17 年度高  
森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について、ご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ 3 万 6,000 円を追加  
して、歳入歳出予算の総額を 2,581 万 4,000 円とするものであります。

なお、平成 17 年度末基金残高は、自治体基金 3 億 9 万 4,000 円、住民基  
金 3,314 万 3,000 円となります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申  
し上げ、説明を終わります。

-----○-----

**日程第 18 議案第 20 号 平成 18 年度高森町一般会計予算について**

○議長（相馬俊行君） 日程第 18 議案第 20 号、平成 18 年度高森町一般会計予算  
についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第 20 号で提案いたしました平成 18 年度高森町一般会計  
予算の概要について、ご説明を申し上げます。

国の平成 18 年度地方財政措置についての基本的な方針は、経済財政運営と構造  
改革に関する基本方針 2005 を踏まえ、平成 17 年度に引き続き、従来の歳出改  
革路線を堅持し、強化することとし、従来にもまして、歳出全般にわたる徹底した  
見直しを行い、歳出の抑制と所管を超えた予算配分の重点化、効率化を実施するこ  
とにより、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても、極力抑制するこ  
ととされています。

一方、地方財政は、地方税収や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にあ  
る中で、公債費が依然高水準であることや、社会保障関係費の自然増があることな  
どにより、平成 8 年度以降 10 年連続して、財源不足を生じるという深刻な事態に

直面をいたしております。

また、数次の景気対策による公共事業の追加や減税の実施等により、借入金残額が急増しており、平成17年度末においては、地方債残高が205兆円に達する見込みとなっており、今後、その償還金が財政をさらに圧迫する要因となることなどから、地方財政は極めて厳しい状況にあります。

本町財政についても同様であり、これまで行財政改革に取り組んできたところですが、限られた財源の中で多様化する住民のニーズに対応するには、徹底した事務事業の見直しを図り、効率的で持続可能な財政構造へ転換を図っていく必要があります。

このような変化の厳しい情勢の中で、編成いたしました平成18年度予算は、歳入においては、自主財源の確保並びに基金並びに町債の有効活用に心がけ、歳出については、事務費から事業費まで必要性、事業効果について再確認を行い、徹底した見直しを図りました。

今回、提案しております一般会計の予算総額は41億4,300万円で、平成17年度当初予算比で、マイナス4.8%となっております。

その主な財源は、町税4億6,775万8,000円、地方交付税18億7,500万円、使用料及び手数料1億3,237万9,000円、国庫支出金2億1,986万5,000円、県支出金2億1,000万4,000円、繰入金2億6,066万5,000円、町債5億6,320万円などであります。

また、歳入の予算の主なものについて、ご説明を申し上げます。

町税につきましては、長引く経済不況、昨年の台風被害の影響を考慮するとともに、前年度の実績見込み等を踏まえ計上いたしております。

地方交付税につきましては、国における経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005を遵守するとともに、地方財政計画上の普通交付税の削減率等を考慮し、前年度比0.7%減額予算を計上しております。

次に、繰入金につきましてではありますが、増大する行政需要に対応するため、財政調整基金をはじめとする基金繰入金を計上しております。また、農業用水基金を繰替運用として、1億円を繰り入れることといたしました。これは、平成18年度から地方債の借り入れにおきまして、従来の許可制から協議制に変更されることに伴い、地方債を最小限に抑えたことや、現在の低利の預金利率による農業用水供給事業の歳入不足を同時に解消する得策として、今年度試みることであります。

次に、町債につきましては、昨年に引き続き、発行される臨時財政対策債は、普

通交付税の基準財政需要額から振り替えられたものであり、地方財政計画を参考に発行額を計上しております。なお、臨時財政対策債については、後年度、普通交付税算定に用います数値に100%算入されることとなっております。その他、町債充当の主な事業といたしまして、町道整備事業、色見・上色見・草部コミュニティーセンター事業等の予算を計上いたしております。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

まず、議会費については、議会活動に伴う経常的な経費や各特別委員会等の活動経費を計上しております。

次に、総務費につきましては、企画費において、新エネルギービジョン策定事業経費を計上しております。この事業は、平成17年度に実施いたしました省エネルギービジョン策定事業による計画を補完するもので、100%補助により実施するものです。

また、町民一人一人に交通安全意識を普及し、交通安全の意識の高揚を図るとともに、事故のないまちづくりを推進するために、交通安全施設の整備費用を計上し、安全なまちづくりに努めてまいります。

地籍調査費につきましては、昭和54年度に事業着手以来、現在、計画面積の約61.2%の進捗率となっております。今後の調査事業の早期完了を図るため、昨年度から3班体制で実施しておりますが、今年度も大字野尻地区の一部4.1平方キロメートルを3班体制で調査いたします。

次に、民生費について申し上げます。社会福祉総務費では、敬老事業、各種団体の負担金、助成金等を計上いたしております。また、社会福祉協議会への運営助成を行い、地域福祉の充実を図ります。障害福祉費では、支援費事業及び身体、精神障害者の居宅生活支援のための経費を計上いたしております。老人福祉費は、介護保険対象外の方々の介護予防、生活支援サービス、施設措置関連の予算を計上し、増加する高齢者への福祉増進に努めてまいります。

同和対策費では、同和問題の解決を目指し、人権問題全般に取り組みながら、なお一層の強化を図るため、行政、企業、各種委員を中心とした人権啓発講演事業、人権意識の普及、高揚を図るため、第9回人権啓発フェスティバルを開催し、全町民への啓発事業を実施いたします。

児童福祉費は、通園しやすい環境を整備し、延長保育促進事業等を取り入れた保護者のニーズに応える保育をなお一層推進してまいります。

次に、衛生費です。住民健診及び各種検診を一元化した複合健診の推進により、

受診率の向上を図り、健診結果から生活習慣病対象者に対して、個別健康教室を実施し、その予防や進行防止をするための経費を計上いたしております。予防費では、各種予防接種ワクチン関連の経費を計上し、幼児から高齢者までの幅広い対象で感染を予防します。

し尿処理、生活排水については、基本計画により合併処理浄化槽の普及に努め、本年度も40基の整備をするための経費を計上しております。

次に、農林水産業費について申し上げます。農業振興費は新規事業として施行する資源保全施策事業や引き続き中山間地域直接支払事業を推進し、農地の保全を強化します。農業後継者の減少や農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増加に伴う地域資源の適切な管理に支障を来すことが懸念されるために、多面的機能を持つ地域資源を活かした農業振興の検討を行う経費を計上しております。農業活性化施設費は、有機農業の拠点施設として土づくりを基本とした自然環境型農業の推進を図ります。また、高性能大型農業機械による受託事業を行い、後継者不足等による農家の労働力不足を補うための経費を計上いたしております。

林業振興費ですが、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林崩壊が危惧されており、本年度も引き続き、高齢級の間伐事業の推進、森林交付金事業等を活用し、水資源涵養機能の強化を図ります。

次に、商工費について説明を申し上げます。観光交流センター完成に伴い、新たな管理を行うための予算を設定し、そのための維持管理費を計上しております。なお、管理につきましては、管理経費の状況を見る上から、本年度は指定管理者による管理とはせずに、高森町観光協会に一部委託することといたしております。観光費につきましては、町外からの観光客をよりスムーズに誘導するための観光案内板設置経費や観光交流センターの完成に伴い解体することとなりました中央公園公衆トイレの撤去経費を計上いたしております。また、温泉館管理費につきましては、18年度から指定管理者によります運営とすることから大幅な減額となっております。その他イベントにつきましては、4月の高森峠千本桜祭から12月のクリスマスファンタジー並びに来春の新酒ふるさと味祭等でいろいろなイベントを展開し、なお一層の集客努力を行い、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、土木費であります。道路は住民生活の上で必要不可欠なものであり、産業経済の発展はもとより、教育文化の交流の源であり、社会活動を営む上で最も根幹となる社会資本であります。このようなことから、総合計画、過疎計画等に基づき、幹線道路である社倉～水迫線、色見環状線などの整備を行ってまいります。ま

た、県道改良に伴います負担金も計上しております。町道の維持・管理につきましては、各地域からの要望をもとに、側溝布設や視距改良、オーバーレイなどを施行する他、バス路線の障害木の枝落とし等、道路環境改善整備費用を計上いたしております。

住宅費では、高齢化社会に対応した住環境の整備、居住水準の向上による定住者の確保のために、町園団地環境改善事業や来年度整備予定の須坂B団地の設計委託料等の経費を計上いたしております。

次に、消防費であります。自治消防につきましては、常備消防とともに、地域防災の要として活躍を見ておりますが、団員意識の高揚と技術向上を図るために、消防学校の教育訓練等の参加経費を計上いたしております。また、消防団の作業時の快適性と安全性を確保するとともに、消防団のイメージアップを図り、青年層への加入促進の強化を目的とするために、難燃性Tシャツを配布する経費を計上いたしております。

次に、教育費について申し上げます。132ページからの教育総務費については、中学校教科書改訂、登下校用スクールバス委託料、複式学級への町費職員や心の教室相談員を配置する経費を計上いたしております。また、小学校費につきましては、老朽化しております中央小学校の体育館耐震補強工事や危険箇所の改修、教材用のパソコンの入れ替えや学校内での不審者等への対応手段として、無線警報装置、校内放送システムの導入予算を計上しております。中学校費につきましては、旧町民プール並びに高森中学校住宅の解体、小学校と同様に、不審者等への対応のための予算を計上いたしております。施設関係の旧色見・上色見小学校跡地利用計画につきましては、実施計画に基づき、地域住民交流のための拠点施設を建設いたします。

社会教育費は、学校、地域、社会教育の融合の観点から生涯学習支援システムを充実し、芸術文化の振興、青少年への健全育成や高齢者等の健康増進とスポーツ振興を図るための経費を計上しております。また、人権同和教育につきましては、お互いの人権を尊重し合い、差別のない人権共存社会の実現を目指します。

保健体育費につきましては、町民のスポーツ振興のため、体育指導委員相互の協力体制を充実させ、資質の向上を図るとともに、地域住民スポーツ振興に貢献する事業を実施しております。

災害復旧費関連ですが、公共土木施設については、災害時を想定し、設計委託料等を計上いたしております。

最後に、公債費でございますが、本年度予算については、公債費の占める割合は19.8%になっております。昨年度と比較してみますと、1.6%の増となっております。公債費につきましては、ここ数年、償還のピークを迎え、厳しい状況となりますが、その動向に注意を払い、今後とも財政状況を見極めながら、財政の健全運営に努めてまいります。

以上、平成18年度予算案の概要につきまして、ご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、何とぞご賛同賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

しばらく休憩いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時04分

再開 午前11時16分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第19 議案第21号 平成18年度高森町国民健康保険特別会計予算について

日程第20 議案第22号 平成18年度高森町老人保健特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第19 議案第21号、平成18年度高森町国民健康保険特別会計予算について、及び日程第20 議案第22号、平成18年度高森町老人保健特別会計予算についてを一括議題といたします。

議案第21号及び議案第22号について、提案理由の説明を求めます。税務課長 二子石衛君。

○税務課長（二子石衛君） 議案第21号、平成18年度高森町国民健康保険特別会計予算について、ご説明をいたします。

18年度当初予算の総額は歳入歳出それぞれ10億600万円、これは前年度より12%、1億810万円の増でございますが、予算を編成しております。

主な内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細によりご説明をいたします。

特別会計の予算の性格上、16ページの歳出からご説明をいたします。

まず、第1款総務費、第1項の総務管理費から第4項までは、国保運営のための事務費等の経費でございます。1,126万4,000円を計上しております。

20ページ、国保予算の中核でございます第2款の保険給付費、第1項の療養諸費についてでございますが、一般被保険者の分の療養給付費、前年比で11.5%増の4億6,368万6,000円、退職者の給付費、これは60%増の1億3,851万6,000円など、合計で6億771万3,000円、第2項の高額療養費につきましては、一般被保険者、退職被保険者等の高額療養費でございますが、7,073万5,000円を計上しております。

22ページ、第3款老人保健拠出金でございますが、医療費分として2億2,286万4,000円、事務費282万円、これは前年に比べますと426万円の減となっております。合計2億2,568万4,000円を計上しております。

第4款介護納付金5,857万2,000円、本年度、18年度におきましては、2号被保険者の上限、限度額8万円を9万円に引き上げることが予定されております。

第5款共同事業拠出金につきましては、1,966万円、24ページ、保健事業費につきましては、血管若返り教室、人間ドック助成等、昨年とほぼ同じ予算685万4,000円を計上しております。

次に、歳入ですが、前に戻りまして、9ページからでございます。款1国民健康保険税、一般被保険者、退職者、介護保険納付金等、現年度分として2億1,056万5,000円、税率改正は今のところを予定しておりません。その他繰越分などを含めまして、総額で2億3,624万2,000円、国保税、介護保険納付金の現年課税分につきましては96%、滞納につきましては11%の徴収率を見込んでおります。

10ページ、第3款の国庫支出金、第1項の国庫負担金、これは一般被保険者の療養給付費の国庫負担、それから、老人保健の拠出分ですね。それから、介護保険、合計で2億6,878万6,000円を見込んでおります。

11ページ、第2項の国庫補助金につきましては、医療諸費の財政を調整するための補助金でございます。普通調整交付金1億1,391万3,000円、特別調整交付金、これは結核疾患、あるいは精神病棟に係る医療の給付ですね、この補助金でございます。合計で1億3,765万5,000円を見込んでおります。

第4款の療養給付費等交付金につきましては、退職者の医療費、それから老人保健医療拠出金に対する社会診療報酬支払基金からの交付金でございます。1億5,312万2,000円を計上しております。

12ページ、第5款県支出金につきましては、一般被保険者の療養給付費、それ

から老人保健拠出金、介護納付金等の財政を調整するための県からの交付金です。  
3,564万2,000円。

13ページ、第8款繰入金につきましては、町の一般会計からの繰入金、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金、それから、安定支援事業、町の補助ですね、合計5,770万9,000円を予定しております。

14ページ、第9款繰越金につきましては、前年度からの繰越金9,720万9,000円を見込んでおります。

続きまして、議案第22号、平成18年度高森町老人保健特別会計予算について、ご説明をいたします。

18年度当初予算につきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億460万円で編成しております。

主な内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により説明いたしますが、これも、まず、歳出から、11ページでございますが、説明いたします。

第1款第1項の医療諸費です。医療給付費につきましては、前年比750万円増の10億8,750万円、医療支給費、高額療養費等の現金給付分ですね、これを1,344万円、審査支払手数料365万1,000円、合計で11億459万1,000円を計上しております。

7ページに戻りまして、歳入でございますが、主にこの11億459万1,000円の歳出をもとにそれぞれ国・県・支払基金、町等で分担をしております。

まず、第1款第1項の支払基金交付金ですが、これは医療費交付金、審査支払手数料交付金としまして5億7,981万1,000円、8ページ、第2款国庫支出金につきましては、医療費負担金として3億4,985万5,000円、9ページ、第3款の県支出金につきましては、医療費負担分として8,746万4,000円、第4款の繰入金、町からの繰入金ですが、医療給付費、医療支給費として8,746万3,000円を計上しております。現在、大きな医療制度の改革が行われようとしております。老人保健、また国保につきましても、今後とも改正の動向、あるいは医療費の動向等を注意深く見守りながら、適正な事業運営を図っていきたくております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定いただきますようお願いしまして、説明を終わらせていただきます。

-----○-----

日程第21 議案第23号 平成18年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第21 議案第23号、平成18年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 議案第23号で提案いたしました平成18年度高森町介護保険特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

18年度は、介護保険制度第3期目の初年度に当たり、内容も大幅に見直されたところがございますけれども、その主なものは基幹型在宅介護支援センターや地域型在宅介護支援センターが廃止され、包括支援センターを設置することとされたこととあります。これにつきましても、委託運営ができることとされておりますが、介護保険制度そのものがまだまだ成熟していない状況でございます。これからは制度が改正されることも考慮いたし、臨機応変に対応できるような直営で運営することといたしました。

これに伴い、平成18年度当初予算は、歳入歳出それぞれ6億2,062万9,000円として編成をさせていただきました。

歳入の主なものは、保険料、国庫支出金、調整交付金、介護給付費交付金及び県負担金や一般会計からの繰入金などがございます。本年は、冒頭に申し上げましたように、第3期目の初年度に当たりますことから、後ほど、介護保険条例の一部改正の議案で説明をさせていただきますが、向こう3年間の事業費を推計した上で、介護保険料の改定も行わせていただき、8ページ、第3表でお願いいたしております。地方債の借入れをしないで済むような運営を心がけていきたいと思っております。

なお、本年より国庫負担金が5%減らされまして、その分を県負担金で補うこととされております。

次に、支出の主なものについてご説明申し上げます。介護保険法の改正による制度運営上、17年度に比較し、各款項目毎にかなり増減幅が大きくなっております。その中で、支出総額の8割以上を占める介護保険サービス諸費につきましては、施設入所者の個人負担が発生しましたことによりまして、前年度当初に比較し減額をいたしております反面、これを補うような形で低所得者の救済措置として、特定入所者介護サービス等費を新たに計上させていただいております。その他にも特定入所者サービス事業や包括支援センターの立ち上げに伴う活動費などを計上させていただきましたが、法改正後の制度運営につきましては、まだまだ不確定要素が多いということから、年度途中での補正等も十分考えられますので、議員各位の

ご理解をよろしくお願いを申し上げます。

また、7ページ、第2表で、債務負担行為のご承認をお願いいたしておりますが、これは基幹型在宅介護支援センター、これはもう本年度3月で閉鎖するわけでございますけれども、老人に関するデータやケアマネジメント業務の請求に関する国保連合会とのデータ交換システムなどに活用しておりましたものを新たに設置いたします包括支援センターで引き継ぐためのものがございます。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重にご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

**日程第22 議案第24号 平成18年度高森町簡易水道事業特別会計予算について**

**日程第23 議案第25号 平成18年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について**

○議長（相馬俊行君） 日程第22 議案第24号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計予算について、及び日程第23 議案第25号、平成18年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを一括議題といたします。

議案第24号及び議案第25号について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） 議案第24号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計予算について、説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を2億1,600万円とするもので、地方債は、事業予定しております野尻地区簡易水道施設改良外水道本管布設替え事業に伴う過疎対策事業債、簡易水道事業債であり、限度額を4,210万円としております。

9ページからの歳入予算の概要を説明申し上げます。

第1款使用料及び手数料は前年度並み、款2国庫支出金は、先ほど申し上げました野尻地区簡易水道施設改良に伴う国庫補助金を、款3繰入金は、起債償還の一般会計からの繰入金を、款6諸収入は、町道5路線の改良事業に伴う水道本管布設替えの受託事業費を、款7地方債は、野尻地区簡易水道施設改良事業外の過疎対策事業債、簡易水道事業債をそれぞれ計上いたしております。

12ページから歳出予算につきましては、款1水道費では、経常的な経費のほかに野尻地区簡易水道施設改良事業実施設計委託料、及び工事請負費、大村配水池管理道路整備に係る原材料費を計上しております。また、款2公債費では、これまでの起債事業に係る償還金を計上いたしております。

続きまして、議案第25号、平成18年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について、説明申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,650万円とするもので、概要につきましては、7ページから説明申し上げます。

歳入の款1財産収入は、A基金のうち1億円を国債で運用しておりますが、18年度は新たに1億円を一般会計で運用することとしております。款2繰入金は、B基金の利息の残り、B基金の積立分、A基金からの一般会計運用分の1億円を計上しております。

歳出につきましては、一般会計運用貸付金を除けば、光熱水費は予算の大部分を占めております。

以上、説明申し上げますが、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

-----○-----

#### 日程第24 議案第26号 平成18年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

#### 日程第25 議案第27号 高森町観光交流センター条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 日程第24 議案第26号、平成18年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、及び日程第25 議案第27号、高森町観光交流センター条例の制定についてを一括議題といたします。

議案第26号及び議案第27号について、提案理由の説明を求めます。企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 議案第26号でご提案申し上げました平成18年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算案について、ご説明いたします。

当初予算規模は歳入歳出92万4,000円であります。

歳入には、自治体基金及び住民基金の運用収入を計上し、歳出では基金運用収入をそれぞれ積み立てることとしております。

次に、議案第27号でご提案申し上げました高森町観光交流センター条例の制定について、提案理由を説明します。

今回の提案は、平成17年度において、国土交通省、まちづくり交付金を財源として建設しております施設の設置に関する条例であります。施設名を高森町観光交流センターとして設置するものでございますが、地方自治法第244条の2の規定、及び同法第96条第1項第1号の規定により、議会にお諮りするものでござい

ます。

なお、本条例につきましては、地方自治法改正によりまず指定管理者制度の導入につきましても対応できるものとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

- 日程第 2 6 議案第 2 8 号 高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 7 議案第 2 9 号 高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等の条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 8 議案第 3 0 号 高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 9 議案第 3 1 号 高森町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 0 議案第 3 2 号 高森町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 1 議案第 3 3 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第 2 6 議案第 2 8 号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてから日程第 3 1 議案第 3 3 号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまで、6 件を一括議題といたします。

議案第 2 8 号から議案第 3 3 号まで、6 件について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） ただいま一括提案となりました議案第 2 8 号から議案第 3 3 号までの 6 議案の提案説明を申し上げます。

議案第 2 8 号から議案第 3 1 号につきましては、特別職等の給与、特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に係る条例の一部改正でございまして、町長より高森町特別職報酬等審議会に諮問がなされておりました特別職の報酬等の額の改定につきまして、平成 1 8 年 2 月 2 0 日答申がなされましたので、検討をいたしました結果、今回の提案となったものであります。

まず、議案第 2 8 号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例でございしますが、議員さん方に係る報酬を約 7 %減額いたし、月額をそれぞれ敬称を略さ

させていただきますが、議長 29万500円、副議長 23万9,600円、常任委員長 22万7,800円、議員 21万7,800円とし、また、費用弁償につきましては、特別職の非常勤職員に係る町内日当及び町内宿泊料を廃止するものでございます。

なお、熊日紙上で議員以外の非常勤職員との記載がございましたが、このことにつきましては、昨年の3月議会定例会後に議会より町内日当の廃止、費用弁償等の削減について、条例改正の申し出が町長にすでになされておりましたので、審議会に諮問されなかったということによるものでございます。

また、民生委員・児童委員につきましては、都道府県の地方公務員であると介されていることから、その費用弁償は都道府県からの支給となっておりますので、削除をいたしております。

次に、議案第29号、高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例についてでございますが、この条例につきましても、町内日当及び町内宿泊料を廃止するものでございます。

次に、議案第30号、高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、議員さん方同様、町長、助役、収入役の給料を現行から7%減額し、それぞれ72万6,300円、54万5,900円、53万100円とすることとし、県内日当を2,000円から1,000円に減額するものでございます。

次に、議案第31号、高森町教育委員会教育長の給与、勤務時間、及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、教育長の給料の額を同じく7%減額し、50万9,600円とするものでございます。

次に、議案第32号、高森町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、職員に係る出張の場合の日当につきまして、県内1,900円を1,000円に減額改正、また、日当を支給しない地域の指定中、市町村合併によりまして、大分県荻町が大分県竹田市となっておりますので、改正をいたすものでございます。

次に、議案第33号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本議案につきましては、平成17年11月14日、経済財政諮問会議より総人件費改革基本方針が示されたことによりまして、給与構造の改革について検討が進められ、人事院において、本年の勧告に取り組みされたもので、条例の改正を提案いた

すものであります。

その内容といたしましては、今までは職員の昇給月が4月、7月、10月、1月の4回に分かれておりましたが、今後、1月1日のみと昇給月の一本化を行い、職務の級を現行8級から6級への再編、また、本年4月1日付けで全国共通に適用されております給与表の水準を平均4.8%引き下げ、号給を4分化した上で、勤務実績の評価に基づく昇給が実施されることとなります。

また、附則第7条におきましては、給与の切り替えに伴う経過措置といたしまして、新たな給与表の給料月額が平成18年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しましては、その達するまでの間は新たな給料月額に加え、新旧給料月額の差額を支給するなどの規定がなされております。

今回の改革は、年功的な給与上昇を抑えた抑制型の給与構造への転換を図るものでありまして、長期的には人件費は抑制されることとなります。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重に審議をいただき、ご決定賜りますようお願いをいたしまして、提案説明といたします。

-----○-----

### 日程第32 議案第34号 高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第32 議案第34号、高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） 議案第34号、高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、本年1月31日、議会臨時会において、議決いただきました生涯学習施設の使用料金改正により、小・中学校施設の開放に伴います使用料金を統一化するものであります。

改正内容といたしましては、従来、各種目ごとに料金設定しておりましたが、今回、生涯学習施設の使用料金と同じく半面使用、全面使用とし、集会室、講堂については、現在、学校施設に存在しませんので、条文中より削除することといたしました。

慎重に審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

-----○-----

**日程第 3 3 議案第 3 5 号 高森町介護保険条例の一部を改正する条例について**

○議長（相馬俊行君） 日程第 3 3 議案第 3 5 号、高森町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 議案第 3 5 号で提案いたしております高森町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

これは、平成 1 8 年度より 2 0 年度までの 3 年間、第 3 期の介護保険を運営するための保険料を改正するための条例を改正するものでございます。

第 3 期の運営につきましては、高森町老人保健福祉計画、介護保険事業計画推進委員会を開催し、ご協議をお願いし、高齢者人口や要支援、要介護が必要となるであろう人数を推計の上、それに要する費用を算出しました結果、現在の月額基本保険料 3, 4 0 0 円を 5 0 0 円値上げをさせていただきまして、月額基本保険料 3, 9 0 0 円に改定することを了承いただきましたので、ここに条例改正をお願いしたものでございます。

同時に、低所得者層に対する減額措置や高額所得者に対する割り増し保険料の改定も提案させていただいておりますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

-----○-----

**日程第 3 4 議案第 3 6 号 高森町給水条例の一部を改正する条例について**

○議長（相馬俊行君） 日程第 3 4 議案第 3 6 号、高森町給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） 議案第 3 6 号、高森町給水条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

提案理由に記載しておりますように、現在、事業を進めております菅山地区飲料水供給施設につきましては、4 月から給水を開始することにしておりますが、町給水条例に給水区域及び料金の規定を追加する必要があるため、今回提案をさせていただいたものです。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） ここで、町長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほど、議案第20号で提案説明を申し上げた中で誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。まず、地籍調査面積を3.84平方キロメートルと申し上げましたが、4.1平方キロメートルでございました。次に、須坂B団地の整備を本年度と申しましたが、来年度の誤りでございます。次に、公債費増を1.9%と申しましたが1.6%であります。

以上、3点を訂正いたしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） ただいまの町長の発言の訂正については、訂正のとおり認めることにします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

-----○-----

散会 午前11時52分

3 月 9 日 (木)  
(第 2 日)

## 平成18年第1回高森町議会定例会（第2号）

平成18年3月9日

午前10時02分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

日程第1 議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案に対する質疑・付託並びに採決

日程第3 休会の件について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	12 番	三 森 義 高 君
13 番	佐 伯 金 也 君	14 番	後 藤 英 範 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町 長	藤 本 正 一 君	収 入 役	芹 口 誓 彰 君
教 育 長	渡 辺 哲 郎 君	総 務 課 長	岩 下 健 治 君
企画財政課長	村 上 源 喜 君	商工観光課長	岩 下 昭 久 君
住民生活課長	瀬 井 公 吉 郎 君	保健福祉課長	佐 伯 秀 和 君
税 務 課 長	二 子 石 衛 君	農林振興課長	岩 下 光 広 君
建 設 課 長	色 見 隆 夫 君	水資源対策課長	後 藤 秀 希 君
草部出張所長	岩 下 生 人 君	野尻出張所長	桐 原 一 紀 君

収入役室長	佐伯実範君	教育委員会事務局長	廣木富八君
オーガニックアグリ センター長	杉田則秋君	企画財政審議員	甲斐敏文君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	後藤正三君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時02分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

阿南哲也助役については、本日は病気療養のため、出席できないとのことであり  
ますので、報告しておきます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いま  
すが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進  
めます。

-----○-----

日程第1 議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて

○議長（相馬俊行君） 日程第1 議案第37号、職員の育児休業等に関する条例の一  
部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） おはようございます。

議案第37号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、  
提案説明を申し上げます。

今回、追加提案いたしました本条例も先の議案第33号で説明いたしました給与  
条例と関係がありまして、人事院勧告により、新給料表が4分割されたことに伴い  
まして、育児休業をした職員が職務に復帰した場合、今まで昇給月も年4回であつ  
たわけでございますが、今後、1月1日の1回だけとなりますので、その職務に復  
帰した日及びその日以後における最初の昇給日、またはそのいずれかの日に昇給の  
場合に準じて、そのものの号給が調整できるようになったものであります。

また、それに伴いまして、昇給短縮の期間の短縮に係る項目を削除するもので  
ございます。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願い  
をいたしまして、提案説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行いま

す。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

## 日程第2 議案に対する質疑・付託並びに採決

○議長（相馬俊行君） 日程第2 議案に対する質疑・付託並びに採決を議題といたします。なお、答弁については、自席からの発言を許します。

-----○-----

## 議案第8号 工事請負契約の変更について

○議長（相馬俊行君） 議案第8号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12番 三森でございますが、工事請負契約変更ということでございます。これについては、先の議会で認めたところでございますけれども、要するに、設計段階でこの議案については、大体入るべき設計ではなかったろうかという気がするわけでございます。一応、入札が終わりまして、工事をする段階になって、また設計変更ということに、いつもそのような形が出てまいりますと、大変入札価格になかなか反映しづらいという面がありますが、その点、担当としてお考えをいただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） お尋ねの件でございますが、確かにお話のように、当初から私どもの方の保健福祉課でございますので、主管する事業でございますので、特に、バリアフリー等については十分考慮はいたしておりますが、その後、入札しました後でご存じのように、ハートビル法に伴います東横インのホテルの分が出てまいりました。再度、確認をいたしましたところ、当然、法に則って設計は行っております。したがって、その瑕疵はないわけでございますけれども、なお

かつこの際、やっぱりここまではすべきだろうという点が出てまいりましたので、この際、入れさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 当時の契約についても、いろいろと意見を申し上げたところでございます。ましてや、また、特に、スロープあたりと申しますと、これは障害者のためのスロープでもございますし、特に、町独自、また国独自で進んでいかなければならない工事ではなかろうか、こういうことがまず第一に抜けておること自体が設計の中でまた担当として、それをはっきりとした形で打出しができなかった、ここらあたりが大変こちらとしてはおかしいなという気がするわけでございます。そういう形で何事も工事をする上においては、設計があつての工事、また、その工事の後にいろいろと障害が出てまいります。それについての工事の分担、設計分担、あるいは工事の分担、その中で責任の度合いというのが出てきます。そこらあたりは、非常に今までの公共工事の中で問題点が非常に出ておるのも事実です。そこらあたりははっきりしていないと、追加という形で何事もやっていきますと、その責任範囲、許容範囲、そこらあたりがなかなか明確に出てこない。また不具合が出てくる。そういう可能性があるという、そこらあたりは今後、慎重にやっていたかかないと、追加工事というのがいつも工事の中で出てくるのが事実。特に今回の場合は、説明にもありました、先ほどから申しております障害者保護の立場、このあたりは特に、慎重に考えていただきたい、かように思うわけでございます。

この契約だけに限らず、今後の公共工事において、特に、町長のそのあたりのお考えをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議員さんの方からご注意いただきましたように、今着工したばかりでございますけども、設計変更をお願いすること自体も私も考えがおかしいと思いますけども、今、ハートビル法などがございます。その配慮と申しますか、設計の中にその配慮が少し不足していたと思っております。今後は、十分設計段階、またその受け取りの前に十分そのあたりの注意をして、極力、そういう設計変更に至らないようにしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 議案第9号 町道の路線の認定について

○議長（相馬俊行君） 議案第9号、町道の路線の認定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 議案第10号 高森町芙蓉館設置条例を廃止する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第10号、高森町芙蓉館設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

**議案第 1 1 号 高森町国民保護協議会条例の制定について**

○議長（相馬俊行君） 議案第 1 1 号、高森町国民保護協議会条例の制定についてを議題とします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 1 号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 1 1 号、高森町国民保護協議会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第 1 2 号 高森町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について**

○議長（相馬俊行君） 議案第 1 2 号、高森町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題とします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 2 号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 1 2 号、高森町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定については、原案のとおり可決

されました。

-----○-----

**議案第 13号 平成 17年度高森町一般会計補正予算について**

○議長（相馬俊行君） 議案第 13号、平成 17年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 13号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

**議案第 14号 平成 17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について**

○議長（相馬俊行君） 議案第 14号、平成 17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 14号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

**議案第 15号 平成 17年度高森町老人保健特別会計補正予算について**

○議長（相馬俊行君） 議案第 15号、平成 17年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

**議案第16号 平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算について**

- 議長（相馬俊行君） 議案第16号、平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

**議案第17号 平成17年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について**

- 議長（相馬俊行君） 議案第17号、平成17年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

**議案第18号 平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について**

○議長（相馬俊行君） 議案第18号、平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

**議案第19号 平成17年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について**

○議長（相馬俊行君） 議案第19号、平成17年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

**議案第20号 平成18年度高森町一般会計予算について**

○議長（相馬俊行君） 議案第20号、平成18年度高森町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 2、3点質問をいたしたいと思います。

教育委員会事務局にちょっとお尋ねをいたしますが、色見地区のコミュニティー

センター、これは2カ所同時につくられるようでございますけれども、これは、国・県の補助か何かあるのか、それと、建設場所ですね、これは教育関係ですので、155ページ。それと、後の方で質問するつもりだった請負の労務費ですね、これがいろいろ最近、こういう不景気で農家が雇う労賃あたりもだんだん下げております。そういった中で1万円と8,000円がございます。これもどういう関係で2,000円の開きがあるか、お尋ねしたいと思います。

それと、もう1つ、113ページ、商工観光ですかね、九州自然歩道草刈り委託料、これが大体49万6,000円ありますけれども、どこからどこまでで何メートルの距離があるのかですね。

それと、もう1つ、これは、農業関係になりますけれども、110ページ、優良間伐材促進補助事業ですね、これは3,000立米出ておりますけれども、後でまた補正あたりを組まれるのじゃないかというふうに思っておりますが、これもいろいろ私達にも直接批判がございまして、足らんと、こんなこっちゃ山はもうほったらかしとった方がいいとかいう意見が随分ありまして、それと同時に、町が合併しなかったから金が足らんから出さないとじゃろうと、直接そういう話まで私は承りまして、それは違うと、森林組合は総会が6月下旬か7月にありますので、その後、いろいろ計画をたててこられるので、後足らん分は補正あたりが組まれるのじゃないですかといたしましたけれども、町執行部に何回か陳情に来たら、返答がどうも合併せんから、お金が足らんというような話をされたということでございます。本当にそういった回答をされたのか、これは町長にお伺いします。

私の質問は以上です、よろしく申し上げます。

○議長（相馬俊行君） まず、教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） ただいま、ご質問を受けました。色見コミュニティセンター並びに上色見コミュニティセンター建築工事ですが、場所につきましては、色見については、現在、旧校舎を解体しています。その後にとということで計画しております。また、上色見につきましては、体育館東側に学校用地が3反ほどございますので、そこに建築を予定しております。なお、色見・上色見ともこの事業費につきましては、起債事業としております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 財源につきましては、ただいま、事務局長の方から申し上げましたとおり、92%程度を過疎対策事業債の方から借りるということで対

応していきたいと思っております。なお、過疎対策事業債につきましては、後年度、地方交付税の算定に70%、その元利償還金が算入されるということになっておりますので、そういった優良な地方債を利用して、建設したいというふうに考えております。

労務賃金等につきましては、毎年度、管財の担当、それと土木の担当、その辺から民間の方に支払われておりますそういった労務賃金等参考に、財政の方に単価を上げていただきます。単価一覧というのをつくりまして、それに基づいて、予算を編成しております。その金額について、現状が果たして適切かというご質問かと思いますが、現時点では予算編成上は適当な金額だというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） ご質問の九州自然歩道の草刈りの委託料なんですが、ご存じのように、今、観光関係でやっておりますけれども、最近、特に自然歩道、自然派の趣向が増えてこられておまして、お客さんの方も大変多くなっている傾向にあります。各自然歩道のちょっとメーターは今日資料をここに持ってきておりませんので、後でお示しをいたしたいと思っておりますけれども、毎年、危ない地点がないか、点検を兼ねて、草刈りを実施しているところでございます。後でお知らせいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） まず、間伐優良材の補助金と合併問題については、何ら関係はございません。また、そういう話をしたこともございませんし、そういうことでおいでになったこともございません。これだけのご報告申し上げます。

ただ、間伐優良材に関しましては、平成16年度、皆さん方と一緒に相談して8,000立米を組みましたし、その後2,000立米を追加ということで、1万立米ございました。それが17年度から優良間伐材については、県の方の補助が見直される、もしかすれば、廃止されるようなお話でございましたから、あと2,000立米やろうということで、県の方にも余裕があるということでございますから、1万立米組んだ経過もございます。

昨年も当初は残っているということで、3,000立米組みましたけれども、やはり高森町の森林関係を見ますと、他町村、阿蘇郡内を見ます時、面積等も大変広がっております。そういうことを含めまして、あと2,000立米追加して5,000

立米にした経緯もございます。その2,000立米の追加が決まります前には、阿蘇郡全体の森林組合、阿蘇郡全体の地域の森林が占める割合、いろんなものを調べた結果、どの程度の間伐優良材が各町村から出ているかを調べた結果、5,000立米というのはほとんどございませぬ、それ以下でございませぬし、1万立米というのは、他町村は申し訳ございませぬけども、阿蘇郡全体に比べれば、高森町は2倍、3倍と出しているのが現状でございませぬ。

今回は、3,000立米と、本当に皆さん方の林業に対する意欲がなくなる、また、山が荒れてしまって、崩壊の危機に達しておりますし、本当に気持ち的には、当初からという思いも十分ございませぬけども、やはり今から三位一体改革によります補助金等の決定も7月ごろに決定なされるということでございませぬから、それを見極めて、またお話をしたいと、そのように思っております。

今回は決して合併と組み合わせで、そんな予算を組んだつもりはございませぬ。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 今、町長からそういうはっきりしたお話を聞いて安心をいたしました。何か、合併せんじやったけん、高森町は非常に財政的に厳しいから農業予算あたりをどんどん削られるというような風評がありますので、この場ではっきりそういったご回答をいただいてありがとうございます。

教育委員会の回答ですが、私はとやかく言うつもりはありませんけれども、これだけ厳しい時でありましたので、非常に私達の地域から比べると便利のいい場所でございませぬので、本当に2カ所必要だったかなという幾分、そういった感じもするわけでございますので、住民の要望でこのような形になったろうというふうに思っております。あと、私も一般質問あたりでちょっと財政関係と予算の組み方あたりについては質問したいと思っておりますので、この件については申し上げませぬけれども、あと、遊歩道の予算についても、やっぱり現場をじっくり見ていただいて、そして、46万もあれば46人で刈り払い機を使って仕事をすれば、相当な距離になるわけですよ。果たして、これだけの予算がいるのか、そういうところもしっかり見極めてほしいなというふうに思っております。

それと、さっきから言うように、賃金についても8,000円、1万円ありますけれども、これもやっぱり我々議会も率先して、いろいろな経費をどんどん差し引き、手弁当でやろうという時期でございませぬので、ある程度、思い切ったその削減策も考えてほしいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中でございます。

2、3ちょっとお尋ねしたいと思います。

まずもって、お金がないという財政の中で組まれるのは大変だろうと思いますけども、考えてみれば、お金が裕福にある方がおかしい時代で、そういう企業もないわけですから、常に上を向くんじゃなくて、下を向きながら、何を優先して予算を立てていくか、そのあたりが一番重要なポイントだろうと思いますので、まず、その当初予算作成に当たって、多分、町長、これが取りあえぬ4年の任期の間では最後の本予算ですね、来年度は多分骨格予算になると思いますので、最後のこういった予算作成に当たって、どのポイントを重要視して、今回の予算を策定されたか、これが第1点。

第2点といたしまして、各種補助金等がございますけども、よく言われるのが、町長がいろんな委員会、あるいはいろんな会長を兼任されておられますけども、お金を出すところが町長であって、受けるところがまた町長というのはおかしいんじゃないかということで、いろんな委員会等もそういった見直しが進められております。その中であって、今思い出してみれば、社協あたりの会長職をどうなされるのか、さらには、風鎮祭の実行委員会、その会長でもあられますので、そのあたりの役職の対応をどうなされるのか、そのあたりのお考え、これが第2点ですね。

第3点、財調基金、また今年度も1億4,000万円ほど基金取り崩しがなされますけども、財調の基金取り崩しに関して、昨年度も議会でもありましたけども、慎重になさるべきではなかろうかという意見がありましたけども、今回、崩される根拠、それを示していただきたい、それが3点ですね。

質問が3回しかありませんので、まとめて質問します。

第4点、農業用水の方から貸付金という名目で一般会計の方には繰入金という形で計上されておりますけども、その繰入金の性質上、果たしてそれで問題はないのか、ともすれば、一時借入金かもしれないし、町債事業かもしれないという懸念もございますので、そのあたりの当初予算計上に当たっての納得のいく説明をお願いしたいと思います。

以上、4点、よろしく申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） まず、本年度の予算作成にあたっての目標ということでございます。議員さんもお存じのように、三位一体改革によります税源移譲というのがな

かなか思うように進んでいないのが現状でございます。それから国の閣議決定等によりまして、平成17年から21年までの5年間の行財政改革を示すようにというふうな、議員さんの方にはまだ言っていないかと思えますけれども、プランを3月いっぱいには終わって、皆さん方にご報告するようになっております。

その目的にいたしましても、やはりこの指針に沿いまして、いかに財政的なものを、住民のサービスを落とさないで、義務的経費とかいろんなものがございませぬけれども、そこをいかにして減額をするかということに徹しておるところでもございませぬ。議員の皆様方からは次から4名減と色々な提案をなされて、議会で決定されておりますし、私どもの方も職員を10%減にしようと、色々な改革を19年4月1日からやろうと。各課、グループ制になるか、課を減らすか、色々なことを今考えておるところでもございませぬ。

本年度につきましては、国の方からも先ほど申しましたように、交付税が減になっておりますし、今回、町の公債費につきましても、やはり元金は7億で金利含めまして8億強を返還するわけでございませぬ。そのことに関しましても、借り入れとしては5億7,000万円ほどになりますけれども、やはり後から子や孫さん方にもそういう負債と申しますか、負債が残らないようにしていくのも私どもの目的かと思っております。

今回はそれをまず基本といたしまして、今年度も昨年に比べれば、約2億円の減となっております。一つ一つを見極めながらやっていこうということでございませぬ。内部におきましても、極力できるところは削減をしていただく、何回も各課に指導し、2億、3億と、今回は正直なところ、無理を言ってきたところでもございませぬ。これを減らして、これを増やすという状況でもございませぬし、住民サービスが低下しないように、また社会資本投資に関しましても、ある程度のことはしていかなければならない状況でもございませぬ。そのように最優先事項といたしましては、まずは住民サービス、そういうものに関しまして、低下しないようにということで、目標はそのように指示をいたしておるところでもございませぬ。

高齢化に関しましても、特別、自然増と申しますか、なかなか目で見える以上のような福祉関係のお金があるのも現状でございます。それを落とすわけにもいかず、ある程度は社会福祉問題につきましてもやっていかねばならないと、そのように思っております。やはり私が思いますには、住民のサービス低下が行われなくて、予算を執行するようということで指示はいたしているところでもございませぬ。

ざいます。これが目標で、これが目標でないというものはございます。皆様方に、町民の方々に安心して暮らせるような、そのような予算だと私はそのように思って、指示はいたして、今回も組んできたところでもございます。また、今後もそのようにしていきたいと思っております。

また、社会福祉協議会の会長職の兼任はどうかというお話でございますけども、これも野中議員さんは副会長でございますから、よくご存じのように、何とかあて職ではなくて、私もそういうことはおかしいんじゃないかと、一つ一つ離れてやるべきと、そのような気持ちでおりますし、また、それも早急に移していくべきじゃなかろうかなと思っております。何も私が社会福祉協議会の会長をしているとかということではなくて、逆に申しますならば、社会福祉協議会の方に本当に私が会長というだけでご迷惑を逆にかけているんじゃないかなと、本当にそこまで頭が回ればよろしゅうございますけども、なかなか力不足と申しますか、回っていないのも現状でございますから、今の言われたことに関しましても、早急に正すべきと、早急と申しますから、今日、明日ということにはいきませんが、早い機会に副会長ともよくご相談を申し上げながら、やっていきたいと思っておりますし、また、風鎮祭の問題でございますけども、これも皆さんもご存じのように、高森町の町長がいつも会長でございますけども、見た感じでは、本当にあて職かなと、いつも総会等も行って、そのように感じております。町長の意見は当然述べるチャンスはございますけども、やはりそこは商工会、風鎮祭実行委員会の方々達のいろんな打ち合わせ、いろんな計画もなされておりますから、それに参加して、いろんな町としての意見を申しますけども、町長が風鎮祭実行委員会の会長を務めることよりも民の方に務めていただき、やっぱり地域の方々の本当の意味での活性化をしていただいた方がいいんじゃないかなと思っております。そういうことに関しましては、今後、また今年度も風鎮祭が行われるわけでございますから、そういう時点で各委員、各参加されている会員の方々のご相談をして決めたいと、そのように思っております。

それから、財調基金に関しましても、いろいろと計画して、本当に組み込んでいかどうかというのは、本当に迷っているところでございますし、財調は一つの町の蓄えでございますけども、本当に必要なことになってくるものと、これは十分認識をいたしておりますけども、こうやって三位一体改革の中で、まだまだ決定なされていない部分、税源移譲と申しましても、なかなか地方にはまだ回ってきておらないのも現状でございますし、一つ一つ取り上げれば、これは交付税の中に組み込

まれておりますよといわれますけども、なかなかそこがはっきりしていないのも現状でございます。財調基金をできるだけ使用しないで運営ができるようにやっぺいこうと思っておるところでもございます。今回は、取り崩しがありますけども、今の現状から申しまして、財調を使用させていただいて、そしてまた、年度末にはできる限り、不用額が出るぐらいなら始めから財調崩さないでいいんじゃないかといろいろいわれますけども、これは予算でございますから、余るような予算は決して組んでございませぬけども、41億数千万の中で本当に必要だということはやむを得ないにしても、必要以外のものは極力辛抱といいますか、そういうことをしながら、また財調の方にも戻していきたいと、そのように思っております。本当に財調がなくなることににおいては、心細い思いをするのも現状でございます。何とか、この財政の厳しい時を乗り切るためには、利用をさせていただきたいと、そのように思っておりますし、農業用水の問題に関しましても、1億円借入ということでございます。先ほど申しましたように、公債費が約8億円お返しするわけでございます。元金は7億ちょっとでございます。金利が1億付いておりますから、約8億円になります。その分に関しましても、こういう時代で7億を戻して、6億5,000万円お借りできれば、後の時代の子や孫さん、また、皆さん方に借金といいますか、そういう町債を残さないでいけると思いますが、今、申しましたように、7億円戻して、5億6,000万円ぐらいしかお借りができないということも現状でございます。

それと、また農業用水につきましても、その1億円をお借りして、これは一石二鳥という言い方は言葉が悪うございますけども、こういう時使っていいかわかりませぬけども、農業用水の方にも管理費というのがございます。なかなか管理費が不足をし、苦慮なされております。農業用水の関係者からも幾度となく、町で何とか電気料とか、いろんなものに関して、応援をしていただけないでしょうかと、いつも陳情を受けているのも現状でございます。本当に今の現状は低々金利でございますが、本当に基金はあるけども、全然話になりませぬということでございますから、今回は、その低金利以上で町の方も基金を利用させていただきまして、いくらかでも応援ができたらいいなと、そのような気持ちで今回は1億円を利用させていただくということになりました。

詳細につきましては、また財政の方からもお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） まず、財政調整基金取り崩しの根拠ということでございますけれども、これにつきましては、議員ご存じのように、財政調整基金そのものが年度間における財源の不均衡を調整するための積立金であるということがうたわれております。取り崩しの根拠となりますのは、地方財政法4条の4の中に経済状況の著しい変動により、財源が不足する場合において、当該不足分を埋めるための財源に充てる時は取り崩しが可能であると、ということに基づきまして、今回、取り崩しを行っております。

次に、農業用水を一般会計で運用することについて問題はないかというご質問だと思いますが、これにつきましては、先ほど申し上げられました一時借入金と起債との関係ということが問題になってきますけれども、基金と一般会計等の関係はあくまで同一団体内のことですので、一時借入金、起債とは異なり、一定の運用上の手続きを踏むことによって、可能であるといったふうな解説で、こういった運用が可能であるというような結論が出ております。そういうことに基づきまして、今回、先ほど町長が申しましたような理由で今回、運用をさせていただくということで、基金の方から1億円を借りるということにしております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、財調に関しては、経済的に著しい変動があったと、誰が判断するかの問題もございますけれども、どこに変動があったのかといわれれば、それは疑問です。本当に経済的に著しい変動が起きているのか。

そもそも財調というのは、先ほど、企画財政課長が答弁されたように、地財法の4の4、全部で5つうたわれているわけですね。あくまで、これは緊急の場合に使いなさいというやつです。財政上、予算上、執行上、予算が足りないからそれを便宜上使っていていいですよという部分ではないと思います。このあたりは十分ご存じの上になおかつ足りないから使っていくということになると、そもそも原型予算の作り方自体にやはりもう少し私は工夫をするべきではなかろうかと思います。いわゆる優先順位というか、やらなければいけないことはやる、でも、できないというような部分に関しては、もうできないというふうな形の返事で、僕は切り捨てていく部分も必要かと思えます。

したがって、財調基金に手を出すと言いはおかしいんですけども、財調基金の方から借り入れをしながら、運営していくというどの自治体も同じことをやってい

るんですけども、往々にして財調をやりくりしているところはあまり好ましい自治体ではないという言い方もされますし、現実、そういう感じもいたします。

ですから、理由が経済的に著しい変動があったというふうになりますけども、本来の目的は、その2番目以降、合わせてそのついでですから、言いますけども、災害があった場合、あるいは緊急で真にやむを得ない大規模な財源に充てる時、さらには長期的な財源を育成する時、地方債の元利金の償還財源に充てる時、この5つに限って使用することができるというやつですので、やはり、執行予算で足りないから借りるというやり方は今後、もう少し検討していただきたい。

合わせて、もう1つ、農業用水の方なんですけども、確かにわからんでもないわけですね。基金から借入れをする。ただ、その中で金利が発生して、金利の分をお返しするものですから、じゃあ、その金利は僕から言わせれば、2%でもいいんじゃないかなと、過疎債3%以内で借りるよりも安いんですから、それが合法であれば、2%でもいいし、2.5%でもいいし、農業用水の方から、可能であれば、協議した上で、もう少し借りて、もう少しいわゆる借入金、公債費の借金の償還に充てるとか、その部分でもやり方はできると思いますので、僕はそういうやり方がとれる、いわゆる自治法上、合法であるということであれば、僕はそういう形をとってもしかるべきではなからうかなと思います。

もう1つは、予算計上のやり方の中で、金利の部分が発生いたしますので、その分が果たして、先ほどもお伺いしましたように、一時借入金、あるいは普通の町債として残すべきではなからうかというふうに考えているのも事実ですし、その辺が今一まだわかりませんので、再度、説明をお願いしたいと思います。

合わせて、同じような借入れの中で、昨年も申し上げましたけども、社会福祉振興基金、これも繰入金に入っておりますね。さらには、人材育成の3,000万円のやつ、ふるさと創生1億円のうち7,000万円で温泉掘って、残りの3,000万円、その部分も取り崩しが行われておりますけども、そういった部分に関しては、やはり僕は目的をきちっと本当に福祉目的、あるいは人づくりの目的、その部分に使いますという使い方でない、本来の正しい使い方ではなからうかと思えますけども、その辺の考えを、本当は助役に聞こうと思っていたんですね。欠席ですので、企画財政課長の方にお答えしていただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） まず、1点目は、金利の件だと思います。金利につきましては、基準となるものをやはり運用する以上、持つ必要があるということで、

今回は、国債の入札結果を参考にしております。今、国債の入札が行われておりますのが、大体5年もので0.85から1%というような今動きをしております。ということで、今回は1%、これが市中の金融機関になりますと、大体5億円、0.03%でございます。政府資金の借り入れが今1.3%ということで、1.3%以上になりますと、これは一般会計につきましても、若干の影響が出てくるということで、基準を持つために国債の1%というのを基準にさせていただきました。この件については、そういうことで決定いたしております。

次に、償還につきましては、先ほど申し上げましたけども、一時借入金、地方債とは別個の扱いになりますので、今回予算上は、財政管理費の繰出金の方でその償還の、18年度100万円でございますけども、のせていただいております。

次に、社会福祉基金、今回、1,000万円取り崩しをしておりますけども、これにつきましては、そういった社会福祉基金の目的に沿うような形で、道路の環境改善というふうな形で今回は充当させていただいております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 昨年と同じ答弁だったんですけども、社会福祉振興基金、あるいはそういったふるさとづくり、人材育成の基金ですね、僕はその部分としてきちんと明確なその目的として使いますというやり方が僕は一番いいと思うんですよ。昨年も同じことを言ったんですけども、人材育成の基金の使い方にしても、内規の方で変えられていると思いますけども、運用がしやすくなっているけども、いかにせん、本来の目的からすれば、用途的にはおかしいという気がいたしますので、せっかく残してもらった3,000万円をわからないうちに使ってしまって、気づいた時、ありませんでした、人材育成の部分は果たしてどこから出しましょうかということになるわけですよ。苦しい時ほど人をつくらないといけないし、地域もつくらないといけないという、そういう現状を踏まえる中で、その予算の執行に当たっては、僕はもう少し慎重を期していただきたいかった。

さらには、社会福祉振興基金の中の1,000万円ですけども、これも美化側溝、毎年、美化側溝、美化側溝でいきますけども、美化側溝自体が本当に必要であれば、建設費の中できちんと美化側溝をうたうべきと思うわけですよ。当初予算の一般の普通予算の中から。すべて繰り入れて、そこからごっちゃまぜで使うという形になるからわからないんですけども、僕はもう少し福祉目的でこれは福祉の関係でこういう形に使われているとわかるような使い方、当然、財布が一緒だから、ご

っちゃまぜになるのはわかるんですけども、それだったら、住民の皆さんにも説明がつくような気がいたしますので、その辺を再度、慎重を期していただきたいと、そういうふうに思っております。

最後の質問になりますけども、債務負担行為ですね、債務負担行為が今現在、どれぐらいあるかがちょっとわからないんですけども、最後の質問として、債務負担行為の今現在高、当然、当初予算に上がってきたりする分は先のことしか上がってきませんので、今現在高をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 現在、債務負担行為が終了していない分での限度額が28億6,587万円でございます。そのうち、前年度まで支出しております分が21億7,971万円ということで、18年度以降、支出予定額が6億8,600万円でございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯です。

当初予算ですので、いくつか質問させていただきたいと思いますが、35ページのこれは歳入ですね、財産貸付収入、これ、高森町商工会ほか17件の93万9,860円、毎年、高森町の財産貸付等をしておるというところで、それぞれの相手先から貸付、賃料をいただいております。これが土地建物貸付収入で入ってきておりますが、この金額ですね、それぞれの大体平米当たりいくらぐらいで貸していらっしゃるのかというものをお聞かせをいただきたいと思います。

それと、55ページ、これ歳出になりますけれども、まちづくり関係がございます。現在、町内においても、中心市街地事業をされていらっしゃるんですが、設計書、平面図ではなかなか素人ではどういう形になってくるかなというのはわからなかったんですけども、大体立体感も帯びてきますと、いろいろなご意見も町内の中から出てきておるようでございますが、その件について、先ほども三森議員の方から設計業者の件で話が出ました。もう高森町というこの環境の中でどのような設計業者との協議をなされたのかということをお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

それと、72ページに地籍費がございます。この地籍についてなんですけれども、町長のごあいさつの中でもあったんですが、今年、野尻の方をされるということでございます。高森町は非常に広うございますし、あまりにもこの地籍調査、年

数かかっております関係で、その土地の持ち主さんあたりがかなり高齢化が進んでいらっしゃる、それとまた、町内に住んでいらっしゃる方もいらっしゃる、そういうことでなかなか地籍の確認等が非常に困難を期しておるんじゃないかなと思っておりますが、私の友達に知り合いがいるんですけれども、地籍について、いろいろと苦言を呈されておる方もいらっしゃるわけですね。その件について、現在、そういうふうな状況は発生していないのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それと、農林振興課の方なんです、110ページ、先ほど、甲斐議員の方からご質問ございました。間伐補助されていますね、町長も答弁された、3,000立米の4,600円、されていらっしゃるんですが、この件についても、4,600円、前回も質問したと思うんですが、1立米当たり4,600円の補助をされて、実際、山から間伐材を市場に出された、そして時に、その1立米当たりの市場単価はどの程度しよるのかなと、間伐をされた方達が、立米4,600円もらって、間伐をしました。そして、人夫を雇って木を切って、市場に運んで、出しました。市場で競りを掛けていただきました。さて、お金がいくら残っていますかというのを農林振興課長さんの方にお聞きしたいと思います。

それと、商工観光課、114ページ、いろいろとイベント等が組まれております。私、毎日、NHKの連続ドラマ見るんですね。朝と昼のやつ、今、湯布院の方が行われておりますが、前回、湯布院でいろんなイベントをしたと、テレビドラマ上ですね。その中で観光協会の子が、いっぱい外から人が来てくれて、大成功だったと言ったんですが、藤竜也さんは成功じゃないんだと言われました。その理由は、やっぱり受ける地域の人が喜んでいないとイベントは成功しないんだと、継続しないんだと、継続しないんだったら、それは成功じゃないんだというような、私はニュアンスでとったわけなんです、そのイベントの考え方について、商工観光課長さんにお伺いをしたいと思います。

それと、122ページ、これ、建設課ですね、土木関係なんです、町道改良が今年も予定されております。町道改良関係の予算が出ておるようでございますね。草部の吉見神社～柿迫線か社倉～水迫線の中で、途中、道路が狭くなっているところがございます。あの件について、もう何年も前から建設に入っておるわけで、当然、あれは地域の皆さんが待ち望んだ道路でもありますし、学校統合のためのスクールバス路線でもあるというような考えでございましたが、残念なことに、一部道路の買収が済んでいないところがあるわけです。その件について、やっぱりどのような推移であるのか、あの場所をそのままずっと残していられるつもりであるのか、

そのあたりをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、先ほど、野中議員の方からございました農業用水特会の方の基金ですね、使用されるということである。私は、以前からこの問題については、もったいないからそうした方がいいという話はしていたんですね。当時、地方債を借りるにしても、やっぱり4%程度で借りている、じゃあ、農業用水関係の基金はいくらで預けておるかということを確認しますと、1%以内、もったいないねという話はしていたんですね。ですから、やっぱりやっとうこういう形で農業用水の関係者の方達もご理解いただいたのかなと思います。

今後、やっぱりこういうふうにして、内輪で操作できる分については、財政法上、様々な地方債制度に、借入制度、自治体の地方自治法に沿う形で、逸脱しないであるならば、やっぱり極力やっていかないと、高い金利であえて借りてまでする必要は私はないと思っております。

ですから、農業用水関係の方達も1%以内であっても、定期として預けている金利よりも高く町が補償してくれるのであるならば、その金利分として農業用水特会の方に一般会計からでもいいから繰り入れてくれるのであるならば、私は喜んでいただけるというふうに思っております。

ですから、今後、鉄道会計も、南阿蘇鉄道の基金もございますし、簡易水道もございます。そういう形でいろいろとやはり地方債もいろいろありますけれども、高い金利で借りるよりも、やっぱり同じ地域の方でそういう基金があるのならば、柔軟に利用していただいて、資金運用をやっていくということも今後、考えていく。ただ、その場合においては、その基金に対して、権利のある方達に対して、十二分な説明をし、ご理解をいただいた中でしていく必要があると思います。

ですから、今後の方針については、その基金運用については、町長さんの方にご答弁をいただきたいと思います。

それと、これは教育委員会、先ほど、甲斐廣國議員が言われたのとだぶります。上色見と下色見のコミュニティセンター、これも金額を見て私も驚いたんですが、いつも財政のことを言われておる議員さん達の足下で、こういうふうに高い金額のコミュニティセンターができると、地域からの要望があったとは言え、やっぱり私達議員としては、町の財政の状況というものを的確に住民にお知らせをして、理解を仰ぐような方向で、なるべく町総予算に対しての負担を低減させる工夫をするべきではなかったかなと思います。

私ども、自慢じゃないんですが、村山地区も本年、宝くじ協会のご支援をいただ

いて、村山地区ふれあい館を建設いたしました。おそらく3月末には落成の運びになると思います。その際は、高森町の方からも120万円の公民館建設補助をいただいております。それと、村山地区の会計の方からも負担するという形でお互い出し合いながら、コミュニティセンターをつくったわけですね。規模的にはかなり広うございます。人口は大体村山地区は350～360名いらっしゃると思うんですね、村山地区には。その方達が2,500万円のコミュニティセンターをつくって、そこでいろいろと交流をする、文化を発展させていくという考えでつくっております。それからしますと、金額を聞きますと、私はちょっと高いのではないかなというふうな疑問もあります。しかしながら、学校統合とのかねあいもあったというのであれば仕方ないんですが、学校がなかった地域の人達はこういう工夫をして、公民館をつくりかえ、学校がある地域の方達は学校統合に条件つけてそういうものができるんですね。ちょっと不公平感が私としてはあるような気がいたします。

ですから、こういう件については、十分私は地域住民の方達に当時の財政状況と今の財政状況との変化をやっぴり的確に知らせていくことが私はできていなかったんじゃないかなというふうに思いますので、その件については、教育長さんの方からそのあたりの地域の説明会でどのような説明がなされていたのかということをお聞かせをいただきたいと思います。

以上のことをよろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） ただいまの財産貸付収入における93万9,860円のうち平米当たりいくらかということのご質問の内容かと思えますけれども、93万9,860円の内訳といたしましては、貸付地が18件ということになっておりまして、例えば、向こうの車庫の一番奥手にあります熊本県の道路管理室、また原さんの食堂等も含まれておりますので、ちょっと今平米当たり計算をしてみましたけれども、それぞれ宅地、雑種地、原野、畑、ばらばらでございます。ただ、貸付を当初いたした時には、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の中にもありますけれども、他の地方公共団体、その他公共団体において、公用もしくは公共用、または公益事業の用に供するため、普通財産を云々ということで、減額の貸付等もできるように条例で規定してございますので、それで契約をいたしたものだと思っております。金額的には、計算しますと、44円から124円程度というような数字になっております。

それから、国土調査に関します立ち会いの件でございますけれども、現在のところは全員の方に通知を差し上げ、仮に来られないところがあれば、境界未確定というようなこととなりますので、こちらの管理をされていらっしゃる方とか、知り合いの方、親戚の方等をお願いをされて、地籍調査の事業の概要から、今後、境界未確定でいきますと、個人でしなければならないこと等を周知をいたしまして、100%までとはいきませんが、今のところ、支障は起きていないというような現状でございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 今回、条例でもお願いしております交流センターの設計をどういったふうやってきたかというご質問だと思います。これにつきましては、風と森の計画というのが事前に出ておりますので、それをもとに活性化グループまた、あそこはバスの待合も兼ねておりますので、その辺の事業者とも打ち合わせをしながら、設計をやってまいっております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） お諮りします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 暫時休憩いたします。10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時21分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 前回もご質問いただきましたが、今回の優良間伐材流通促進で、3,000立米の4,600円ということで、1,380万円の当初予算を計上しておりますが、ご存じのように、これは熊本の森間伐材利用推進事業ということで、県の2分の1の補助を受けて、事業を実施するわけでございます。基本的には、1反当たり5立米を上限としまして、立米4,600円を補助するものです。

内容としましては、前回、2月28日の市場の状況を見ますと、高値で1万2,

000円から1万4,000円ということで、大体値段が付いております。内容を聞きましたところ、伐採、運搬、搬出料としまして、場所もございしますが、4,500円から5,000円ということでお聞きしております。

この補助事業は、ちょっと補助要綱等を見ますと、この4,600円というのは、搬出費用を補助するものというようなことになっております。実際的には、売買の上に上乗せするのかもしれませんが、大体搬出費用を立米当たり4,600円補助するというような要綱になっています。

何にしましても、この熊本の森間伐材利用推進事業と申しますのは、森林の持つ多面的機能、水源涵養、そういう水源涵養等を守るために実施する事業でございまして、山林価額が低迷して、荒れるのを少しでも防いで、間伐をして、森を守ると、そういうような事業でございまして。

どうぞよろしく願いしておきます。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） イベントの考え方ということで、ご質問を受けたと思います。

イベントにつきましては、毎年、各イベントといたしております。今度の日曜日早速ラストイベントということで、新酒とふるさとの味祭り等を始めていまして、各イベントを実施しております。これはもう当然ながら、その地域の方々のご協力とそれから行政ばかりではできませんので、各実行委員会とか、それに携わっていただく関係者の方の努力によりまして、広く観光客を迎え入れて行っておるところであります。

これは、当然、お客さんに来ていただきまして、その波及効果と申しますか、いろんな面で地域の方々に利益を上げていただくということで考えておりますけれども、これは、先ほど言われましたように、継続をしなくては何もならないと考えております。継続の中で、今、皆さんにお話をしているのが、昔は、とにかく品物を売って、後はサービスでずっとつけて無料といいますか、そのサービスの部分が大変多かったと考えております。とにかくただでは商売になりませんので、1円でも100円でも200円でも、そういう時には儲かるような考え方を持っていただきたいということで、今、お話をしております。

そういうことで、17年度から中心市街地の事業が始まっております。この事業を最後のうちの高森の町中のイベントの意識付けを設けまして、皆さん方には住民の方々の方々の意識の向上、それから、空き地の問題が問題になっておりますけれど

も、何かそのきっかけになればということで、後は本当に行政ばかりではできない地域の方の意識を本当に今度、5年間で意識をかえていただきたいということで、今考えております。

とにかく、継続をしながら、観光客プラス地域の方々住民の協働の参画といいますか、そういうことで、執り行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 道路の方の工事内容ですが、道路整備事業として15件、それから、測量設計1件、それから、これは昨日町長の方からお話のありました色見環状、それから下町1号、交付金事業として新たにリフォームとしてオーバレイを2件計画しております。これにつきましては、総合計画に基づいた内容で出しております。

それから、社倉～水迫線、用地の方の確保ができなくて、ちょっとうちの方もとまどったところがございますが、おかげさまで、地元の議員さん、並びに建設経済常任委員会の方の委員さん方にもご協力いただきまして、1月の末日に一応話がまとまりまして、2月5日に一応、その部分については、道路工事として2月5日の日に発注しておりまして、もう今月末には開通するだろうということで、それに一つ条件としまして、共有持ちがありましたので、そこに共有墓地を建てるところまでもう話が終わっております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほど、6番議員さんにもお答えしたことを含めまして申し上げますけども、近年、資金運用の形態も大変種類が多くなっておりまして、また、財政事情の厳しさも反映して、歳計現金はできるだけ有利な運用をすべきであると要請も強まってきております。

したがって、行政の目的を達成するためには、将来にわたりまして、財政運営に支障を来さないような範囲において、基金の組み替え運用を行い、一般会計にもまた特別会計にもメリットのある効率的有効的資金の運用を行うことと考えております。

この農業用水特別会計を利用することにおきましては、大変農業用水関係には大きな設備等もございます。その設備等もぼつぼついろんな修理等も出てくるんじゃないかなと、そのようなことも考えながら、今後の基金運営については、行っ

ていきたいと、また、そういうことに関しましては、議員の先生方ともお話をしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 教育長 渡辺哲郎君。

○教育長（渡辺哲郎君） コミュニティセンター建設について、現在の財政状況あたりを地元でどういった形で説明したかというご質問でございますが、学校統合につきましては、跡地利用について、地元で検討し、協議をお願いしますということになされており、それにしがいまして、要望書が提出され、現在、その利用あたりについての要望書に基づき、コミュニティセンターの実施設計を行っているところでございます。その際、地元の方々とご協議を申し上げまして、現在の財政状況等をご説明申し上げ、できるだけ抑えていただきますようにということでお願いは申し上げておるところでございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、ありがとうございます。

それぞれ初めて聞くお話もございますし、詳しく中身についてご説明、誠に感謝をいたしております。

また、中で2、3追加して質問させていただきますが、先ほど、総務課長の方で土地建物貸付の件でお話ございました。大体平米当たり44円から124円ぐらいじゃないかなというふうなことでございますが、以前、私が休暇村関係の山林の件もお聞きいたしました。今回、先ほど公民館の話もいたしました。村山のふれあい交流館の話もしましたが、あそこが平米、今回13円で町のご協力で借りることができたわけですね、年間2万円という金額でございます。1反5畝でございますが、それは、非常に外部からすれば安いわけなんです。やっぱり地域の特性、文化交流、または今薄れつつある人間関係等についてのやっぱり高森町の独自性を伸ばしていくためということも踏まえれば、公的施設の見方でそれだけの便宜を図っていただいたということは感謝をするわけでございます。

以前、休暇村の山林を聞きましてところが、あそこは商業用として使っておるんですが、山林ではございますが、商業用として使っておるんですが、平米2円だったかな、その程度の金額で貸付がなされておるという事。私は、今の時期にその金額で貸すなんていうことはとてもあり得ないことであると思うんですが、何でだろうかと思えますと、当時、やっぱりいろいろと誘致をした状況等があったということで、それだけの金額に抑えられておったということなんです。その当時の条件というものは、休暇村が取り扱ういろんな材料等については、高森町の組合等を利

用していただいて、極力地域の商業の活性化に寄与していただくことが条件であったというふうに私はとらえております。そうしますと、私は、その2円というものは現在、2円で約束するということがもう現在は消えてしまっているんじゃないかなと、新たに私は貸付する場合における賃貸料については、協議が必要になってきておるといふふうに思いますが、その件については、今後どのような協議をなされていくのかということをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと、農林振興課長さんの方で、大体4,600円は搬出費用を補助しているようなものだろうということでは言われました。立米当たりが1万2,000円から1万7,000円ということなんですね。実際、間伐をされている方達にお話を聞きますと、軽はずみの間伐をすると、生産する段階において、お金を持っていかねなければならないことがある、そういうお話を伺いました。私は間伐というのは、やっぱりその山の木が何本か植わっていますね、その中で、優良な材木を育てるために、なるべくそれに影響を与えるような木を間伐するのが間伐だろうと思うんですね。ですから、値打ち的にはA級は残すけれども、B級は出しますというのが間伐であったと思うんですが、B級を出したならば、生産する段階で、逆にこっちからお金を持っていかねなければならないから、今はB級が残ってA級を先に間伐しよりますというお話を聞くわけですね。何か逆のような気がするんですね。今回の間伐補助についてもやっぱりそこあたりが中途半端だからこういうふうな間伐の状況になってしまうんじゃないかなと思います。

水源涵養の意味もあるということですが、今、県税で新たに環境税みたいのがつくられているんですね。それを県はどういうふうに使われておるのか。人間の命の源である空気と水ですよ。その水を守る水源涵養林をそういうふうによくするために、維持していくために、間伐をするのであるならば、そこに私はその環境税の中からはいくらかの資金が流れてきておるのかなというふうに考えますが、それからするんだとしたら、私はちょっと今回の立米当たり4,600円という金額は少ないような気がいたしますが、その点は、農林振興課長が県の林務課あたりと協議する段階において、どのような説明を受けてきておられるのか、お聞かせをいただきたいし、搬出費用だけじゃないんですね、木は倒れていないんですね。木は倒してから持っていくものですから、まず、倒してくれる人の日当も出るわけですね。これだけ高齢化が進んでおると、山持ちさん達が自分で切るということはできないので、それを仕事にしている方達に頼むんですが、その人達の1日の日当はどれだけか、そして、その人が1日に何立米の木を切ることができるのか、そこあたりもや

っぱり緻密に計算して、ちゃんとした補助というものを考えていかんと、ただ単に補助をやっただけで、間伐促進になる、水源の涵養林を守るための事業になるなんていう軽はずみの言葉は私はそう簡単には言えないような気がするんですが、県もそれと同じようなことを考えておるようであれば、実際、自分たちで山を持ってきて、県庁の職員に高森のどこでもいいから山を借りてもらって、実際、自分たちが間伐補助もらってから切ってみるとわかる。その程度のことをさせないと、おそらく県の職員はわからんのではないかなと私は思うんですね。

ですから、今回の間伐補助について、県との協議の中で、どのように県は考えておるのか、水源涵養林を守るためにどういう考えておるのか、水源涵養林を守るために、個人の山のA級、一番いいやつから先に出させて、悪いやつは後に残させるような、そういう補助制度でいいのかということも協議されているかということをお聞かせをいただきたいと思います。

それと、商工観光課、イベントの件ですが、やっぱり経済効果、もう新酒祭りももう14回か15回になります。いろいろな方達が協力をしていただいて、町外の方達も多数来ていただいておる。おかげで、あそこの駅前あたりは大変にぎわっておるわけですが、じゃあ、それだけの回数をやってきて、お客さん達の嗜好とか、お客さん達の考えとかというのは、大体わかってきたと思うんですが、それを観光協会の会員さん達がどういうふうに分達の営業の中で生かしていらっしゃるか、どういうふうに分達を継続させていらっしゃるのか、生かしていらっしゃるのかということをお聞かせをいただきたいと思います。

要は、財政厳しいですから、これだけ皆が辛抱してきた中において事業をするわけですから、それぞれ担当課長さん達はその予算を立てる時点において、それぞれ慎重に協議をされていらっしゃると思いますので、その点について、お聞かせをいただきたいと思います。

後は、教育委員会の方はまた委員会の方でお聞きをいたします。

まずは、農林振興課長さん、それに商工観光課長さんの方にその件について、再度お聞かせをいただきたいと思います。総務課長もお願いします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 休暇村用地の契約の件につきましては、昨年の何月定例会かちょっと忘れちゃったけれども、ご指摘をいただいております。本年が1年契約ですので、また、契約の時期に来るわけでございます。ただ、前回もお話をしたかと思えますけれども、その当ても50年当時ですけれども、経済委員会の中でも議論

をされているようでございますけれども、当初、昭和51年4月1日に今の環境省、その当時は環境庁でございますけれども、契約した時は無償使用貸借契約ということで、契約期間が51年4月1日から30年間ということでございますので、当然、今年が昭和で言いますと81年ですかね、ですので、無償契約がなされておったわけでございます。それから時代の変化によりまして、59年、それから8年ほど経ちまして、環境庁の方から平米1円を払いたいというようなことで、向こうの申し出によって契約の更新をしております。その後、平成2年に、これ地籍調査の結果によりまして、面積も少し増えておりますけれども、5万6,000平米から8万2,000平米というふうに面積が更改なされておき、その後、12年の4月1日の契約時点で2円というふうな単価の改正を行っておるところでございます。

議員さんのご指摘を受けまして、私どもも昨年も今年も値上げをしてほしいということで、これは県の方も窓口がありますので、ご相談を申し上げ、県も値上げをしていただきたいということで、5年ほど環境省の方に申し出をなされているようでございます。ただただ、回答は国民休暇村事業導入等の趣旨をご理解の上、特段のご配慮をお願いしたいという回答のみで、値上げをしていただいていないというのが現状でございますが、本年も平米当たり3.5倍の7円程度をお願いしたいということで、県がお願いしております単価と合わせまして、町の方も文書で出しております。

3月の初めに環境省自然環境局の参事官から直接電話がありまして、高森町の値上げの申し出がありましたが、誘致の時のことを考慮されて、今までどおりでお願いしたいということでございましたので、私の方はもう三位一体改革のもとに自主財源の確保も今難しい状況にある市町村は厳しいんですよと、また、町議会の了承を得ることも無理になってきておりますというようなお話をいたしましたところ、環境省の方で全国にあります休暇村の用地を取得したいというふうなことを検討しておりますというお話がございました。そうであれば、なおさらのこと、文書で回答をいただきたいというふうに申し出をいたしておりますけれども、文書で差し上げますという電話の口頭での約束はもらいましたけれども、まだ回答は県にも町にも来ていないというのが現状でございます。

3月6日の日に、県の窓口と出先の公園事務所ですか、あそこの担当官が来られて、どうも県の用地は買収の対象になっているんじゃないかというような情報は得ております。その時も町の方としましては、県有地の上の立木については、町の所

有でございますので、その補償については、当然、考慮してほしいということで、大体キャンプ場のところあたりですので、くぬぎが多いかと思えます。それは、当然、県当たりの補償価格とか、そういうのがございますので、そういうことで、県の土地を取得されるのであれば、立木も町の分も購入をしてほしいという申し入れはいたしております。

今のところ、2円をお願いをしたいと、誘致の時のことを考えてということでございます。当初が無償契約の30年という契約でございましたので、そこ辺もなかなか町の方で強く言われるのかなというところも少し疑問を感じておるところでございます。

先ほどの食材とか、そういうやつを地元から購入ということの件につきましては、契約書等に私うたっておりませんので、何ともコメントは致しかねます。以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 第1点の町村の方に4,600円の単価等について協議がしてあるかということですが、これはしてありません。先ほど、水資源の涵養と申しましたが、ちょっと補助金要綱の中の県の要綱を持ってきておりますので、この目的を申しますと、国土の保全、水資源の涵養、森林資源の造成、及び木材の安定供給確保を図るために予算の範囲内で県が補助するというようなことになっております。

それから、先ほど、現在、県の方で均等割に500円を上乗せして、ちょっと名前は忘れましたが、森林の税ということで課税しておりますが、その用途と申しますのは、森林の確か、管理放棄地だったと思えます。その分に使うということで、伐採されて、そのまま植えなかつたり、遠方に行かれているところは県の方が町の方と協議しまして、県が直接管理の委託契約を結びまして、その中でその均等割の500円だったですかね、その分でそういう森林の管理をやろうと、そこに所有者と契約を結んでやるということで、今回のこの間伐材の利用促進の財源にはなっておりません。今後、その500円の方はそのようなことで、本年からだったと思いますが、逐次、そういう管理放棄地につきましては、そういう契約をして、管理がいつていくものと思っております。

どうぞよろしく願いしておきます。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） イベントをどのように生かしているのかというご質問

ですが、当然ながら、イベントの際には、地元の特産品とか、野菜、それから山野草とか、いろいろ販売をしている方がいらっしゃいます。その中で、現在、先ほど申しましたように、今までは低価格で何しろ、無料に近い価格でサービスとかいろんな催しごとにやっていたものを先ほど申しましたように、付加価値を少しでもつけて、今畑から取ってきたばかりというような形で、有料でとにかく、100円でも200円でも価値をつけて販売していけば、収入の方にもつながっていくのじゃないかと考えております。

また、それを今後、観光協会も今中心になりまして、あとは取り組み次第と思っているんですが、今、一生懸命がんばっておりますところですが、それを生かして、宿泊関係で生かしておられるところもございます。

それから、今、観光協会の中で、おやきといいまして、東北のところにおやきという製品がありますが、そちらの方の会社の方から開発してはどうかということで、現在、検討をされて準備中です。そのおやきの中に入れるものを高菜とか、いろんな味噌とか、いろんな食材を使って、地元の食材を使って開発して販売してみたらどうかということで、高森には田楽の関係もありますし、そういう販売店もありますので、そういうルートを使って、今後開発して、高森の名産といいですか、そちらを育ててみたらどうかという開発の今準備中であります。

何かにつけて、継続しながら、付加価値をつけて、とにかく観光客の方にお金を落としていただくという考えで進めてまいりたいと思います。特に、先ほど申しましたように、中心市街地の関係上、新酒祭りが来年からは観光交流センターを中心に、今計画をなされております。今後、観光交流センターを中心にした新酒祭りにしましては、町内を散策できるような会場1カ所じゃなくて、そのあたりの周辺も利用しながらやったらどうかという考えも出ておりますので、来年からはそういう取り組みをまたしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、それぞれありがとうございます。

じゃあ、総務課長さんの方にもまた再度質問いたしますが、この件については、私も思いつきまして、県議会議員の方にも話はしているんですね。県の方にも話はしております。国会議員の方にも話をしておるんですよ。ちょっとなめとりやせんのですかと、要するに、今の時期に平米2円というのがありますかと、それを環境省が仲を取り持っているような感じ、県が取り持っているような感じじゃないですか

と、要するに、以前、月回り公園の公園化の時に、国立公園の指定についての請願を出そうとした経緯がございます。その時に、どうしてもやっぱり環境省とのかねあいが非常に難しいということだったんです。私どもも当時、反対をした一人でございますが、今、考えてみますと、この高森町の様々な産業において、この環境省がいろんな網を掛けるということが、いかに地域の経済産業の発展に支障を来しておるかということですね。確かにいい点もあるんですよ。メリットもあるんですが、地域の声がそれしこ生きていないんじゃないかと、環境省の方までは地域の声は届いていないんじゃないかなというふうには思っております。

看板にしてもそうですね、景観を阻害するとか、いろいろある、景観条例があります。コマーシャルをせんことには、やっぱり皆さんお出でいただけないんです。道路の案内表示にしてもそうですよ。それにしても、いろんな網が掛かっているからなかなかできないわけですね。それがあれば、やっぱり皆さん方は道路で止まって地図を見る、今は車にナビゲーションがついていますからいいでしょうけれども、なかなか道に迷われる方達も多いんです。それを親切に私達が案内してあげるためには、やっぱり道路標識等、案内看板等もつくりたい。しかしながら、国立公園法があるがために、そういうこともなかなかできない。

やはり、私はそこで、環境省あたりにもよく考えていただきたい。環境を守るために地域を壊すのか、地域をなくしてしまうのか、元々そこにいた地域にいた、地域で生活をしてきた昔から生活をしてきた人達をあなた達は疲弊させるのかということ、私は話をさせていただきたいと思うんですね。東京において、霞ヶ関において、阿蘇の環境はいいねって、阿蘇山があつてあそこはすばらしい自然が残っていますよって、それを言うがために、じゃあ、阿蘇地域で住んでいる人達に対して、経済的に疲弊していきなさいというようなことをあなた達は言うんですかということ、私は環境省の方に話してもいいんだと思います。今時に2円なんていうのは考えられんことですよ。

そして、誘致をした時に、契約の時には30年ぐらいはと、無償約束ということになっておりますが、誘致する時の理由があるんです。私達が今、工業団地を誘致している。誘致した時の理由があるんですよ、これは。地元から人間を雇用してください、いろんな産業面、経済面において、高森町の産業を手助けしてください、そのために、企業を誘致するんですよ。ただ単にあつて眺めて喜ぶために、私達は誘致するんじゃないんですよ。来ていただくと、何らかの経済的なメリットがあるから、私達は誘致をするんですよ。経済的メリットがないところを誘致する必要は

ないんです。

ですから、そこあたりで、誘致した理由というのをちゃんともとに戻って、話をしていただかんと、ただその時の誘致した、お宅が誘致したんですから、お宅が誘致したんですからって、じゃあ、何でもないところ、自然もないところが誘致した時に休暇村が行きますか。おそらく行かないと思うんですよ。誘致されて来るだけの値打ちがあったから来たんですね。私達が誘致しなかったら来なかったかって、それも言えないと思うんです。ですから、私は休暇村に対しては、それ相応の補償をしていただきたい。高森町に対して。今後、2円なんていうのがあるんだったら、私は驚く。もし、休暇村に対して、町有地を2円で貸し付けが継続するようであるならば、休暇村を利用する高森町の町民に対しては、何らかの経済的助成を休暇村からしていただきたい。1食1,000円の料理については、2割負けますよとか、半額でどうぞとかというような高森町民に対して、それだけの便宜を図るような工夫を私は休暇村の方に要求をしていただきたいと、そのように思っております。

それと、農林振興課、500円で、これは確か環境税か何かだったと思うんですが、県の方が取られております。その使い道について、今言われたとおりだと思うんですが、じゃあ、健康的に真正直に一生懸命自分の山を育てようとする人達は税金を納めて、何もメリットがないんですかということ。管理をしているがために、木を毎日眺めていい山をつくろうと思うがために、間伐補助金をもらった。そして、間伐をした。ところが、手銭を出さにかいかなかった。次からはいい木を切ろうと、じゃあ、自分達の子や孫の代には曲がった木とか、枝がある木しか残らない。値打ちがないんじゃないか、そういうような森林の経営になってしまいますよということですよ。だからこそ、やっぱりある程度のもも出しても、自分の方からお金を出さないでいいような制度を新たにつくってくださいよということなんですね。でないと、今のような状況では、おそらくこの高森町の中にある山林、間伐をされている方達、B級の木しか残らない。おそらくそういうことになってしまうんです。そして、最終的には全伐をしてしまう。して、後植えない。そういうふうになるおそれがあるんです。だからこそ、この間伐補助金については、もうちょっと慎重に実のある補助制度でないといけないんじゃないですかという質問を私はしているんです。ですから、課長さん達が会議には行くんだから、私達は会議にはかたれないんですよ。あなた達が会議にかたるんですから、現場を知らない県庁の職員には、あなた達が現場の声として話をちゃんとしなければいけないと私は思いま

す。ですから、その点については、今後、しっかりと県の職員と話をさせていただきたいと思います。

それと、商工観光課の方なんですけど、いろいろと特産品開発をいろんなイベントを機会にされておるといっていますが、イベントの際には、いろいろ特産品は見るんですよ。確かに見るんですよ。皆さん方がつくってこられて、ああおいしいなと思うんです。しかし、それが終わったらどこでも見ないんですね、なかなか。どこにあるとだろうかと思って探さないといけない。そういうふうな状況なんです。だから、やっぱりイベントで皆が創意工夫をする、それをイベント後も続けていただく、イベントを続けるんじゃないんです、イベント後も年間、毎日続けていただけるようなことを考えてもらわんといかんのじゃないですかと、1年間の経済がどうなっていくのかということをお各出品されている方達が考えて、これで金儲けを今年にするぞというふうにやっていたらいいイベントでないと、私はいけないんじゃないかな。いろんなイベントを計画されている観光協会とか、行政側の方でヒントはやっているんです。そのヒントを生かして、ちゃんとした答えを各個人が出していただくような話し合いを今後続けていくべきではないかと言っているんです。高森町には、阿蘇の曙、阿蘇の白雪、らっかん等もありますよ。これは非常に古い。昔の人達が町から出て、熊本市とかいろんな地域に行かれる。町内に住んでいて、よそに行かれた方達のところに何らかの機会で行かれる、その時のおみやげは何かというと、お酒かそのらっかんなんですよ。懐かしいんです。それだけある。

しかしながら、そういうものに対しての手だてはどうやっているかと、何もやっていないんです。お酒は確かに新酒と味祭りか何かやっているからいいんでしょうね。それと、やっぱり企業努力をされている。しかしながら、匠として、個人で一生懸命その文化を継承されている方達をどういうふうにして表に出すかという工夫はおそらく私はやっていないんじゃないかなと思います。そういうふうな工夫をして、もう1回、見直していかないといけないと思います。2月に議会で石垣島の方に行った。沖縄石垣島に行けば、黒砂糖か、ちんすこうか、後、焼酎が、あわもり、私は酒を飲みませんからわかりませんが、そういうふうにもう限定される。観光地に行けば、これがあると。じゃあ、阿蘇に来たら何がある。世界の阿蘇に来たら何がある。世界の阿蘇の麓にある高森町に来た時は何があるか。食べるものはないんですね。湧水トンネルがある。桜がある。持って帰るものがないんです。お金出してから持って帰るものがないんです。湧水トンネルは300円払っていただきますが、お金を出して持って帰るものがなかなかない。田楽と地鶏はありますよ。

しかしながら、みやげとして持って帰るものはないんです。そこあたりをこのイベントでいろいろと創意工夫をしていただいて、日常的に継続していただくということを私は商工観光課が柱となってやるのが、私は重要な命題であると思いますが、観光協会もありますから、そのあたりと十分協議をして、私はやっていただきたい。

お昼になりますから、もう答弁いりませんが、以上、私の方、言いたい放題言わせていただきました。そういうことで、今後、よろしく願いをいたしておきます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

休憩しますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 暫時休憩いたします。1時間いたします。

-----○-----

休憩 午前12時01分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

宇藤 敬議員については、会議再開後は本日は欠席するとの届け出がっておりますので、報告しておきます。

他に質疑ありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

長くなっておりますけども、2、3点お伺いしたいと思います。簡単にいきます。

まず、1つは、費用対効果を考えた時にどうしても経費の節減というのがあります。いわゆる予算を作成する中で、最近目立っておるのが、反省も踏まえまして、要請型、要望型の予算編成になりがちであるという部分ですね。その辺は議員の方も反省しなければいけない部分もあろうかと思えます。それを今後はどうしても討論型、あるいは横並び型、いわゆる地域住民参加型の予算編成に向けていくような取り組み、そういった部分に関して、町長のお考えをお伺いしたいというのが1点。

もう1つは、入札ですね、経費の節減をする上ではどうしても入札の考え方、あ

り方を真剣に考えるべきではなかろうかと思えます。例えば、今現在、建っております交流センター、落札した業者じゃなくて、地元の工務店がつくっておったという部分、あるいは、近場では色見小学校の解体なんかに関しても、入札で落札した業者じゃなくて、実際施工をやっているのは別の業者、そういった形で何となく矛盾点を感じますので、その入札のあり方について、今後、どうしてもその財政を圧迫している部分からすれば、改革する余地が十分あるかと思えますので、その辺の考え方、残念ながら、助役さんが今日欠席ですので、どなたか、お答えしていただきたいと思えます。

それともう1つ、予算書の中の財産収入で畜協の跡地の方が売却処分ということでも、1,000万円出ておりますけども、地方自治法の施行令か何かの方にあつたと思えます。市にあつては2,000万円以上、町村は700万円以上だったですかね、議会に付する案件だったと思えますけども、この処分に当たっては、再度、議会の方で報告されるのかどうか、確か、議決要件だったと思えます。間違っていたらよろしいです。

それともう1つ、わからないのが、交付税が入ってくる時に、普通交付税が4月、6月、9月、11月、特別交付税が12月、3月に入りますけども、12月の予算編成、定例会の時に、その予算が入っているのかどうかの確認と3月本議会の時に、特別交付税がこれ、入っている予算で上がっているのか、その確認ですね。

それと、中央公園のトイレの解体が上がっておりますけども、解体する必要性が本当にあるのかどうか。解体した後、どうするのか。

それと、公債比率がどんどん上がっているということで、町長の提案理由の中にもございましたけども、割合はわかりますけども、公債費比率ですね、そっちの方の数字がわかりましたら、お願いします。

それともう1つ、交流センター、4月にオープンしますけども、今後1年間の計画予定、イベントを含めましたところのどういう状況になっているのか、風と森の会が中心になってなされるというふうにはお伺いしておりますけども、どういった計画がなされているのかを、以上、まとめてお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、地域の要望型と討論型とそれから費用対効果と大変難しい部分、なかなか計算ができない部分ではなかろうかなと思っております。また、ご存じのように、大変広範囲にわたって広うございますし、なかなかそこに住んでいる住民の方も多く住んだり、集落的に点在しております。なかなか一概にこの地域

的に申しますならば、なかなか費用対効果というのは難しいものと思っている部分もございます。

それと、要望型と、今、大変そういう形として、議員、また、行政の方にも要望が上がっておるのも現実でございます。なかなか議論をするには、地域の方々が高齢者であったりとか、いろんなものがあって、どうしても住民の方々の意見を聞く方が大きく占められておりますけども、できる限り、今、野中議員がおっしゃいましたようにできたらいいかなと、そのように思っております。

また、入札のことにしましては、今、私の方は指名競争入札でございますけども、下請については、これはもちろん建設業法の中での範囲内ではなかろうかなと思っております。今日の新聞等にも載ってございましたけども、県の方も1億円、今までは2億円以上が1億円以上は一般入札にしたらどうかと、そのような意見も今日新聞に記載されておりました。そこあたりは順次、今後、入札の制度につきましても、いろんな何が一番いい方法か、何が一番高森町に対して、マッチできる方法かは、今後、考えてまいりたいと、そのように思っておるところでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 先ほど、入札後の下請け契約かと思えます。お尋ねがありましたけれども、直接入札とは関係がないというふうに考えております。一部下請けは、これはお互いが契約で要件を満たしておれば、下請け契約はできるということになっておりますので、入札に問題があるとは考えておりません。

財産処分につきまして、畜協跡というふうに書いておりましたけれども、これは、畜協跡他というふうにご理解をいただきたいと思えます。固定資産、あそこ面積は6反ちょっとだったですけれども、評価額調べてみますと、あそこだけでも2,800万円程度ありますし、区画を割って、販売をいたそうかなというふうに考えております。その他、旭通の不用地とかありますので、それを含めて1,000万円というような予算を上げております。700万円を当然、超えるようであれば、また議会の方をお願いして、議決を得なければならないというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 昨年12月議会時点で特別交付税を確か1,200万円ほど見ております。それと、18年度の当初予算に特別交付税が見てあるかどうかということだと思いますけども、7,500万円を当初予算で見えております。それと、

17年度につきましては、まだ3月交付分が決定しておりませんので、通常、3月定例会が終わりまして、24～25日ぐらいには決定しますけれども、現在まだ決定しておりません。

それと、公債費比率でございますけれども、現在、16%でございます。

次に、交流センターの利用計画ということでございますけれども、本年度、18年度オープンするわけでございますけれども、観光協会の方でイベントを計画されております。

それと、風と森の方で、街角ギャラリー等の計画もございますし、後、その他の任意の愛好会といいますか、そういうところからの利用の申し出が現在のところ上がっております。

現在、あります中央公園のトイレを撤去するという今回、予算を上げておりますが、これにつきましては、以前から委員会等でも新しく交流センターの外側に公衆トイレを整備するというのであれば、現在ある部分については、2カ所持っておく必要がないということで、撤去するよにというようなお話もいただいておりますので、そういうことで撤去することにしております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、6番 野中です。ありがとうございました。

一つ、交流センターの方の企画とできれば稼働率までわかれば幸いだったんですけども、そこまではまだ行っていないのかもしれないんですけども、地域の方が使えるようなイベント等がどんどん計画されればいいかなと思いますけれども、一説によると、町歩くと必ず言われるのが、何ができるとですか、あれは何をするとですかという問い合わせばかりでございます。できあがろうとしている段階で、そういう状態というのが非常に議員としても情けないんですけども、利用法について、もう少し慎重に計画をしていただきたいと思いますし、観光協会で何かイベントをやるという話は私も協会の会員ですけども、まだ伺っておりません。単なる事務所として使わせていただく範囲でしか観光協会としてはまだとらえておりませんので、再度、その辺を確認していただきたいと思います。

公園のトイレですね、これ、委員会の方でそういう要望があっていたということであれば、そうかなという気もいたしますけれども、イベントをやる時に、やはりトイレの数が足りないというのは、もう世の常でございますので、私はできますならば、残していただきたいというふうに考えております。

公債費比率が16%ということで、じゃあ、あんまり上がっていないわけですね。じゃあ、まだ健全な運営はされているということによろしいかと思しますので、以上で質問を終わります。

○議長（相馬俊行君） 他にありませんか。5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 5番 甲斐でございます。

単純な質問になるかと思いますが、どうぞご了承いただきます。

この歳入の地方交付税のことです。町長の方から提案説明の中で、昨日言われましたけれども、概要から見ますれば、三位一体改革による地方交付税改革により、対年度比0.7%減となりました。こういうことだけでございますので、大変これはちょっとわかりにくいところがございます。前回の議会の一般質問等にも佐伯議員が述べられましたように、地方交付税が不透明で、予算の立て方が非常に難しく、時期が来てからでないということでございます。減額になりました、前年度と比べますと1億4,000万円ぐらいの減になると思いますが、この減額をどのような形でなされているのか、これは、おそらく単独という形で本町もやっていっておりますので、厳しく見たということであるのか、ちょっと課長の方にお尋ねいたします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 減額がどのようになされているかというご質問でしょうか。先ほど、議員さんのご質問の中に12月定例会において、なかなか先が読めない状況であるというような発言を私、確かしております。現在におきましても、税源移譲と国庫補助負担金の住民所得税等を通じました税源移譲ですね、その分の数値が果たしてどうなるかというのが、まだ見えない状況でございます。と言いますのが、所得譲与税ということで、今回、4,400万円見ておりますけれども、これを交付税算定の基準財政収入額に見ました時に100%、これは収入として見なさいと、ということになりますと、歳入マイナス歳出の差が三角で出てくる分が交付税となりますので、その辺が100%見た時に、入りが100、出が100という団体がかなり多くなるというふうに国は試算しております。その中で、交付税総額というのは、国の方で決まっておりますので、その辺が移譲された国庫補助負担金が減額された分100%高森町については、まだ満たされていないというふうに私達は計算しております。それが、今後、どのような形で交付税の方に跳ね返ってくるかというのが現状ではつかめません。それと併せまして、定率減税の廃止、その辺が未だなかなかつかめない状況ということで、一番今の資料に基づいて、近い

線で、今回、地方交付税につきましては、計上をさせていただいているというのが現状でございます。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 再度、質問をさせていただきます。

今、市町村の合併の方が進んでおるわけでございます。05年度には3,218、06年には1,821と、また10年になりますと1,000と、13年になりますとおそらく300ということの国の考えだということでございます。地方交付税も10年程度は減らないということをお体聞いておったわけでございますが、どうもこの先、合併をしなければ、だんだんこれは減っていくのではないだろうかということで、本町にいたしましても、人員削減とか、経費削減とか、今しておりますけれども、大変厳しい中でございます。こういうような人員削減とか、そういう中にも、やはり交付税の対象になりますか。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 交付税を算定する際にいろんな数値が用いられておりますけれども、国の方としては、企業誘致がどうなされたか。税の徴収率がどういう状況で推移しておるか。職員の削減、その他の経費の削減も含めまして、行政改革がどのように進展しているか、進んでいるかということも今後は普通交付税の算定に当たって、そういった算定の方法を導入するということを言っております。それが現状でございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

ここで、商工観光課長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） 先ほど、8番議員さんの方から遊歩道、九州自然歩道のメーターということでお尋ねになっておりました。この九州自然歩道の管理にしましては、県と委託をいたしておりまして、各牧野組合の7つの牧野組合と契約をいたしております。延長が6,200メーター、単価が80円の49万6,000円ということで契約をいたしております。以上です。

それから、最後になりましたけれども、今日の日曜日、新酒とふるさとの味祭り、それから、4月の8日から桜祭りを計画いたしておりますので、どうぞ13番議員さんをはじめ、皆様方、議員さん方のお出でをお待ちいたしております。

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

**議案第21号 平成18年度高森町国民健康保険特別会計予算について**

○議長（相馬俊行君） 議案第21号、平成18年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番です。

国民健康保険特別会計予算についてご質問をさせていただきます。

冒頭、昨日説明があった時に、私の方はなかなか予算書見ましたところが、あるところとないところがありましたので、疑問に感じておりましたところが完璧な予算書が来ましたから、質問をさせていただきますが、国民健康保険というものは、本来、一般事業者の方、また、農家の方、それぞれ皆さん方がもしもの用心で大体かたっていらっしゃるんですね。もしもの用心というか、国民の義務でしょうけれども。病院にかかる時に自分の負担が少なく済むように、安心して自分の病気療養ができるために、国民健康保険に加入していらっしゃるというふうにとらえております。

そのために、当然の権利として、各世帯から国民健康保険税を応分で負担をしていただくと、それを8期に分けてお払いになるわけですが、今の国民健康保険税の課税の方法というものが、前年度所得に対しての国民健康保険課税でございます。ですから、こういうふうに変遷が非常に激しい時期に来ますと、昨年経営が良くて、国民健康保険税の所得割にかかって、健康保険税が上がってしまったと、今年はどうかとした時に、非常に雨が多かったりして、とれなかった、そういうことになってくると、その国民健康保険税が各世帯においては、かなりな重しになってくるわけですね。

皆さん、一生懸命苦勞してこの国民健康保険税を加入者の義務としてお払いになっておるわけですが、この歳入の欄の中で、一般被保険者国民健康保険税というのがございます。本年度2億1,000万円予算を立てていらっしゃるんですが、この

中で、それぞれの課税分の徴収率ですね、96%で見えてある。そして、当然、払えない人もいらっしゃる。いろんな経済的な状況、生活の状況等があって払えない方がいらっしゃるんですが、それが11%で計上されているんですね。本来ですと、去年払えなかったのは、どうにかこうにか工夫して今年は満額払ってしまおうかというふうにそれぞれが努力をして、完納をしてみさせるものだというふうに思いますが、今年度について、これ、毎年のことなんですが、徴収率が96%と滞納者については、滞納分については11%、最初から1割しかとれないというふうに見込んでいらっしゃるんですかね。その点について、非常にそれぞれの担当職員は苦勞して徴収に当たっておるとは思うんですが、その徴収の状況等についてお伺いをしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 二子石衛君。

○税務課長（二子石衛君） 健康保険税の徴収率につきまして、この徴収率というのは、健康保険を運営していく上で最低のラインということでとらえております。もちろん、96%、現年度分におきましては96%ですね、これを確保しないと、運営ができないということで、最低のラインを設けているわけでございます。

ご承知のとおり、健康保険の被保険者の世帯と言いますのは、非常に所得というものが低うございます。どのぐらいの所得のある方が負担が重いかと申し上げますと、大体80万円から100万円ぐらいです。ということで非常に医療費の高騰等もございまして、保険税の負担というのも限界に近づいてきているのではないかと私達はそうにとらえております。

そういう中で、徴収を行っているわけですがけれども、中には、今年はどうしても払えないというご相談に来られる方、そういったのも増えてきておりますし、保険税の滞納の累計も現在、2月末で3,400万円ぐらいあったと思います。そういう中でございます。

もちろん、この収納率向上ということには、健康保険税の滞納対策事業実施要綱というものを平成13年に策定しまして、その中で、徴収を行っているということでございます。私達も決して、無理な課税をしているわけではございませんけれども、そういった非常に低所得世帯の多い中で、非常に負担の限度を超えるような課税はせざるを得ないということでございます。

今後ともいづれにしましても、保険税というものは、国保運営の基礎でございますので、基本的な部分でございますので、被保険者の皆様の無理のない負担という

ものを考えながら、徴収に当たっていきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 税務課は、これはかなり経済が冷え込んできますと、苦勞されるんじゃないかなと思います。しかしながら、やっぱり国民健康保険会計には見なし財産じゃないんですが、見込みのお金があるんですね、1億円。職員が使い込んだお金が1億円、これはちゃんと見なしとして残っておるわけですね。見込みとして残っているんですね。これは、実際はないんですが、本当はあるんですね、このお金は余剰金として本来は残っておるんですね。ですから、そうしますと、一生懸命苦勞して健康保険税を納めようとして納めていらっしゃる方達に対して、滞納者の人達の徴収率が11%というのはあまりにもまじめに納めていらっしゃる方達に対して、不公平を生じてくるんじゃないかなと思います。

それと、96%が最大限譲ったところで、運用経費であると、国民健康保険診療の運用経費であるというのであるならば、じゃあ、もう最初から4%引いた金額で国民健康保険税を各世帯に課税された方が各世帯は喜ばれるんじゃないかなと思うんですね。1件当たり1万円かかるところは9,600円かな、その程度でかけていただければ、少しでも安くなるわけですね。でないと、また後ほど、介護保険でも出てくるんですが、介護保険料も上がるということになってくると、総枠の国民健康保険税の最高額は決定しておるけれども、それプラスのやつがまた増えてくるということになってくると、各世帯、これはもう社会保障でどうにもこうにも動けなくなってしまうんじゃないかなと思うんですね。税体系自体が非常におかしい。こういうふうな社会保障費を納めるために、家の中から誰か1人外に出てお金を稼ぐんですが、そうした時に、今度は、所得税上で様々な控除が切られておるということになってくると、何のために仕事をして、よそからお金を持ってきてきよのかというのが、住民の方達はこれは泣いても泣き切れなくなってしまうんですね。その意味からすると、やはりそういうふう健康保険税を計算して、各世帯に掛けるのであるならば、それは100%とるのが義務である。しかしながら、健康保険会計の中で、最大限96%徴収すれば運営ができるのであるならば、最初から課税を96%の額で課税してあげた方が、住民の方達は喜んでいただけるんじゃないかなと、私は単純にそう思います。

それと、総務費の中でもあるように、国保税の完納奨励費というものもあるんですね、450万円。しかしながら、予算書は完納していないんですよ。0.96、96%しか掛けていないんです。100%徴収予定をしていないのに、完納奨励費は

出るんです。いいですねと私は言いたいですね。

甲斐直三議員が地方交付税の話もされたんだけど、要するに、国は財源が不足してきた、歳入が減ってきたから、いろいろと注文をつけて、各地方にやる地方交付税を減らそうとしていると。実際、減らしてきているんですね。いろいろと理由をつけられる。だから、地方交付税を各地方に配分する場合においての中身については、ちゃんとした基本というものが出てこない。お宅は人口が何人だから、何平方キロだから、どういう事業があるから、どういうふうなことで収入があっているから、だから、それに対して何%、何%ということ積み上げてからの地方交付税では私は説明があっても、実際はないんです。だから、詳しい中身を聞こうとすれば、向こうもはっきりとは答えきれない。それほど、向こうは矛盾した内容で各地方の財政を圧迫させてきている。だからこそ、国民健康保険税も私達が考えるのであるならば、一番歳出面で負担が大きい診療報酬費に対して、慎重に審査をして、必要でない診療報酬については、これは払えませんよというのをやっていかないと、どんどん請求が上がってきた分を払うと、国民健康保険税は最低でも96%はとらんと、運営ができませんということになる。96%で運営をしようとして、歳出を見直しをして、指導するところは指導して、払わないところは払わないというふうにやっていけば、私は各世帯に国民健康保険税を課税する際に、実際の100%の額で課税しなくても、96%の額で課税して、私は運営ができる、運用ができるんじゃないかなというふうに思います。

その点については、いかがなものございましょうか。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 二子石衛君。

○税務課長（二子石衛君） 被保険者の方、課税される被保険者の方、すべての方が100%納めていただくということであれば、やはり今おっしゃったとおり、その分の保険料というものは、軽減もできるかと思います。しかし、被保険者の方全員が100%納めていただけるということではございません。そういうことで、課税をした上で、じゃあ、今年どの程度の被保険者の方が納めていただけるんであろうかということ推計して、この徴収率というものを出すわけでございます。もちろん、私達は運営する上で、徴収率が96%前後ぐらいでいいということは決して思っておりません。そのために、いろんな働きかけもしておりますけれども、今申し上げましたとおり、低所得世帯の方が52%もいるという中でございます。そういう中で、徴収業務をやっているということをご理解していただきたいと思っております。

それから、診療報酬の支払いの件でございましてけれども、私達も毎月、医療費を

支払う時に、高かった、安かった、あるいはもう少しこのあたり診療報酬が安くなればいいんだがなというように毎月、そういったことを話し合いながら出しているわけですが、制度上、これも私達の一応保険者でどうすることもできません。請求があれば、それを支払うということでございます。

そういう中において、多少でも適正化というものを進めなければいけないということで、レセプト点検を現在非常勤職員を1名配置して行っておりますけれども、その中でも年間にレセプト点検で請求の間違い等を見つけた、わずかですね、何百円、あるいはそういった少額でありますけれども、行っております。それが年間に150万円程度でございます。

そういったことで、佐伯議員さんおっしゃること、非常に私達もそのとおりだと思っておりますけれども、なかなかその思ったとおりに事業運営ができないという現状を抱えております。どうかご理解をいただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、私も税務課長とはいつもいろいろと税金の件でお話をいたしております。苦勞されておるのは実際わかるわけですね。ですから、先ほど農林振興課長の方にも県との協議の中でという話をいたしました。やっぱりここにいる管理職の皆さん方、皆さんもやっぱりジレンマだと思います。実際、住民に接する一番末端の地方行政の幹部職なんです。予算は大体自分達のところで起債を起こすお金と町税、正味10億円程度なんです。残りはほとんど国庫支出金、県支出金、それに地方交付税、上から来るんですね。やる人に対して、自分達の実情をいろいろ説明しても、普段、その地方、地域を知らない人達がそれに対してのいろいろな予算立てをして、配分するものだから、なかなか地方のためになる予算の付け方じゃないんだと思うんです。だから、財政が厳しい、住民の要望に応えられないという不満が出てくるんですね。国民健康保険会計だって当然なんです。国保連合会の方からちゃんとお金は入ってくる。しかし、じゃあ、あの連中がどのような今後の医療について、各地方の国民健康保険税の運用について考えておるかということは、考えてないんじゃないかなと私は思うんですね。ほとんど考えていないんじゃないかと。でないと、各世帯が払えないような国民健康保険税の額を確定して、納付書を各世帯にやるんです。だから、滞納者が出るんです。払えるぐらいの国民健康保険税額であるならば、滞納者は減ってくるんだろうと思うんですが、払えない額を決定して、各世帯に健康保険税額ですよという形で納付書をやるから、ついつい払えなくて滞納になってしまうんだというふうに私は思います。

じゃあ、一生懸命徴収しても96%しか徴収できないから、それでどういうふう  
に運用するかということになってくると、やっぱり診療報酬費をどうにかして、絞  
っていかなければ仕方がない。だからと言って、病院に通っている人達に通うなどは  
言えないんですよ。じゃあ、どうするかというと、請求する側、病院に考えてくだ  
さいと、いかに医療費が安く済むようにするのかということをお院に考えてくださ  
いと、自分の所得を確保するんじゃないかと、一人一人の住民がどうやったら、  
病院に安心してかかるようになるのかということをお院側も一緒になって考えて  
いただきたいということをお院しなければもういけない時期に来ているんじゃない  
かなと思うんですね。入院患者だって、盆正月、連休中には家に帰るんですよ。病  
気はその期間は動かないんですね。病気はその期間は動かないみたいで、病気の病  
状というのは、その期間止まるんでしょうね。盆とか正月には里帰りをされるん  
です。そしてまた、それが終わると病院に入院されるんですよ。そういうような治療  
が現在でもあっているんですね。中には、まだ厳しい病院もあると思いますよ。そ  
ういうことはされてない病院もあると思います。重症患者は盆正月もないほど、看  
護師さん達がついていて、ちゃんと管理されていると思うんだけど、中には盆  
正月は帰ってきて、また終わったなら、病院に帰って入院される方がいらっしやる  
んですね。だから、そこが不思議でならない。だから、今の農林振興課長が税務課  
長時代にも言った。入院している病棟をたまには見回りなさいと。自宅療養でいい  
患者さんがいるんじゃないですか。そういう人達を指導するんじゃないかと、出な  
さいというんじゃないかと、牽制をしなさいよと、たまにはそういう窓口の職員が  
見に来て、お宅はこの程度の人達まで入院させなとですかということをお院の医  
者あたりに言うて、やはり少しは牽制球を投げないと、何のためにこっちはレセ  
プト点検して、一生懸命頭抱えて、計算しているかわからないんじゃないかなと思  
います。

ですから、今後、レセプト点検も重要ですが、やっぱりそういうことについて、  
診療報酬の見直し、見直しじゃないんです、指導、病院に対する、個々の病院に対  
しての指導あたりは、いかが考えていらっしゃるのか。

最後によろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 二子石衛君。

○税務課長（二子石衛君） 病院に対する協力といいますかね、指導というようなこと  
を私達もできるといいますか、制度上、医療機関に対する指導というのは、できな  
いということでございますけれども、今議員さんおっしゃったように、牽制の意味

も込めて、問題のあるという用語ですけれども、社会的な入院等をされている方等につきましては、やはり病院を訪問するということが、それが一種の牽制になるならば、そういったことも実施していきたいと思っております。

それから、先ほど、完納奨励金についてありましたけれども、あれは納税組合において、その組合の加入者の方が保険税を完納された、全部完納された場合に、組合に対して、支払うものでございますので、予算としても460万円ですかね、大きな奨励金等も組んでおりますけれども、できる限り、100%を目標に徴収というものでありますので、今後とも納税組合長さん等の協力も得ながら、さらに、内部でも徴収の方法等もさらに検討を加えながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 議案第22号 平成18年度高森町老人保健特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第22号、平成18年度高森町老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯です。

先ほどと大体だぶるんですが、これ、保健福祉課も関係してくるかもしれませんが、介護保険というのがどんどん変わってくるんですね。後ほど、介護保険特別会計もあるんですが、療養型で入院されているお年寄りとか、リハビリ、要するに、機能回復関係で入院されているお年寄りあたりが、長期で入院される、そういった時の制度がいろいろと変わってきておるようでございますが、その変わった点がなかなかいろいろと新聞等々で見ても、私達としてはびんどこないところがあるんですね。昔は療養型は3カ月でどうのこうのとか、いろいろあったと思うんですが、

今度、老人医療でそういうふうなところ影響してくると思うんですが、そこあたりは今度、制度が変わった中において、負担割合等については、どのように変動していくものなのかという見込みがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 二子石衛君。

○税務課長（二子石衛君） ちょっと私もそのあたりの把握をしておりませんけれども、現在、療養型というのは、今後は廃止をしていくんだということになっているようですね。それと、長期入院をされる、そういった方については、診療報酬の面で非常に一定の期間を過ぎると安くなるというようなことになっておりますが、今後、高齢者医療保険制度というのが、平成20年から実は実施されるわけですが、そういった中で、何か論議をされておる、現在、論議をされているということでございます。なかなか詳細につきましては、私達も把握ができておりません。

それと、本年度、18年度におきまして、一番変わるのが、一定所得のある方については、お年寄りですね、今まで2割、8月からですかね、それが3割に変わるというようなことがわかっております。ちょうど健康保険法等の一部改正の説明会というのが来週の15日に行われますので、そうしますと、その中では、金額、あるいはそういったものがある程度、明らかになるのではないかと考えております。大変申し訳ありませんが。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） どんどんどんどん上の方で制度を変えてくるんですね。私達は限られた予算の中でやっていくんですね。見込みでやるんだけれども、途中で制度を変えられたりすると、非常にとまどうわけですね。実際、受診されているお年寄りは迷われると思うんですね。急に負担が上がったりする、あら、高くなったばいって、何でだろうかって、それを説明してもなかなかわからない。ですから、やっぱり今の医療制度は間違いだろうなと私は思っております。

あと、今、テレビのコマーシャル等で言われているのが、薬ですね、今、お年寄りは毎日、病院にかかっている方達、2種類から3種類のお薬を飲まれている。かなりな量なんですね。それはもう恒常的になっている。もうこれはおそらくお亡くなりになるまで飲まれるんだろうなと思うんです。その薬が、その病気を完治させるためのお薬であるのか、悪化させないための薬であるのか、現状を維持させるためのお薬であるのか、その目的というものがまだ漠然とした形で私どもにはわかりません。テレビのコマーシャルで言っている、ジェネリック医薬品かな、要するに、開発をする段階において、特許をとった薬は高いから、もう特許の期間を過ぎ

た同じ効能の同じ成果を出すお薬だと、それを使った方がいいですよと、それはその分安いですよと、開発費がかからない。特許費がかからないから、安くなりますよと、そのお薬を使われたらどうですかって、テレビのコマーシャルでされているんですが、国民はそれを見て「うん」てわかるんだけど、実際、要するに、投薬をされる病院が使わなくっちゃ、患者さんがそうしてくださいと言っても、「うちは使いよらんもんな」と言われたら、もうそれで一発終わり。それを使ってもらわんといかんのだと思うんですが、高森町内の個人病院ありますが、そういう医薬品を使いよるところ、ございますか。病院名は言わなくても結構ですが、何割ぐらいの病院が使われているか、教えてください。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 二子石衛君。

○税務課長（二子石衛君） 今の、いわゆる新薬に対して先発性の医薬品を使っているかということだと思いますが、お医者さんがどういった薬を使っているかというのはあれですけども、いろいろ薬代の差額といたしますか、差益、こういったものも診療機関の重要な収入源になっているということを考えますと、いわゆる同じような薬、効果がある薬があるとすれば、もう先発性の薬を使っているお医者さんというのは、現在においてほとんどいないんじゃないかと、私はそのように思っております。

この薬価につきましても、現在、高い薬と安い薬があると、どっちを使いますかというのも、受診者、いわゆる患者さんの意思に任せるべきだと、そのあたりは十分説明して使うべきだというようなことで、それを診療報酬の改定に反映させるというような論議が現在進んでおりますが、内容については、どのような形になるのかというのは、ちょっとわかりません。

ちなみに、本年度は4月1日から診療報酬が6.16%引き下げになるということが言われて、現在、参議院の方で審議が進んでいるところでございますが、いずれにしても、やはり高い薬と安い薬、同じ薬があれば、やっぱり患者さんがなかなかわかりませんので、診療機関というのは、高い薬を使う、そのように私は認識をしておるところでございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 高齢者医療制度はどんどん変わってくる、そして、格差が出てくるんですね。低所得者はそれなりの平均した負担で済むんでしょう。それぞれの所得のあっている方達はそれなりの負担をされて、病院にかかれるんですね。しかしながら、投薬される薬は一緒なんですよ。要するに、年金等の高額受給者

であろうと、低所得者であろうと、負担は違うけども、投薬される薬は一緒なんです。基本となる薬代というのは、一緒なんです。ならば、やはり私は高いよりも安い方がいい。同じ効能であって、同じ成分であって、副作用もないんだったら、今まで使っていたのと全く一緒、名前が違うだけというならね。それを使わないというのが私、未だかつてわからない。テレビのコマーシャルで一生懸命やっているんですね。おそらく使っている病院はあると思うんです。使っている病院はあるのに、使わない病院があるというのがまたおかしい。何か欠陥があるのか。おそらく欠陥はないんだろうと思います。ならば、これだけやっぱり会計運用に対して困っている自治体あたりは、率先して、町内の病院に対して、住民に対して、患者さんに対して啓発をして、柔軟に両方投薬ができるように希望に応じて両方扱えるようにお宅は対応してくださいよというぐらいの指導をしていただきたいというふうに要望をいたしておきます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、6番 野中です。

介護に入る前に、ちょっとお聞きしたいと思います。国民健康保険もしかり、老人医療もしかり、いわゆる蛇口の元栓を締める政策ですね。健康体をつくる政策、町長をはじめとする、行政の役割は生命と財産を守ることからすれば、健康を保つことも一つの大きな行政の役割ということから考えれば、今後、高森町において、健康をつくっていくという意識ですね、そういった部分をいかに進めていくか、健康体をつくることによって、一番財政圧迫している医療費の問題、一般会計以外の部分からすれば、この特会の部分が非常に大きなウエートを占めております。その部分の節減につながる政策として、その分を十分考慮していかなければいかんのではないかなと思っておりますので、その辺の考えを町長の方にお聞きしたいと思います。

その前に、変な質問ですけども、今、執行部、前の方に座っておられますけども、今現在、薬を何らかの形で飲まれているいらっしゃる方、手を挙げていただけますか。何らかの形で薬を飲まれている方、正直にお願いします。はい、ありがとうございます。私は健康づくりの役をさせていただいておりますけども、係長と相談いたしまして、本年度、庁舎内の健康づくりということで、まず職員の方から入っていこうと、そういうふうに検討しております。一番肝心な役場の要職にある人達が健康を害するようでは、役場は回転しませんので、まずは、そのあたりから

入ろうと思いますけども、全体的な、町長の町全体の健康づくりについての基本的な考えをお願いして、本年度に反映させていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、6番議員さんの意見で、町全体の住民の方々の健康づくりということでございます。これはもちろん、自分自身であるのが一番いいわけでございますけども、私どもも保健面、また医療費の面からも考えましても、できる限り健康づくりをやろうということで、機会があるごとに各地域に出向いて、健康づくりに携わっておりますし、また、その健康を守るためにも、各保健師さん等も各地域に配置しまして、健康づくりの一環、また大きな病気もないように、また早期に発見して、医療費等につきましても、少なくするよというにすることに努力をいたしております。

健康づくりは何が一番健康かと、人それぞれに健康づくりがあろうかと思えます。足が悪い人に走れと言っても無理だし、とてもじゃないが、高齢者において、腰を曲げなさいと言ってもなかなか腰は曲がりませんという人もおられます。いろんな健康づくりというのは、なかなか言葉で言うのは難しゅうございますけども、やはり、先頭になる町の、この前も交通安全マラソンとかいろんなことございますけども、ああいうのも一つの健康づくりの一環だと、私はとらえて住民の方々に逐次ご協力を願いながら、行っているところでもございます。これが健康づくりというのは、なかなかこれというのはございませんで、何かいい方法があれば、また6番議員さんによくお尋ねしたいと思しますので、どうかご指導なり、ご意見なりをよろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、6番です。ありがとうございます。

来年、僕はここにおるかどうかもわかりませんで、あえて聞きますけども、保健福祉課の活動にはなりますけども、そういった保健師の活動も含めてそうですけども、分散型でやるのか、集中型でやるのか、今度、介護保険の方で出ていますけども、包括支援センターの立ち上げ等もございませんですけども、やはり、機能性を充実させるやり方、そういった方法を本当に研究しないことには、高森町全体広い範囲で、町全体の健康づくりに関しては、なかなか効果が出ないと思えます。確かに以前から保健師等派遣させておりますとかという答弁はずっと聞きますけども、1人が回れる範囲はしれておりますし、また全体的に行く部分というのは、非常に限ら

れてまいります。ましてや、高齢者に対して、ずっと手厚く看護する、あるいは手厚く接するというのは、社会福祉協議会をはじめ、あるいはそういったいろんな施設をはじめ、あるいは、業者をはじめ、非常に数多く携わっておるわけですね。その中にまたあえて行政の方から入っていくという部分も果たしてどうかという部分もございます。根本的な対策、どういったやり方がこの地形にあって、こういう人口が分散している中で、どういったやり方が本当に健康づくりを目指したやり方であるという高森方式を本当にもう一回考え直していただきたいと思いますので、あえてそういう質問をしたわけでございますけれども、そのあたりについて、本来ですと、これ、老人医療ですから税務課長ですけれども、担当は介護の方になりますけれども、保健福祉課長、どういった形で今後検討していきたいという、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 当初お尋ねいただきましたんですが、私も手を挙げた一人なんですけれども、率先して、健康に留意し、模範となるべき立場にあるわけなんですけれども、残念ながら、親からいただいた遺伝子の中に少し変なものが入っておりまして、どうもそれを受け継いだようなことで、薬を服用いたしております。

それと、お話しがありましたように、包括支援センターの中で、今度は介護の予防に関する部分が非常に大きなウエートを占めてくるということになっております。これは、隣に税務課長がおられますが、健康保険の中でヘルスアップ事業というのもございます。私どもの方で保健推進をしながら、住民検診の中で、要注意の方々をピックアップして、そういうふうにならない、今申し上げましたような制度も活用ができる部分があれば活用しながら、よりきめ細かな保健指導を行っていききたいと思います。

幸いなことに、後ほどご審議もいただきますが、包括支援センターの中に、そういう専門ではございませんが、保健師を今の陣容ではありますけれども、今度、社会福祉協議会の中におります看護師も1人入れながら、そういう活動を行っていきいたいというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

**議案第23号 平成18年度高森町介護保険特別会計予算について**

○議長（相馬俊行君） 議案第23号、平成18年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 私どもの委員会で大体これは担当課長の方から説明を受けるわけなんですけど、先ほど、老人医療のところでもご質問いたしましたとおり、介護保険制度もまた変わってくるわけですね。ところが、介護を受けているお年寄りの状況というのは、全然変わらないのに、制度だけがどんどん変わっておるというのが現状で、介護を受けているお年寄りの家族というのは、非常に困惑をされております。今まではこれでよかったのに、今度からこれじゃいかんげなって、こがんなるってばいとか、負担金、こがんしてから、お金も高くなったっていうふうになるんですね。だから、介護保険料というものは、元々介護保険料を各世帯から取って、自治体、行政の方から不足分を補って、そしてあと個人から1割負担を取って、介護というのをやる、それが目的なんです。制度が変わってくる、そして介護保険料徴収する分は上がってきておるんですね。ですから、上がってきておるといことは、どんなに介護を受ける人間が増えてきても、ある程度のサービスは現状維持で進んでいくんじゃないかなと思うんですが、ところが、負担はどんどん増えていく、要するに介護を受ける方の負担は増えていく、そしてまた、その介護の内容も変わってきておるというのが現状だと思うんですが、これはまた役場の課長さんに言っても無駄なことだと思うんですね。無理なことだと思うんですが、もう少し、現状を踏まえたことがなぜ、上の方に通らないのか、そして、今、介護を受けている方達がどういう悩みを持っていらっしゃるのかということをお気づきだと思いますが、保健福祉課長、よろしく申し上げます、ご意見を。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 今、議員さんおっしゃるように、私もそちら側に座って、一緒に言いたいぐらいあります、たくさん。不満がですね。制度そのものができました時点から非常に不備な部分がございます、改定、改定行っているわけで

すが、何しろ、話を聞きますと、やっぱりまず走ろうと、走りながら少し考えようじゃないかという制度、今でもそうです。ですから、おっしゃるように、今度のまた改正も出ておりますけれども、要は、国の財政がまたここでも行き詰まっているわけですね。つくった後で行き詰まってきたということで、できるだけ介護という認定をしないで、今、後でお話が出るかもわかりませんが、介護1の方は要支援に回そうと、また元に戻して、介護度が進まないようにやりなさいよという制度に変わってまいりました。

それと、もう一つは、ここで申し上げて本当にいいのかどうかわかりませんが、事業所が運営されているところにケアマネージャーさんがいらっしゃるというのが、大きな踏み出しのまず第1点の大きな制度が行き詰まる要因ではなかったんだろうかと思えます。結局、事業所を運営するために、その人の介護サービスをつくるわけですが、できれば、事業所に収益が上がるような方向でどうもおつくりになっている嫌いがあるのではないかという懸念は持っております。そういうことにならないようにということで、審査機関ございますけれども、私が個人的な立場に立って、私が運営して、お一人の方をお預かりして、その人の介護サービスをつくれればできるだけ上限一杯使いたいというのが、これ、人間の常だろうと思うんですが、そういう制度が始めからそういう形で踏み出したということ自体が非常に問題がある、一緒になって、ここで国を悪く言っても仕方がないわけですが、現実的にはそうであるということで、私どももできるだけ、そういうことにならないように、国あたりにも意見を言う機会というか、文書でしか言えませんけれども、文書でいろいろとそういう矛盾点は出しておりますけれども、なかなか私どもが言ってすぐ一朝一夕に制度が改正されるということではございませんけれども、これからも声を大にして、できるだけ国にも物を申して上げていきたいというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 元々介護保険制度というものをつくったこと自体が私は間違いだったと思うんですね。こういうふうな地方では、お年寄り、自分達の病弱な親は、家庭でその家を継いでいる人間がちゃんと見るというのが習慣化されておったんですね。ところが、介護保険制度をつくったがために、第三者に自分の親、身内を介護させるということを知ってしまった。そういう制度があるから利用した。利用して、そういうことができる、ああいいなと思いはじめたんですね。自分のお年寄りも親も施設に預けて、そして安心、自分としてはほっとした。いい制度ができた

など。自分のところで今まで見る習慣があった地域でもいいなと思い始めた。ところが、それを利用し始めたところが、その財政が非常に逼迫をしてきたがために、また、家でお年寄りを見なさいよというふうに制度を変えてきておるんですね。だもんだから、家庭はたまったもんじゃない。要するに、たとえ話でいけないかもしれないが、牛とか豚とか、生き物を飼っているところは、盆正月、親が死んでも、結婚式でも、雨が降っても、台風が来ても、地震があっても、自分のところに生き物がいると、ちゃんとお三度はやらなくちゃならない。それをじゃあ、何らかの家庭的な事情で、じゃあもう牛はやめたっていうて、他の産業に転嫁されたときには、非常に楽なんですね。土曜日曜がある、そして雨が降っても、別に苦にはならない、だから、もう今更牛は養う気にはならないというふうになるんですね。それと一緒になんです。お年寄りを今までは自分達が見なければならぬ義務だ、自分達が自分達の親、おじいちゃん、おばあちゃんは見なければならぬと思っていたんです。ところが、介護保険制度ができて、そういうふうに認定をして、そして介護サービスが受けられるようになって、第三者の方、ホームヘルパーさん達に見てもらおう、または施設に入所して、そちらの方で見てもらおう。そうすることによって、やはり自分の時間がとれるようになる。だから、わあ、介護保険制度というのはいいなと思い始めた。そしてところが、また、在宅介護、家で見なさいというふうな制度に変わりつつある。非常にこれは、悪法だと私は思います。

介護保険料という新たな社会保障費はつくったんですね。今までは国民健康保険税だけだったんですが、介護保険料は保険料金として払わなければならない。それはそれでどんどん上がってきておるんですよ。なのに、また昔、従来どおりの在宅の介護に戻しなさいよというふうな。これは、ちょっと私としては、この制度、もう少し考えていかなければならないと思います。

この件については、県とも国とも十分話をしていかなければならない、一高森町だけがこの件について、一生懸命考えていても話にならない仕事だと思いますが、今言われた今まで1級の方は要介護に、2級の方は1級に、3級の方は2級にというふうに、要するに見直しをされているようでございますが、症状的には当時の3級は3級のままだんでしょう。それをただ方針が変わっただけでそうすると、2級に落とす、1級を要介護にすると、そうすることは、今介護を受けられている家庭にとっては、メリットはあるんでしょうか、ないんでしょうか。保健福祉課長さん、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 先ほど、事業所の件を申し上げましたが、ほとんどの事業所は性善説に立って、一生懸命やっておられるということを少し付け加えをさせていたきたいと思います。事業所がそういうふうにならざるを得ないということだけではないということだけは申し上げておきたいと思いますが、お話のように、今、認定を受けておられます介護2から介護5の方については見直しはございません。介護1の方が要支援の方にもう少しこれは見直せば、これ以上進まないよというような見直しをするということで、それから認定については、ご案内のように、認定審査会を広域でつくっておりますので、私どもの方では病院の方でおかかっている方が先生の診断書を書いていただいて、それと、私どもの方の調査員が入って、調査した調査結果をもとに、全国一律の基準でもって認定をされておりますので、お話のように、確かに制度、家族の方はお変わりにならないのに、制度が変わったゆえに、介護の方法が変わったり、料金がかわったりというのは、それぞれご家庭にとっては、これはお一人お一人にとっては大変なことだと思います。ですから、そのあたりは、私どもの方で調査しようと思っております。これは当然、私どもの方ですということは、公平公正に審査をさせていただくということの前提条件でございますので、できるだけご家族のご意見等も聴しながら、そのあたりの今ある制度がマイナスにならない、お使いになっている方にとっては、そのためにこの保険料というのをお支払いをいただいて、互助制度でございますので、元気なうちからお払いいただいているわけですから、そうなれば、やっぱり使わざるを得ない制度でございますので、そのあたりでは十分信用していただけるような、そして安心してお使いいただけるようなことに、運営に心がけていきたいというふうに思います。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 長くなりますが、最後に、介護保険の要するに等級を2級から5級まではそうは見直していないということで、1級の方が要介護になっていらっしゃる方がいらっしゃるかもしれないということなんですが、介護認定作業をする際における要件ですね、介護認定の等級要件は変わっていないと思うんですが、ただ、それを審査される方達はその文言の見方、解釈によっては、おそらく違ってくるころがあると思います。お年寄りにどうですかと聞いた時に、自分は実際に自由はできなくても、私は元気だけんと言われる方がいらっしゃるんですね。聞き取りすると、お年寄りに実際聞き取りをするとね、大丈夫ばいたって、実際、もう自分では何もできんくせにおって、もう私はこのままでいいっちゃけん、大丈

夫ばいたていわす。それが健康だと、はき違えする審査員もいるんですね。だから、私は、実際、介護に当たっている家族にも十分な聞き取り調査、家族の介護の現状等もちろんと要件の中にありますから、聞き取って、審査については、もう1回、これだけ介護保険料上げてくるんですから、見直しをして、やっぱりもう1回振り返ってもらって、各家庭の皆さん方になるべくこの制度ができた以上は負担のないように、苦勞がないように、安心して、経済活動ができるようにやっていただきたいと思いますが、最後によりしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） お話のように、また、調査員の方も当然そういうことを考慮しながらやっていると思いますし、また、ご家族の方々のご意見も先ほど申し上げましたように、十分に配しながら、調査意見書は付けていると思いますし、また、そういうふうにご指導していきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

しばらく休憩いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時14分

再開 午後2時26分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

議案第24号 平成18年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第24号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 水道事業について、何点か質問させていただきます。

先ほど、税務課の方にもご質問いたしましたが、歳入のところで水道使用料、現年度分の徴収率なんですけど98%、滞納繰越分40%、約4割の徴収をするということですが、水道使用料については、これは、あまり滞納を許しておると、結果的に、転居をされた場合については、これはかなり徴収に骨を折られるんじゃないかなというふうに考えております。その点について、いかがお考えであるのかということをお聞かせをいただきたいと思います。

それと、この事業においては、それぞれ水道布設の工事が計上されておるようでございますが、高森町の水道管布設、水道の関連条例を見ました時に、水道管理設の深さ、本管布設の深さについて、ある程度の限定がされておるようでございます。大体120センチ以上で一応埋設をなささいということではありますが、確かに、このバイパスが通っておるところとか、今は大型トラックも昔みたいに10トントラックだけじゃなくして、20トン、40トンクラスのトラックも今は往来をするような時代でございますから、確かに地下埋設、なるべく深いところに埋設するのが安全ではあると思うんですが、しかしながら、それに併せて、水道管自体の性質もかなり良くなってきておる。当時の鉄管、ビニール管から比べますと、かなり衝撃に強い、かなり耐久性のある性能のいい水道管が今、開発されて、それを現在布設しておると、そうなりますと、今年度、17年度で草部地区にも水道管布設をやっておりますが、そこも120センチ、大体人口的には非常に高齢化が進んでおる、その地域に120センチの深さで水道管を布設して、それだけの必要があるのかということですね。要は、その分、それを布設の深さを浅くすることによって、水道管布設に係る土木費の削減をするべきではないかというように私は考えております。そうすることで、要するに、布設延長も延びてくるというふうな、私は理論があるわけですが、今後、これは委員会等でも十分条例改正等について考えていただきたいんですが、やっぱり幅をもたせた条例であってほしいと思います。水道管理設については、以前みたいに60センチから120センチの間でその地域の現状に応じてというような条例であるべきものもいいんじゃないかなと、もし、厚生労働省が管轄でございますが、その省令の中で、120センチと限定を

されているのであるならば、それはそれとして、私達は尊重していかなければならないと、それが補助対象であるがための使命であるというふうに私は思いますが、そういうふうな紐が付いていないということであるならば、今後、やっぱり事業費の見直し、やっぱりなるべく安い事業費で効果を広めるということであるならば、60センチから120センチぐらいの間でというふうに、土工に係る費用を抑える工夫も私は行政的にやっていく必要があると思います。

その点について、2点、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） まず、第1点目の使用料及び手数料の徴収の件でございますが、現在のところ、本音を申しますと、この数字が精一杯というところでございます。後、長期滞納者につきましては、おっしゃるように、住民票がない方が水道を使用して、急に亡くなったとかという場合は大変苦勞しておるのは現状です。

それと、第2点目の水道管理設の深さでございますが、これは、厚生労働省が定めたものではありませんで、道路管理者が定める深さということになっておりますので、うちがこういう工事をする場合は、道路管理者と協議をして、そこで提示された深さで埋設をいたしております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 水道使用料については、やっぱり住民票をなおされている方等について、追跡調査して、徴収するかと、たまたま1カ月分が2カ月分、2、3,000円滞納があったからということで、その方に1万円もかけて徴収するかと、可能であるならばする必要もあると思うんですが、なかなか金額に応じては、それだけの労力と費用を費やすということは難しい問題があると思います。かといって、取れないから、水道使用料だから水に流すなんていうことはなかなかできないと思います。やはり健康的に水道使用料を納めている方達に対して不公平感のないような徴収方法はとっていきべきである。ですから、それについては、今後、徴収については、やっぱり滞納者については、町税、国民健康保険税、介護保険料、様々な使用料も含めて、やはり滞納者に対しての徴収業務は今後、まとめてどこか扱うような工夫を庁舎内で検討していただくようなことが必要になってくると思います。

私が広域行政事務組合の議員をしておりました時に、京都だったですね、京都の広域圏の方で、要するに、住宅費とか、税金の滞納者に対しての徴収業務を広域圏

の方でやっていくと、委託をされる、広域の方はぶつぶつ言っていたんです。とれないところばかりを私達の方に持ってくると、要するに、かなり難しいところを持ってこられるんですよ。簡単な滞納者は町の方でされるんですけども、というふうに言われていたんですが、しかし、これだけ行政改革、中の機構改革も今後やっていきますが、その中において、仕事も増えてくる、権限移譲もされてくるということになってくると、町の役場の職員だけで滞納者に対して集金を、滞納をゼロにするような活動はちょっと難しくなってくるんじゃないかなと思います。そうなりますと、町全般的に今回の滞納みたいな問題も含めて、やはりすべてを把握して、すべての件について、徴収を受けてくれる方を見つけると、そして、そこで徴収をしていただくというような工夫も今後は必要になってくると思います。

ですから、今後は、総務課長さんあたりを中心に、その徴収業務については、一つにまとめてやっていくような工夫をしていただきたいと思います。ですから、今後の組み立てについては、徴収業務については、総務課長さんあたりに一応お考えをお聞きしたいと思いますし、その水道管の埋設、管理者との協議ということでございます。そうなりますと、建設課ですか。建設課の方じゃあ、お伺いしますが、今度、野尻地区辺りが予算に出ております。120センチでもし布設した時に、じゃあ、あそこはそんなに大型が通るのか、または、120センチ以内のところの60センチとか50センチのところいろんな埋設物があるのか、そのあたりの調査までされるのか、そして、120センチと限定されるのか、そのあたりについて、建設課長さんの方にお伺いしたい。

ですから、総務課長さんと建設課長さん、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） ただいま、ご提案のありました税、使用料等を含めて一元化して徴収できないかということでございますが、今後、検討をしていきたいというふうに考えます。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 水道管、それからガス管等の地下埋設における深さについてというのは、私ども熊本県占用許可基準要綱に基づいてやっております。先ほど、佐伯議員がおっしゃいましたように、管の状況というのが変わってきているということもあったからだろうと思います。平成11年3月31日づけで一部改正がなされております。ただ、その中で、従来のやり方から変わった分があるのかということで、内容を精査しましたところ、簡易舗装の場合においては、従来の取り扱

いとし、1メートル20ということ、町道については、うちとしましては、1メートル20センチでお願いしますということで、一応水道課の方には話をしております。

現在、高森町の町道における工事内容につきましては、簡易舗装要綱に基づいてやっております。これがアスファルト舗装との若干の違いがありますので、簡易舗装の定義の中に、自動車交通量が少なくかつ重車両等が少ない道路であること、これに適合しまして、現在、高森町の方の町道については、簡易舗装要綱に基づいて、工事をしております。

その表層の厚さというのが、簡易舗装の場合は、大体3センチから5センチというものの取り決め、それが本舗装といいますか、アスファルト舗装要綱に入りますと、本舗装が13センチから15センチということになっておりますので、現在、町道につきましては、1メートル20の埋設をお願いしたいということで、これは、水道に限らず、各種事業所等の占用許可あたりの願いが出た時には、その旨でやっております。

また、今後、野尻の方の内容につきましては、十分今日のご意見あたりも踏まえて、県あたりと今後の取り扱い方について、ある程度弾力性をもたれないのかということについては、十分協議して、その内容を必要であれば、また委員会なり、議会なりにまたご相談申し上げたいというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、ありがとうございます。

やっぱり滞納金については、なるべくないように、私は努力をしていく必要があると思います。しかしながら、先ほどから何度も言うように、滞納が出ないように課税の仕方というのも考えなければならない、そういう計算方法も今後は考えていただきたいと思います。

広域の方に、高森町から3億円ぐらい負担金出しているんですね、消防あたりは1億円出していますね。それ以外にもリサイクルセンター、それに未来館、いろいろありますが、最終処分場等もあって、かなりな負担金を出しておるんです。あそこが暇だとは言わないんですが、やはりなるべくそこあたりに対しても、それだけの負担をする以上は、うちの会計が健康でないと、それだけの負担はできないんだということを話をしながら、そうするために、広域行政にももらうだけじゃなくして、あなた達に負担をする団体が健康な会計、財政運用になるために、そういう協力もしなさいという、やはり話はしていくことができると思います。ただ、もらう

だけです。向こうは何も心配しないですね。計算をして、平等割、それに人口割、いろいろ財政割とか計算して、はい、高森町さんには今年は何億ですよと出てくるぐらいです。で入ってくるですね。入ってきた時に、それをあの人は運用するんです。うちの財政がどうあろうと関係ない。でも、あの人も考えていた。ただきたいのは、そういう負担をしている自治体が健全な財政でなくなると、あなた達に払うことはできなくなりますよというのとはわかってもらわなければならない。だから、滞納分については、やっぱり広域行政の方にもそういう話をしてもいいんじゃないか、実際、広域行政事務組合議会議員の研修会において、そういう業務をやっておる広域行政事務組合を視察に行っている実績があるんです。知らないはずはないんです。当時、事務局も一緒についていっているんだから。話は聞いているんです。そういう事業をしているという行政事務組合を知っているんです。自分達はやれないです、すみませんでしたとは向こうは言えないんです。だから、そういう話を今度、幹事会等で議会理事会等で話をさせていただいて、やっぱり末端の自治体が滞納で困っているようであるならば、そこあたりの業務を受け継ぐというようなことも今後、広域行政事務組合の中で話を進めていっていただきたいというふうに思います。

それと、建設課の方で、今占用許可、簡易舗装またはアスファルト舗装の厚さ等を言われました。県の方との協議ということですが、この予算等を見てみると、向こうも県が一番関係してくるのは、地方債発行についての起債承認ぐらいの手続きぐらいですね、県は、今度の水道管布設についても、今までの水道管布設についても、県がお金を出しているというふうには私はとらえておりません。これは、あくまでも国からの補助です。県が何を口を出す必要があるのかなとは思いますが、上に県がいるのであるならば、県との協議はしなければならないと思います。しかしながら、やっぱり現状において、これだけ財政が逼迫してくると、安い費用で、効果的な工事を進めていく必要がある。ならば、120センチ布設する必要がないところにはそれなりの深さで、他の生活面に対して迷惑を掛けない、支障を来さない深さであるならば、私は布設ができるような工事の内容であっていいと思います。2億かかるやつが実際、2億円かかって布設をしますよという時に、じゃあ、その中の何割が土木費になるのかということ計算すると、同じ2キロメートルを布設しようとした時に120センチを60センチに浅くすることによって、私は少なくとも1キロぐらいは延びるんじゃないかなと、そうすると3キロですよ。これはかなりな人達に影響が出るわけです。ですから、そういうふうな埋設の深さにつ

いては、今後、時代の流れ、または財政の状況等も踏まえて、改正すべきところは条例改正をして、弾力を持たせるようなことをしていかと、今までどおりに地方交付税が20数億円来ていたみたいに、国庫補助金と県補助金の割合が同じぐらいで、国が補助金出すには、県も補助金をそれなりに出してくれとる時代であるならば、それなりの状況で結構だと思いますが、今から先は、やっぱりそういうことはいないですね。もう県は出せないんですから。だから、やはり町は町独自で、その自治体に応じた条例改正をしていくことを一応、建設課長、水資源対策課長の方をお願いしておきますし、建設経済常任委員会の方に付託されますが、その件については、十分な協議をお願いをいたしておきます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） すみません、先ほど、熊本県あたりとも協議してと言いましたのが、私の方の説明が不十分だったかと思いますが、熊本県の占用許可基準要綱に基づいた運用ということでありますので、今後、県との協議というのは、町として、独自に今、佐伯議員がおっしゃいますように、独自にそのあたりの取り決めができるのか、そういうようなところを協議しながら、今後進めていきたいということで、ご説明したつもりでしたので、誠に申し訳ありませんでした。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

議案の一番最後に、36号でも上がりますけども、予算ありきという原則からいけば、今のうちに質問したいと思いますので。基本計画の中に水道料金体制の一元化ということですのでうたってあります。料金体制を一元化すべきだ、同じ町内であって、差があってはおかしいという部分がうたわれておりますけども、果たして、そのまま一元化されるのか、はたまた応分の負担ということで、当分の間は、菅山地区が今度、加入するということになれば、3つの体系、基本料金の体系でいきますけども、果たして、そういった形で、何年ぐらい続くのか、そういう長期的な見通しですね、1,000円、1,200円、今度できれば2,000円というような基本料金体系が3つになりますけども、その一元化ということで、基本計画の中でうたっている以上、近い将来一元化になりますけども、果たして、その辺の動向はどうか、はたまた基本料金の値上げが近々あり得るのか、その辺についても、ご答弁願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） まず、今回の菅山地区の基本料につきましては、以前の議会で一律料金ではいけないというご指摘のもとに前任者がその地区に出向きまして、協議をしました結果、負担可能な金額は2,000円だということで、私の方は引き継ぎを受けております。

確かに総合計画におきましては、一元化を進めるということになっておりますので、これは近い将来せざるを得ないと思っております。

それと、値上げの件でございますが、これは、平成16年度にしておりますので、近々という話はないかと思えます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 議案第25号 平成18年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第25号、平成18年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

当初予算と関連しますけれども、農業用水の方から基金貸付ということで出されますけれども、年数等をお伺いしておりませんでしたので、単年度でやるのか、数年で償還していくような形にされるのか、その契約内容をお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 今回の振り替え運用に関します条件としましては、年利1%、6年償還、うち1年据え置き年賦払いということにしております。元金1億円ですね。年利1%ということでございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 議案第26号 平成18年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第26号、平成18年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 議案第27号 高森町観光交流センター条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第27号、高森町観光交流センター条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第28号 高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第28号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第29号 高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第29号、高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番です。

行政に係わる人達の様々な報酬等が今回、いろいろ改正されてくるわけですが、参考のためにちょっとお聞かせをいただきたいんですが、駐在嘱託員さんの年間報酬ですね、大体基本がいくらで、1戸当たりいくらかというのを確認のため、お教えてください。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 駐在員さんの報酬でございますが、月額3万5,000円です。均等割、月額3万5,000円、世帯割額というのがあります。世帯割額が高森地区が160円、色見地区が190円、草部・野尻地区が220円となっております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） それぞれ駐在嘱託員さん達については、各地域で苦勞されているところもいらっしゃるし、それぞれの区によって、システムが違いますから、なかなか一概にはこれが高いか安いかわからないとお話できないと思います。しかしながら、議会の中、議員の中からちょっと話が出ましたとおり、平均にすると、1人の駐在嘱託員さんあたり、大体年間いくらぐらいもらわれているものか、もし、最高額がいくらで、最低額がいくらかというのがおわかりでしたら、お教えいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 確か、高森地区で一番多いのが戸数が330戸ぐらいあるかと思いますが。それで計算しますと、月額にしますと8万7,800円、一番少ないところが野尻地区の40戸だったと思います。そうすると、月額が4万3,800円、大体倍ぐらいの差がつくかと思いますが。戸数割を掛けまして、均等割額を足しますので、一番安いところで4万3,800円程度、高いところで8万7,800円というぐらいの差がつきます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） なかなかこれは住民の皆さん方ご存じではないと思うんですね。駐在嘱託員さん達はおそらくボランティアに近い状況で業務をされているんじゃないかというふうに各住民の方達は思っているんじゃないかなと思うんですね。私も実際、今まで議員やっていて、恥ずかしい話なんですけど、そこまでは興味がなかったんですね。駐在嘱託員さんがいくらぐらいもらうというまでは計算は日ごろしておりませんでした。今回、こういうふうなお話をいただきました。やっぱり12月の議会でもいろいろと駐在嘱託員さん達の件ではお話がありましたし、議会でもいろいろありました。こういう現状については、十分考慮してやっていただきたいというふうに思いますし、報酬及び費用弁償あたりも今回改正をされるようでありますので、慎重にこれも踏まえて、委員会等では議論をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第30号 高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第30号、高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第31号 高森町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第31号、高森町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第32号 高森町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第32号、高森町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 議案第33号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第33号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 議案第34号 高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第34号、高森町立小・中学校中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

中学校の屋内プールを使う場合に、町外の方が使われる場合があるんですけど、そのあたりは料金体系はどうなっているのでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） ただいま、あります4学校の体育館の町外料金の設定については、今回、やっております。ただ、今までの実績から言いますと、町外の方が直接、体育館を借りられることはまずありません。基本的にはクラブ活動関係で、高森関係のクラブと一緒に練習をしたり、大会をやったりということで、それについては、減免措置ということでやっております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） これは、いろいろと話はあると思うんですが、開放していく中において、一般の方達が使用されるんですけども、一般の方達が使用されるということになると、子供達が使っている時間帯はなるべく避けて、夕方等になると思うんですが、小・中学校の周りの防犯対策も併せて、これはしていかなければならないと思います。おおっぴらにこういうふうに開放しますよ、そして料金も設定しましたよ、今まであったんですが、こういうふうに変更しましたよということを周知していくと、利用しようという方達が出てきます。そうすると、やっぱり夜等になると、防犯問題も出てくると思います。利用者からそういう要望が上がってくる可能性があると思いますが、そういう要望に対して、どういうふうに応えていきますか。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） 防犯につきましては、先の議会で13番議員さんご質問されております。それにつきましては、18年度予算におきまして、防犯灯設置等の予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

**議案第 35 号 高森町介護保険条例の一部を改正する条例について**

○議長（相馬俊行君） 議案第 35 号、高森町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 35 号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

**議案第 36 号 高森町給水条例の一部を改正する条例について**

○議長（相馬俊行君） 議案第 36 号、高森町給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 36 号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

**日程第 3 休会の件について**

○議長（相馬俊行君） 日程第 3、休会の件についてを議題とします。

10 日から 15 日にまでは休会といたします。なお、各委員会が開かれますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会いたします。長時間ご苦労さんでした。

-----○-----

散会 午後3時03分

3 月 1 6 日 (木)

(第 3 日)

平成18年第1回高森町議会定例会（第3号）

平成18年3月16日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	指名	事項	要旨
2番	白石 博昭	1 冬場の降雪・道路凍結対策について	① 降雪後の早期の除雪について ② 凍結道路の日差しを遮る木等の対策について（道路愛護）
		2 地域の活性化について	① 地域で頑張っている人達が、やりがいを感じられるような環境整備について
6番	野中 謙三	1 町村合併について	① 17年度からの県との協議について ② 今後の合併計画について
		2 地場産業の育成	① 農業育成策 ② 人材育成策（地域づくり）
8番	甲斐 廣國	1 当初予算編成と今後の財政運営について	① ムダ・ムリ・ムラのない予算編成が今必要と思うが
		2 道路網の整備について	① 少子高齢化が進んでいく中で、ライフラインの整備はどう進めて行かれるのか
12番	三森 義高	1 財政硬直化による将来の町としての考え	① 当初予算にどれだけ反映出来るか ② 機構改革のとらえかた

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番	宇藤敬君	2 番	白石博昭君
3 番	山室克尋君	4 番	山村將護君
5 番	甲斐直三君	6 番	野中謙三君
7 番	本田生一君	8 番	甲斐廣國君
9 番	後藤和昭君	11 番	相馬俊行君
12 番	三森義高君	13 番	佐伯金也君

3. 欠席議員は次のとおりである。(2名)

10 番	甲斐正一君	14 番	後藤英範君
------	-------	------	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	渡辺哲郎君
総務課長	岩下健治君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	岩下昭久君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	二子石衛君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	後藤秀希君	草部出張所長	岩下生人君
野尻出張所長	桐原一紀君	収入役室長	佐伯実範君
教育委員会事務局長	廣木富八君	オーガニックアグリ センター長	杉田則秋君
企画財政審議員	甲斐敏文君	総務課長補佐	古澤建生君
企画財政課長補佐	後藤正三君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

10番 甲斐正一君と14番 後藤英範君からは、欠席届が出でおりますので、報告をしておきます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。2番 白石博昭君。

○2番（白石博昭君） おはようございます。

本当に今年の冬は寒うございまして、やっと春が来るかなというふうになりましたが、一昨日は雪が降りました。本当に雪にたたられたこの冬でなかったのではないかなというふうに思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行いたいというふうに思います。

今、申しましたことに関連しますが、まず、1番目に、冬場の降雪、道路の凍結対策についてということで、お伺いをいたしたいと思います。

今年の冬、特に12月は例年にもなく、気温が下がっておりました。降雪は今までもあったわけですが、今までは割と降った雪が早く解けておりましたけれども、今年の場合は、降った雪が凍結をいたしまして、通行に多大な障害を残しました。特に、全国的に寒波が来まして、新潟、東北の方では死傷者が何人か出るような大寒波でございました。その方達に対しては、心からご冥福とお見舞いを申し上げたいところでございますけれども、私達のところはそういうことはなかったとは言え、本当に住民生活に直結した部分で多大な影響を被ったわけでございます。

この分に対しましては、建設課等で早急な対応をしていただいたわけですが、すけれども、凍結ということになりますと、なかなか融雪剤、塩化カルシウムです

けれども、効かないというようなことでございます。地域でもたくさんの方が役場に頼んでも間に合わないから、取りにいてもいいからあるかというような話までして、自分達でまいたというようなこともございました。

ただ、除雪車でも押していただいたわけでございますけれども、凍結をいたしますと、下からすくい上げるのがなかなかできません。ちょっとやっぱり浮いたような形になるものですから、その部分がアイスバーン状態になりまして、本当に私も一応は、スタッドレスタイヤを付けているわけでございますけれども、坂も登らなかつたりとか、まっすぐいかんかつたりとかということで、事故まではいきませんでしたけれども、危ないような状態がございました。このようなことで、地域の住民の方からもかなり役場の方にもまた町長さんの方にも話があったのじゃなかろうかというふうに思いますけれども、まずは、今年もかなりの除雪に費用がかかると思いますけれども、その除雪の状況と、融雪剤がどのぐらい準備してあったのかということと、その融雪剤はどこに置いてあったのかということ、それから、ここ数年、経費も大分かかっているのではないかと思いますけれども、その部分の経費の状況について、まず、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 2番議員さんの質問に関しまして、お答えを申し上げます。

先ほど、2番議員さんがおっしゃいましたように、今年度は大変雪が多く降って大変ご迷惑をかけました。地域におきましては、本当に除雪が遅れまして、ただただお詫びを申し上げるところでございます。

除雪につきましては、例年どおり、各地域におきまして、業者を張り付けております。また、国道・県道等を最優先いたしておりますし、次に、町道のバス路線、幹線路線というふうな感じで順次行ってきているところでございます。雪も1回に限らず、一斉に全体に降りますものですから、地域の方々に本当に申し訳ない、そのように思っておる次第でございます。

除雪にいたしましては、各建設業の方々に各路線をお願いをいたしまして、順番に除去をしているところでございますし、本年度のように、12月年末のように大雪が降りますと、間に合いません、アグリセンターの方の応援も受けて、除雪をしたところでもございます。

凍結防止につきましては、各地域からいろんな要望も出ておりますし、塩化カルシウムの配布、また、場所につきましては、担当課長の方からご説明をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 融雪剤等につきましては、役場、それから各出張所、それからアグリセンターの方にも置かせていただくようお願いをしています。現状としましては、大体町の方に当初計画しておりましたのは、町の方に200袋、それから各出張所の方に100袋ずつ、それからまた、アグリセンターの方にも100袋ということでお願いする予定でございました。今年は、特に、寒波の方が1カ月早く来たというような状況もありますし、そのあたりで若干遅れた部分ではございましたが、急々に取り寄せて、その対応はできたのではないかなと思っております。

○議長（相馬俊行君） 2番 白石博昭君。

○2番（白石博昭君） 自席から失礼いたします。

道路の安全な通行といいますか、それと、町民の日常生活や通勤道路としての道ですけれども、高森町の場合は、スクールバス、それから町民バス、それから保育園の送迎バス等、公的な機関での車も大変多く走っております。事故等があると、本当に大変なことになってしまうわけでございます。そのためにも、少しでも早い除雪作業が住民皆の望むところでございますけれども、今、答弁の中で、塩化カルシウムの置く場所が町に200袋、出張所に各100袋、アグリセンターの方に100袋というようなことではございましたけれども、本年度の場合は、12月のうちにその全部を使い切ってしまったと、それぐらいたくさんまいたというようなことも聞いております。

その中で、先ほども言いましたように、そこまで取りに行くのが大変という部分もあります。出張所まで行く、役場まで取りに来るといったようなことも非常に大変な部分であろうかなというふうに思います。毎年そんなに多く降るかなあとの問題もありますし、保管などいろんな問題もありますけれども、いつも危ない危険な箇所というのは、大体決まっておるんじゃないかなというふうに思います。

それで、地域に置く場所等の確保などをご相談しなければなりませんけれども、すぐに融雪剤がまかれるような、そういうようなことも考えていただきたいと、現実的にできるかどうかはわかりませんが、そういうこともできるかどうか、聞きたいと思っておりますし、また、私が河原におった時に、これは県道でございましたけれども、トラクターの後ろに引っ張るグレーダーみたいな除雪作業車でございましたけれども、それで除雪をしておりました。なかなかタイヤショベルは、両側に押していますので、2回行きましても真ん中に残ったりすることもございます。本

当はグレーダーがいいわけでございますけれども、今、建設業も冷えこんでいるということで、グレーダーというのでも数が少なくなってきておりますし、降雪は全体が同じ時期というようなこともございまして、その機械ばかりを使うのもいけないというようなこともございますので、やっぱり重なった場合に、早急な除雪をするためには、地元の方達、農家の方達もいろんな機械を持っておりますし、そういう引っ張るグレーダーというのは、値段は調べておりませんが、そういうのがあれば、早く除雪ができるのではないかと、とにかく、凍ったら間に合わないよと皆から言われます。凍ったらどれだけ、先ほども言いましたように、融雪剤をまいても、グレーダーなどで押しても、どうしても下まで取れないというようなことございますので、こういうことも何とか対応をしていただきたいなというふうに思っていますので、このことについて、ご質問いたします。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） まず、各地区に塩化カルシウムの方を置いていくということについてですが、これについては、うちの方でも十分検討はしております。でも、1袋、これの単価等もありまして、なかなかずっと各地区に配布して行って、ちょっと状況的には間に合わないんじゃないかなと、そのことについては、地区ごとに業者さんあたりを張り付けて、今現在、道路の除雪作業、それから、融雪剤の散布等についても業者さんの方ということで、今現在行っております。

ですから、そのあたりで今後とも対応させていただきたいと思っておりますし、これについては、やはり地区ごとに確かに置いていきたいところもありますけれども、なかなか財政的に厳しいこともあろうかと思っておりますので、費用対効果等も十分踏まえた上で、今後、検討していきたいというふうに考えております。

それから、農家の方の農機具等の利用ということも、これは十分一昨年ほどからずっとやっぱり地域の意見としても上がってきております。それはずっとこちらの方でも検討しておりますが、なかなか機械の損料、それから一番懸念しますのは、依頼した方がそういうような除雪作業中に事故とかを起こされた場合の保険の手続き、そういうようなところを今、調べておりますけど、そのあたりがちょっと厳しいところがあるんじゃないかなということで、まだ、結論に達していない状況でございます。

○議長（相馬俊行君） 2番 白石博昭君。

○2番（白石博昭君） 役場がすることでございますので、やっぱり安全というのは一番でございますので、今言われたこともよくわかるわけでございますけれども、や

っぱり先ほどから何度も言いますように、住民の生活に直接かかわる部分でございますので、本当に検討していただきたいというふうに思います。

それから、同じ項目の2番目でございますけれども、凍結道路の日差しを遮る樹木などの対策についてということでございます。

雪が降って凍結した後で日当たる場所については簡単にすぐに解けるわけでございますけれども、同じようなところであっても、南側に樹木があると、どうしてもそこは解けないということになります。気温が高いとそれでもまだ解けるわけでございますけれども、本年のように、気温が低いと、そこに融雪剤をまいても全く効かないというようなことございまして、近所の人も大変困っております。

そこで、これは具体的にできるかどうかわかりませんが、要望にもなるわけでもございますけれども、南側に樹木のあるところ、危険箇所等については、木を伐採していただいたりとか、間伐していただいたりとか、枝打ちでも効果があるんじゃないだろうかというようなことも思うわけです。それで、これも条件等によって変わるとは思いますけれども、例えば、木がずっとある場所は全部切るというわけにはいきませんが、何列もないようなところは、切ってみると効果があるんじゃないだろうかというような気がいたします。これもまたいいですよと言われれば、もちろんいいわけでございますけれども、こちら、お願いする立場でございますが、これもできれば、予算化をしていただいていることができないものかと思っております。

今、道路関係では、道路愛護として、道切り助成金というものも出しております。私達も道切り助成をいただいているわけでございますけれども、やっぱりこれは地域の人達も昔は自分達で自分達の道は切ろうというようなことがこれは当たり前でございましたけれども、高齢化に伴いまして、なかなか過疎化にもなりまして、切る人も少なくなっております。燃料もいりますと、いろんな機械等もいりますので、経費もいるわけでございます。この助成金、補助金があるおかげでやはり地域も切れるんではなかろうかというふうに思うわけでございますが、同じように道路を愛護するというか、危険を回避するとか、いろんな意味でこの助成金を、例えば、道路改良におきましては、立木補償ということもございまして、また、林業関係では間伐補助金等も出してありますが、こういうのを何とか組み合わせると申しますか、使ってすることができるかなと思っておりますが、このことについて、具体的にわからないならば結構でございますが、お答えいただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 確かに、降雪による倒木、それから枝折れというようなこ

とで、雪の後にいろいろ電話が掛かってきております。その中で、先ほども申しましたとおり、融雪剤の散布をお願いします業者につきましては、降雪による倒木、それから枝折れ等については、その都度、路線を回っていただく時に一緒にお願いしているような状況でもございます。それから、今現在、業者だけじゃなく、アグリセンターの方にもお願いしまして、一緒に除雪の際にお願いしているというのが現状でございます。

この内容については、私どもとしては、手一杯の状況になっております。それから、制度事業等も取り入れたらということで、今お話がありました、間伐材等については、一応、私も内容等については熟知しておりませんので、担当の課長の方をお願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 間伐の事業につきましては、ご存じのように、森林の二酸化炭素吸収地球温暖化防止や国土保全、水資源の涵養、木材生産等多面的な機能に着目しまして、この機能を持続、増進するために行うものでございまして、この対象となる森林は、森林施業計画の認定を受けた森林所有者となっております。当然、道路の日差しを遮る森林で、森林施業計画の認定を受けていただければ、間伐事業の対象となるものです。

道路沿線の森林の所有者の方々におきましては、今後とも間伐事業について、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 2番 白石博昭君。

○2番（白石博昭君） このような時代でございます。いろいろ難しい部分もあるかとは思いますが、やっぱり住民生活を守ることが町としても一番の使命であると思っております。今まで私も何回も道で止まっている車とか、側溝に落ちている車とかも見たことがありますし、自分でも危ない目にあいました。そういう部分もやっぱり地球温暖化とは言え、逆に夏は暖かくて、冬は寒いというようなことが続くのではないかと思います。天変地異、世界各地で災害が起きておりますけれども、いち早く対応するためにも、そういうことについて、これからもご検討とご協議をいただきたいというふうに思います。

それでは、続きまして、次の項目に入りたいと思います。

地域の活性化についてということでございますが、要旨として、地域でがんばっている人達が、やりがいを感じられるような環境整備についてということで、漠然としたことでもございますけれども、質問をしたいというふうに思います。町の方も

今年の当初予算では昨年に比べて2億700万円の減ということでございます。以前の議会で間伐補助金が3,000立米の話がありました時に、町が合併せんから金がないのかと、金がないから出せないのかというような話もございましたが、やっぱり町民の皆さんも本当に厳しさを実感しておられるんじゃないかなと思うんです。今回、議案で職員の給与等についても審議をしておりますけれども、これも大変厳しい状況でございます。

しかし、そういう状況であるからこそ、活性化については、真剣に取り組んでいかなければならないのではないかなというふうに思います。直接お金を使えばいいという問題でもございませぬが、やはり人が元気でないことには、町も元気ではないというようなこともございますし、このことを一番に考えて、金がないなら知恵を使えと、知恵を出せというようなことも必要なことではなからうかということなんです。高森町でもいろんな伝統とか、文化等もございまして、各地域でいろいろ本当にがんばっておられる方々もおりますし、また、地域に埋もれておったというか、そういう文化等もたくさんございます。そういうものを掘り起こすことも一つの方法ではなからうかというふうに思います。

1つの例でございませぬけれども、草部の方で以前に野尻の方から草部の方に水を引いて、草部一帯を田んぼにしようじゃないかというような壮大な計画を立てた人がおります。ここに資料も持ってきておりますけれども、やはりそういう気持ちが一番今必要ではなからうかというふうに思います。この人は大体は一の宮町の坂梨に生まれた人でございませぬけれども、昔、野尻の方の手永におられた役人でございまして、どうしても草部の方に水を引きたいということで、藩主の方から二千両いただいて、隧道を掘ったということでございませぬ。結果的には当時の測量技術の不備と申しますか、そういうことで上から流れてくるよりも下の方が高かったようなことで、水は出なかったそうでございます。結局、責任とって切腹になられたということでございますが、そういうことが史実として残っておりますし、そのことも歌になってあります。私も一緒に聞きましたけれども、非常にいい歌でございませぬし、こういうのも地域興しの一つになるのではないかなというようなことも思うわけです。地域の方は知っておられるというようなことでございませぬけれども、私も初めてお聞きをいたしまして、これはいい歌だからこれを活性化につなげることができないかというようなことも思います。

今度、観光交流センターというのができますが、町民からもこのことについてはいろんなお話を聞いております。批判もございませぬ。しかし、やはり私は高森町の

今後にとっては大変に重要な核になる施設ではなかろうかというふうに思いますし、それを活用していく方法を考えなければならないというふうに思います。それで、今年の4月には大体工事も終わって、開館の運びになると思いますけれども、完成した暁には、やはり完成式典といいますか、一番最初が肝心と思うんですね。やっぱり高森町にはこういう施設ができたんだというようなことを町民にも、また対外的にもアピールする必要があるのではなかろうかというふうに思います。それで、最初が肝心と言いましたけれども、先ほども言いましたように、高森町は非常に伝統、芸能、文化等多くございます。獅子舞とか神楽とか、ばんば踊を含めて、いろんな何団体もございますし、また、食に関しても田楽とかいろんなものがございます。そんなことを組み合わせて、まず最初に、大きなアピールをしようかというふうに思いますが、このことについて、町長さんの考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 2番議員さんの、白石議員さんのご質問でございますけども、本当に地区によりましては、それぞれの地域分野で精一杯ご努力をいただいておりますし、まちづくりにご貢献をいただいておりますことに、まずは感謝を申し上げたいと思うところでございます。

私どももまちづくりにつきましては、いろんな方法、方策を考えながら、一生懸命考えているところでございます。何と言いましても、やりがいのある努力のしがいのあるその結果、働いてよかった、努力してよかったと、その結果が表れるような環境づくりはまず一番ではなかろうかと思っておるところでもございます。

今、農林業、畜産業、大変冷え込んでございますけども、農林業にいたしましても、私どもも先ほど白石議員さんがおっしゃいましたように、間伐事業に関しましても、地球温暖化、いろんな方策を考えながら、また、そういうものを含めまして、県の方からの補助金もあっていると思っておるところでもございます。水源涵養、いろいろなものを含めて、今行っております。昨年は、当初予算では3,000立米ほどの予算を組みました。皆さん、議員の方々にお願いし、2,000立米の補正を組んでいただきました。最終的には、5,000立米の補助金ということでございます。本年度も皆さん方がご存じのように、できる限り助けてやらにやならんというような考え方をもとに今回の提案をいたしておるところでございます。

畜産にいたしましても、保留品評会、本当に良い牛を残せと、本当に赤牛は東京に行きますと、ブランド化した赤牛でございますから、それに関しましても、いろ

んな手助けをいたしているところでございます。

農業にいたしましても、アグリセンターを基本にいたしまして、土づくりが何よりも大事だろうということで、応援を今現在いたしているところでございます。また、そのやりがいがあることということで、認定農業者制度というのがございます。おかげさまで、認定農業者の個人が50人、法人が2団体、また女性農業者の会が25人、また、おかげさまでその中にも家族協定をされていますご家庭が5世帯ございます。それを基本としまして、今後育成強化を図っていかなければならないと、そのように思っているところでもございます。

また、おっしゃいましたように町の活性化、中心市街地の拠点づくりでございますけれども、町の文化、芸能、いろんなものを継続していくためには、やはり町民の方々のお知恵とまたご協力いただかないことには、行政がやることには限りがあることだと思っております。行政といたしましても、中心市街地の活性化拠点づくりの一環としまして、地域の方、商店街の方々が利用していただき、そして活性化を行っていただく。その分に関しましても、行政が側面からご協力を申し上げると、そのように思っているところでございます。

本当に今、現在99.9%進行いたしております。この議会が終わりましたならば、もう少し、正直申しまして、芝が今から芽が出るものがございますから、痛まない程度にオープン式をしたいなど、そのように考えております。

また、オープンをすれば、地域の方々の拠点づくり、憩の場、お互いのコミュニケーションをとる場としてはすばらしい施設になると期待をいたしております。議員の皆さん方にまだまだ町おこし、村おこし、いろんなおこし方がございますけれども、やはり人間が集まらないことには何おこしもできませんものですから、それを基本理念といたしまして、中心市街地の活性化に努力したいと思っておりますので、どうぞよろしくご指導をお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 2番 白石博昭君。

○2番（白石博昭君） 施設はつくるよりもそのあとの維持の方が難しいし、またそのことの方が重要でなかろうかというふうに思います。今までもたくさんの施設がございましたけれども、やはり経費との問題もあります、厳しい運営をしております。今度も同じような道を踏まないようにしなければならぬと思うわけでございますけれども、そのためには、やっぱり町民の方々が多く来ていただく、また町外からも来ていただけるようなことも働きかけていかなければならない事だと思っておりますけれども、そのあたりが一番大事なところです。やはり、住んでいる住民の方々

が参加していただくことではなかろうかというふうに思います。今、役場で企画財政課が担当しておりますけれども、できてしまえば、商工観光課の方に移るかと思っておりますけれども、お互いの連携も一つだと思いますし、観光協会がこの中に入るといふ事を聞いております。風と森の会もございまして。それに住民の方々を加えて、横の連携をとりながら、協力し合いながら、進めることがとても必要なことではなかろうかというふうに思います。

また、この施設は、中心市街地の方だけじゃなくて、今、町民バスでたくさんの方が各地から来ておりますので、その方達にとっても、やはり町全体の、町全部のための施設だといふふうにしていけば、ますます活用が広がっていくんじゃないかというふうに思います。

また、1つ例を申し上げますけれども、現在、休暇村では高森町の神楽の方達が毎週土曜日ですかね、交替で上演というんですかね、やっているそうでございますので、やり方によっては、そういうこともできるのかなど、実際にできる部分もございまして、そういう意味ではさっきからも申しますように、どこがやるとか、誰がやるとかということではなくて、役場の仕事としては、その働きかけの部分が一番大事ではないのかなというふうに思います。この部分を突破して、やりすぎると何もかも役場がやるからというようなことになると、本末転倒になることも考えられます。非常にそこは難しい面はございましてけれども、役場として、町長が長として、声かけることも大事なことでなかろうかというふうに思いますし、先ほどの芝の活着のこともございまして。確かに、そういう部分もありますけれども、やはり最初が一番肝心ではなかろうかと思っております。商工観光課長にお伺いしますが、そういうことについてはどうですか。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） 観光関係につきましては、ただいま2番議員が言われております観光協会を中心に各イベント等は開催されております。当然ながら、地域の方達の協力を受けなければイベントは成功しませんし、その頑張り、熱意等を大事に育てて、協力していただけるように考えております。

今、町長の方も申しましたように、4月には観光交流センターもオープンいたします。できる限り、観光協会等のいろんな各団体とも連携いたしまして、予算の範囲内で応援をいたしていきたいと考えております。

○議長（相馬俊行君） 2番 白石博昭君。

○2番（白石博昭君） ご答弁ありがとうございます。

本当に我が町は、先ほども申しましたように、合併をしていないから何もかもできないというような住民の声には暗いイメージがございます。それは払拭しなければならぬし、高森町はそれを補って余りある財産がたくさんあるのではなからうかと思えますし、人材もいるのではなからうかと思えます。要は、その人材、財産をいかに生かすかという部分が一番必要なことではなからうか、今後は、もちろん、財政も伴いますけれども、こういう部分については、投資してもいいのではなからうか、人材育成とか、そういうことについては、私は大いに金を使ってもいいのではなからうかというふうに思います。

今後、私達も町民の皆さんが高森町民で良かったと言われることが少しでもできるように、また、執行部の皆さんにご相談申し上げながら、頑張っていきたいと思えます。

長々と質問させていただきました。ご答弁をいただきありがとうございました。これで終わります。

○議長（相馬俊行君） 2番 白石博昭君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中でございます。

本日は、大きく2点についてお伺いしたいと思います。

第1点が、市町村合併について、第2点といたしまして、地場産業の育成として、ご質問したいと思います。簡単にいききたいと思いますので。

まず、最初に、町長の方に町村合併、平成12年の3月、4月位から発足して、県の方としましては、市町村合併推進要綱を作成いたしまして、合併に基づいたいろんな手続きがなされておりますけれども、今やこれは旧法という扱いで、特例法はもうありません。したがって、現段階では、平成17年の4月から県の方といたしましても、市町村の合併の特例等に関する法律、この法律の定めによりまして、次の合併に向けての新たな取り組みを模索している段階でございます。その中であって、町長の基本的な考え方をまず第1点にお伺いしたいと思います。

町村合併について、その必要性、あるいは不必要であるとするならば、その考え方、そういったことに対する基本的な高森町をどうしたいという部分について、まず第1点、冒頭にお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 6番議員さんにお答えをいたします。

特例法は1年間延長して今年の3月31日まで合併できれば、例外として認めていただいているということじゃなかろうかなと思っております。また、新法等は平成17年度からの5カ年計画ということでなされております。県との協議、いろんな諮問機関等もできております。今、熊本県の市町村合併推進審議会というのが設置されております。それと、県の方からは実質的な合併をというふうなご指導がなされております。知事さんの方もそういう意見の考え方であるそうでございます。私どもの中で合併は市町村にとりまして、本当に大変重要な問題でございます。合併新法に基づく国の助言、また、審議会におきましては、それぞれの市町村が将来にわたり、どのように市町村を運営していくかということに大変苦慮いたしているということでございますけども、私どもは昨年11月11日に、地域ごとに合併をしていない市町村につきまして、ご意見を求められました。

私どもは昨年11月11日、阿蘇広域の未来館内におきまして、非合併町村としての地域の懇談会ということで開催され、議長共々一緒に参加を申したところでございます。その中で、主な意見交換といたしましては、まずは、市町村合併していないところの意向をまず調査しますと、それと、今までの経緯、経過、どのようなことで合併できなかったのか、本当に単独でいくのか等、いろんな調査をするというようなことでございました。

また、今後の合併推進につきましては、その構想を練りたいというふうなお話でございました。今後の審査に当たっては、それを基本といたしまして、県の方もまとめていただくということでございました。

先日来、県知事さんの方にも審議会の会長の方から答申がございました。内容につきましては、新聞等でご存じのとおりでございます。私といたしましては、構想といたしましては、できるものなら1市7町村の枠組みで自治体ができればいいがなど、阿蘇は一つだ、そのような考え方が一番いいんじゃないかなというふうなお話をしたところでございます。

また、やはり広域という理由でなかなか無理な部分、また地理的条件からもいろんな部分で無理があるからと思っている部分もございます。生活文化の似通ったところがいいというふうなご意見も出ました。私は、新聞報道でございましたように、したくともできない町村はどのようなことでしょうかという、もしできますものなら、県の方からももう少し強い指導がいただければありがたいがなど、それは前回のお話でございました。

今はやはり合併する、今、特例はなくなりましたけども、ただただ特例があるか

ら合併するんじゃなく、やはり今後の合併につきましては、何でしないのか、今申しましたように、自分の気持ちをしっかりしたいと、合併するならどこでどこでどのような合併が、いろいろに方策があるかと思っておるところでございます。

また、私どもの町では、今ご存じのように、インフラ面におきましても、まだまだ未開発の部分がたくさんございますし、ライフラインにいたしましても、本当に町部はいきわたっていますけども、まだまだ町は特殊な地域でございまして、ライフラインに関しましてはまだまだいきとどいていないのも現状でもございます。そういうことを含めまして、合併を全体的に見た場合には、そういう面を含めましてやっていくべきだろう。私はいつも皆さん方にご報告、お話をしておりますように、最終的には、いろんな指導のもとに、また指導がある中で、私どもの町はこうあるべきだということを最終的には決めて、そして最後には住民の方々に住民投票と申しますか、住民の方々の意見を最終的には尊重していこう、そのように思っておりますし、何ら町を預かりましてからこっち、気持ちに変化はございません。その様にいたしたいと思っておりますので、よろしくご指導をお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 自席から失礼いたします。

町長の方から基本的な考えの中で、やはり当初就任されてから、気持ちに変わりが無いという部分は確認いたしましたけども、一つは、単独、取りあえず単独という形になりますけども、今のところ、わかっている範囲で平成22年までは単独だろうという気はいたします。ただ、その間において、高森町はどうしたいという部分ですね、どの部分を整理して、合併せんでも成り立っていくんだという部分をもう少し強く打ち出していただけるならというふうに思っております。

当初、平成13年以降、長期的な財政の見通し等も作成されておりますけども、やはり国の交付税の減額によって、多少のずれができております。その中にあって、高森町全体自体をどういった形で進めていくか、その点を再度、もう少しお伺いしたいと思いますし、もう一つは、県の方から意向調査ということで、各合併していない町村に時期的にはいつかわかりませんが、多分、8月以降だったろうと思います。その意向調査でどういった形で高森町が意見を述べられておったのか、その意向調査の内容について、少し併せてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、申しましたように、昨年の11月11日に非合併の市町村につきまして、意見を求められました。その意見の中で、先ほど申しましたように、合併をしたくてもできない町村については、というようなお話、私はいたしましたし、また議長の方もそのようなことでした。今、思い出しますならば、ちょっとここにメモしておりますけれども、平成14年2月6日の日に私は、佐伯議員さんが合併の委員長でございました、私は副でございまして、一緒に旧久木野村の方でそういう設置委員会がありましたので、お伺いをいたし、その間にいろんな数回にわたりまして会合がございました。同年の平成14年6月10日の日に当時の白水村の村長から合併は南阿蘇と申しますか、5町村じゃなくて、3村でしたいとそのようなご意見を言われました。ぽつと持ち上がった話で、まさかこんなことはないだろうというようなことを思いましたけれども、結果的には、ご存じのとおりでございます。野中議員さんも確か、議員さんだったと思いますけれども、前町長さんが本当にご立腹なされ、本当に納得ができないという状況で帰ってきまして、前の林業センターでございまして、所長さん、課長さん、また議員さん、執行部と一緒にになってですね、そのような報告がなされて、その方向性を見極めてやろうということになりました。今日の議員さん方もほとんどの方がご存じかと思っております。私もその時の総務委員長でもありましたし、それが一番ベターなやり方かなと、本当に進めていかなきゃいかんかなということでございます。

そのあとに、蘇陽町さんとの合併、いろんな住民発議等がございましたし、それは申すまでもございませぬけど、皆さんがご存じのとおりでございます。今、どのような方針でということではありましたが、先ほど申しましたように、今、審議会とか出ているようでございます。ただ、私はこうしますと申し上げたいというのはいっぱいございますけれども、なかなかそこには経済的な面、いろんな試行錯誤してまいりますけれども、野中議員さんの期待に沿うような返事ができないのも現状でございます。

決して、住民の方々がマイナスがないように、合併してどうのこうのとかないように、精一杯、高森町を預かった以上は、住民の方々と一緒に相談しながら、取り組んでいくべきだと思っております。

合併するしないは、今から皆様方とご相談申し上げながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

合併の過去の経緯については、もう僕の方としては全く考えておりません。ただ、今から先、どうしていくか、例えば、先ほど申し上げましたけど、意向調査、町長の方からはございませんでしたけども、意向調査に基づいて、その集計も出ております。そういった部分を分析してみれば、当然、これ、町長もご存じだと思いますけども、やはり意向調査の中で団体は合併しなかった町村と合併をする町村、10町村併せて意向調査のデータがまとまっておりますけども、一番心配なのは、今後、どういったことに不安があるかということ、行政のニーズに対してどう対応していくか、一番多かったのは、高齢者対策、2番目に農林水産業の対策、3番目の少子化対策、これが大体大きなウエートを占めておりました。さらに、対応の必要なもの、今後必要であろうとする部分がどの部分か、今後必要なもの、いわゆる財源の確保、これは98%の自治体、第2番目といたしまして、専門職員等の人材の確保・育成、これが81%、3番目にNPO住民等の参加、協働型行政、これが75%、この3つが今後、行政に対するニーズとして最も高いもの、そして予想されるものが以上なんですけども、高森町はここに当てはめたときに、じゃあ、合併するしないは別にして、こういったことに関して対応がどういった形で進んでいくか、いわゆる合併するしないという表面上の問題ではなくて、住民の生命と財産を守るという大きな行政の役割の中で、この部分に関して、どういった対応をしていくかですね、本当はその部分を一番聞きたいんですけども、その中において、高森町はどういった意向調査の結果報告がしてあったのかなという部分を聞きたい。

じゃあ、その部分について、その意向調査の部分、県にどういった回答をされておったのかを改めてお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 確かに、数字的にお話にありましたように、高齢者、農林業、また少子化、いろいろなものが確かにあります。全体的に見ますと、経済的なものかと、そのように思っております。

やはりどうしても今の現状を見ますと、社会保障というのが大変大きなウエートを占めてまいりますし、もちろん、今後、まだまだ社会保障の分野に大きな財政面が、お金が行くんじゃなかろうかなと思っております。

県の方にそういう、うちはこういう財政でこういうことというのは、申し上げておりませんし、まだまだ県の方からそういうお話は何っておりませんし、求められておりません。今、求められておりますのは、今回3月末までに皆様方にお示しを

いたします行財政改革プランということで、皆様方に出すつもりでございます。その改革プランの中で、ただただこれは努力しますということじゃなくて、数字を出して、対応しなさいというのが、今回、国・県の方からの指導でございます。今月末には、皆さん方に数字的なもの、人件費、職員の減、何%を減になりますとか、いろんな報告がこの3月末にはできるものと思っておりますので、県の方からはまだ今のところは求められておりません。

今回、職員一緒に改革プランということでやっておりますので、それをお示しいたしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ちょっと食い違うところもあろうかと思えますけども、一つは、今回、新法のもとでは、県の権限が強くなっているとはいえ、なかなか県の方もそれを強気を出してくるとはなかなか読めないところもございすけども、一つは、熊本縣市町村合併推進審議会、そういったのが先ほども町長の方からもありましたけども、そういうのが、8月に立ち上げられて、今現在、回を重ねること第5回まで、3月1日に5回目がされておりますけども、大体その中で、今後、市町村合併のプラン、いわゆる素案ができあがっておるわけですね。市町村合併推進構想ということで、素案がうたわれておりますし、これは取りあえず、第1次、その中であって、阿蘇地域の合併の方を県の方がどういうふうに審議会の中で協議してあるか、その内容については、こういう推進構想の素案あたりは持っていますか。

阿蘇地域においては、もうはっきりうたわれておるのが、西原村については合併協議の経緯等から熊本市及び周辺地域に区分すると、その部分がうたわれておりますし、もう概ね人口1万未満を目安とする小規模町村については、組み合わせ等についても、大体阿蘇地域一帯での、より広域的な合併に向けた検討をなされることが望まれるというふうにうたわれております。具体的に、高森町の町長として、そのあたりの働きかけなり、あるいは、高森の方でそれが無理ということであれば、別の方策もあろうかと思えますけども、その具体的にどういった形で阿蘇郡の合併を進めていこうとされているのか、そのあたりを町村長レベルでの話でちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、2月末には総務課長会議がございましたし、その前に会長私案ということでご報告がありました。阿蘇地域につきましては、今、6番議員さんがおっしゃいましたとおりでございます。また、1万未満、いろんな提言をなさ

れておりますし、最終的には、阿蘇は一つだというような感じはどうかということも、将来にわたってはどうかというふうなことを会長の方から私案として出してございます。私どもも南と北と、中が今、阿蘇市でございますけども、なかなか市町村レベルでお話はします時には、合併をしなくちゃならんというのは、確かにどの市町村の長の方々もお考えになっておられますけども、なかなかそこに自分の思いを持っていくまでには、各町村のメリット、またデメリット、ともすれば、エゴが出たりとか、なかなかこういうのが現状でございます。

私の高森町の方からこうしたいからこうしますというようなことは申し上げておりませんし、そこは、市町村長集まる機会も、広域は一緒でございますから、見極めながら、ご意見も拝聴しながら、高森町としての意見は申し上げながら、進めてまいりたいと思っております。

合併と申しますと、本当に終わってから、あいた、しもうたではちょっと申し訳ない、住民の方々を引っ張っていくわけでございますから、そのあたりもよく見極めたいと、その見極めるためには、どうしても皆様方のお力、ご支援をいただきたいということでございます。今のところ、具体的なものは考えておりません。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 合併について、最後の質問なんですけども、不安なまま住民生活するのではなくて、やはりある程度、町長のレベルでどういった方向という目的、方向をある程度見出してから協議していただきたいなという気がいたします。

もう一つは、高森町としての意見をやはり町村合併に向けてどうするのか、まとめていただいて、単独なら単独ということで、単独町村として生き残れる財政計画を立てる必要があるし、どうなるかわからないままの財政計画ではやはり今後も運営上、非常に僕は難しくなるような気がいたします。

ましてや、町村合併で一番メリットとしてうたわれる専門職員の数が増えることによって、より住民サービスの向上がなされるという部分もございますけども、高森町として、今後どうするのか、平成22年までに果たして、どっちに進むのかをやはりいろんな角度から検討して、町長を一番トップとして、その結論を出すように、僕は図るべきではなからうかと思っておりますので、最後に、町長自身はどう考えられるのか、もちろん最終的に住民投票なり、そういう方法論はあろうかと思っておりますけども、町長自身として、藤本町長自身としてどういうふうと考えておられるのかをお伺いして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、申しましたように、平成18年から5年間の改革プランをお示しをいたすわけでございます。そのあたりも私どもの町の行政として、今後、行政を進めていく上で何が必要かということが明示してございます。それに従っていきたい、そのように思っておりますし、合併につきましては、するしない、私どもの気持ちだけでお話をしているかというのは、少し迷っておりますので、迷いと申しますか、答弁ができるような状況ではございませんので、どうかご理解をいただきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） お諮りします。

野中議員の質問中でありませけれども、暫時休憩したいと思えますが、どうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） それでは、10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時58分

再開 午前11時09分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

町村合併に対する考え方として、町長の方はなかなか答弁しにくいということで、僕が逆の立場だったら後4年、今年入れて5年あるんですけども、2期目に向けての政策なり、方針なりをぶちかます方法が得策かなという気もいたしますけども、確かに、難しゅうはございますけども、いかんせん、合併するしないに関わらず、住民の生命と財産を守るのが行政の大きな役割です。その辺について、本年度の予算を見る限りにおいては、やはり基金の取り崩しなり、財調の取り崩しなり、農業用水からの借り入れなり、財政的に非常に厳しいものがあろうかと思えます。

以前、今村町長が言っておられました「足るを知る」、足りる分で行政をやりなさいよと、あるいはもっと言われた言葉が「入りを計りて出ざるを制す」、経済的な家庭の中にあっては、この言葉がそのまま当てはまると思えますけども、行政にあっては、逆に、「出ざるを計りて入りを制す」この考え方が行政には当てはまるのではなかろうかという気もいたしますので、合併に向けての果たして、高森が合

併した方がいいのか、しない方がいいのか、その点については、平成22年、それ以前までに町長の考え方も整理されて、高森町の方針を打ち出していけるよう、私も努力したいと思います。

次に、農業問題について、地場産業の育成、さらには、農業の育成策、人材育成策について、質問したいと思います。

農業の分野については、元々私、農業でございますので、あまり質問回数も少なかったんですけども、こういう経済が非常に冷え込んでいる状態の時に、行政として何をしていくか、他力本願に頼って、工場誘致、あるいは企業誘致等を図るよりも、私としては、地場産業を育成することがやはり一番の財政の建て直しに寄与する部分ではなかろうかと思えます。

どこの市町村もあるいはどこの町村も同じなんですけども、建物、施設等の社会資本の整備に力を入れて、道路・水道等の生活環境整備を図っている、これが実態でございますし、今なお住民の行政需要は、ますます多様化している現在でございます。社会資本の充実には限界もございません。どんなにお金をかけてもきりがないと、そういった感じもいたします。建物等はいわゆる消費行政であるがために、それは生産行政、いわゆるソフト面ですね、生産行政のバランスが図られた上でのそういった建物行政を図るべきであって、その計画になされた上での生産行政と建物行政のバランスを図りながら進めていくのが財政かなというふうにも思っております。

今、住民の皆さん、特に町民の皆さんが特に強く求められているのは、立派な建物よりも、もっと生活に密着した経済的な社会基盤、将来の生活設計が立てられるまちづくりを願っているというふうには感じておりますし、これまでも過疎債等を利用した過疎山村振興をはじめ、町発展計画の中で経済的な基盤づくりはされておりましたけども、いかんせん、喉元まで出かかった声が大きな声にならないように、中途半端なものに終わっているような気がいたします。じゃあ、なぜかと。いろんな建物はつくっておりますけども、今一、それが果たして住民に反映されている施設であるか、その辺に疑問を感じます。そういった中であって、消費行政に押されて、生産行政とのバランスがとれなかったために、ソフト面での後押しがなかったのではなかろうかというふうにも自分の中では思っております。

今後は、投資的経費の捻出に努めて、消費的な行政費を種々選択して、重点主義、何が大事であるか、何を目的として図っていくのか、そういった重点主義を貫くことが今後の農業政策の中にも十分うたわれるのではなかろうかというふうに関

じております。

その中であって、まず、大きな項目として、農業の育成策でございますけれども、基本計画の中にもございますけれども、町長は基本的に農業をどういった形で今後、高森町の農業を押し進めていくのか、その基本的な考え方をこの総合計画の基本計画以外の部分で町長のお考えをまずお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 農業育成策というご質問でございます。なかなか農業はご存じのように、大変国策によって守られたり、破壊したりと、いろんなことが現在は行われているというのも現状でございます。なかなか農業政策と言いますのは、単独町村で思うように捗っていない、米価一つにいたしましても、なかなか個人的に値を付けるというのは、なかなか難しいものがあつたりと、本当に自分でつくって、自分で値が付けられないというのは、本当にもどかしい気持ちの方もたくさんいらっしゃるんじゃないかなと、そのように思っておるところでございます。これも日本の国策でございますから、それにどうのこうのというのは、私どもは申すべき問題ではないと思います。

私といたしましては、国の農業政策と言いますのは、大変変わってきておりまして、今まではすべての方々に平均して、手助けができると、そのような施策だったのではなかろうかなと、言葉を言い換えますならば、少しばらまきのなところがあったのではなかろうかなと思っております。今は逆に重点的に農家の方々を守ると言いますか、とても国の政策自体がそのような変化になっております。

今申しますならば、後継者不足とかいろんな諸問題がございますし、農業の担い手不足、早い話が担い手が不足するから、その農業者を何とか保護、守る、お助けをしようということが、いろんな制度の中に認定農業者、いろんな集落的な農業を受け持つ担い手を中心とした集落営農組織、いろんな組織づくりがなされて、国の施策としてなされております。私どももそういう方向性に従いまして、町の農業政策をいたしているところでもございます。

単独で農業をどうというのは、なかなか本当に簡単なものではないわけでございますし、諸問題がありますなら、やはり自給率が実際は35%ですよと、3年後には45%にせにやいけませんよとか、いろんな施策がなされております。単独町村でどうこうというのは、少しちょっと言いにくいわけでございますけれども、いつもお話をいたしておりますように、何と言いましても、私どもの町は農業が基幹産業でございますから、そのことに関しましては、一刻も忘れることなく、努力をして

いきたいと、そのように思っておるところでございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。努力をされるということで、よろしくお願ひしたいんですけども、何の目的の努力をするかですね、もう少し具体的に伺ひしたいと思います。例えば、農業に限らずなんですけども、やはり課題としては、住民参加型の行政、あるいは農業行政、商工業もそうです。住民参加型の産業基盤策をどう展開していくか、僕はこれに尽きるというふうに、僕の中では考えておりますけども、そういった中で一つご提案ですけども、一つの例として、産業振興審議会、いわゆる農業・商業を取り巻くすべての地場産業のそういった取りまとめの協議会、審議会などをつくっていただいて、その中で私は自由にやれる部分を応援する、行政サイドがですね、そういった仕組みを確立していただきたいなというふうに思っております。

と申しますのも、今年の予算でも見るように、例の1億円の残りの3,000万円、その3,000万円の基金を取り崩して、一般財源化されておりますけども、あるいは、3,000万円の元々は人材育成のために先人の方々が残されておった基金でございます。その部分を本年度1,500万円ほど一般予算の方に入っていきますけども、やはり目的があった以上は、そういった部分の人材育成に関する費用がせつかくあるんですから、その部分を住民の方に投資していただいて、そういった協議会なり審議会の部分を育成していくような、そういったやり方をさせていただきたいなというふうに考えておるからでございます。

目的といたしましては、その審議会の中で大体50～60名程度いらっしゃるかなと思います。意欲のある方を集めて、その中で検討し、仮でございますけども、所得アップ10万円を求めるとか、あるいは将来的に、農業所得100万円アップを目指すとか、そういった政策ですね、一つの具体的な政策目標を掲げた中でグループの育成策、こういった部分を行政の中で応援していくのも妥当じゃなかろうかなと思っております。

以前の一般質問の中でもさせていただきましたけども、住民が1世帯5、6人の会員を募って、それをすることによって、約6,000人から1万人程度のふるさと会員制度なるものができやしないかと、1万人の会員、仮に6,000人ぐらいだとすれば、6,000人掛ける1人1万円使っていただいて、農産物の直販なり、こっちにお越しいたいて、いろんな体験、あるいは宿泊していただくなりで、1人1万円使っていただくと6,000万円、6,000万円を農家戸数、高森

が600戸ぐらいですね、割ると大体10万円で、具体的に10万円所得アップ計画なり、あるいは将来的に100万円の所得アップ計画なりをそういったグループの中から起こしていくような具体的な育成策ですね、そういった部分について、町長の方として、その方策の部分の考え方として、ご意見をお伺いしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） いろんな具体策というお話でございますけども、今、町の農業政策といたしましては、農業後継者を中心とした担い手を中心とする認定農家の組織化、また認定農家グループに対しまして、私どもの方も援助を申し上げながら、高収入の農家を目指していただくと、また、農業に携わる女性を組織化した女性農業者の会の育成をいたしましたし、また集落的に担い手となる農家の育成に集落営農ということを拡大をいたしております。

また、農家内におきましては、家族協定を締結をしていただきまして、家族、従業員、またその役割を確立させて、将来的には、法人化に移行していただければありがたいと、そのような計画をいたしておるところでございます。現在の地域から申しますならば、肥後むらさき等におきまして、他地区にない新規作物を開発しながら、高収入を得るように、また、収入を得ることによって、安定した農業経営をしていただくと、そのようなことかと思っておるところでございます。一昨年の台風等におきまして、被害を受けられました農家の方々、やはり先ほど申しましたように、土づくりが基本でございますから、公募堆肥等の半額等によります販売をいたして、積極的に農家の方のお手伝いをする、また、現在は、納豆残渣というのをお願いいたしまして、納豆工場の方を利用して、良質な堆肥づくりに取り組んでおります。いろんな諸々がございますけども、やはり何と言いましても、最終的には、土づくり、堆肥生産に取り組みます有機農業の推進に取り組んでいたり、いろんな計画がなされておりますし、その都度、皆様方にお話をしながら、順次進めているところでもございます。

間伐、先ほどの間伐材におきまして、やはり国・県の助成事業によりまして、私どもの山林を守る、国土保全を図ると、そのようなことにおきまして、林業農家の方を育成をいたしたいと、そのような数々の施策を具体化しながら、進めているのも現状でございます。

今、6番議員さんの方からご提案がございました。本当に素晴らしいご提案であろうかと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 農業をやっている中では、やっぱり一番大事なのは土づくりですね。地域をつくっていく場合に大事なのは人づくり、いずれにしても、時間と手間がかかります。私が農業に就農した時に、まず最初に言われたのが、近所の老人の方から言われたのが、石の上にも肥、石の上に堆肥、石の上に肥をずっと積んでいくことによって、やっと土づくりができますよと、そういったことを言われました。そういう点から考えてみれば、土づくりはもちろん大事、でも、その中の人づくりもやっぱり忘れちゃいけないと、そういうな気がいたします。あくまで、人づくり、土づくり、これは手段であって、目的ではないと思います。目的というのは、住民生活が向上すること、農業で所得を得て、それによって換金することによって、高収入を得る、それが町に還元していく、いわゆる環流をしていくような、そういう流れを町の中で経済流通をつくるのが僕は行政の流れだと思っております。

堆肥センターについては、今回、考えておりませんでしたけども、アグリセンターの活用については、後日、また別な機会でご一般質問させていただきますけども、以前、刑務所のいろんな話の中で、町長が時々言っておられましたけども、地産地消というのがございます。地産地消、町長の方のお考えでは、地産地消はもうその政策は終わりましたよというふうなお話がよく出てきておりましたけども、その地産地消について、これも一つの農業の育成策ではなかろうかなというふうに考えております。これも例えば、一つの案を申し上げますならば、例えば、1日町内開放の日とか、そういった日にちをつくって、日を1日だけ設けて、町内に入ってくる観光客、都市型の観光客の方々をすべて宿泊料無料にして、地元でとれた農産物、その部分に関してだけお金をいただいて、接待をする、あるいは泊まっていたく、そういった目新しい方策、僕は今後、この地産地消というのは、もっと伸びるものだというふうに考えております。その辺について、この地産地消についての町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 地産地消は決して終わったという意味ではございませんで、いろいろとブームというのは、なかなか言葉の部分じゃございませんけども、他県でございましたように、一品一村運動、梅を植えてハワイに行こうと、そのようなブームがあったのもまた最近の記憶に残っているところでございます。この地産地消と言いますのも、いろんなグループづくり、また国の方の指導から大変な地産地消

ブームができてきたことも現実でございます。

最近では、なかなかこの地産地消という言葉は、確かにすばらしいというふうにも聞こえのいい言葉でございますけども、なかなか聞かないといいますが、そういう話題が少ないと、最近話題が少なくなっているのも現状でございます。

なかなか一つのブームというのは、大変難しいものがあるかと、ブームに乗れば、すごい勢いでいきますし、ブームでなくなれば、急に下火になったり、大変難しい部分があるかと思っています。

決して、当初の目的どおり、地産地消というのは、本当に私どもにとりましても、一番大事なことだと思っております。物産館といたしましても、できる限り、地域の方々、安全・安心、有機野菜と申しますか、そのようなものを販売をさせていただこうというふうに努力はいたしておるところでもございます。なかなかこれが高森町で、逆に言いますなら、観光でお客等が大きく集客力がもっと増えれば、もっと別な意味でも大きく地産地消ができるんじゃないかなろうかなと、そのようなこともはっきりわかっておりますが、なかなか伸びが少ないのも現状でもございます。

私どもも終わったじゃなくて、本当は進めていかにゃんということは肝に銘じておるところでございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 実は、熊本の農業運動という中で、毎月第2週目の金土日というのがうまか熊本元気の日ということで、これは、地産地消の日ということで、年12回、これは計画ですとうたわれているやつです。ちなみに、農業に関する農業地産地消ということで、ヤフーで検索しますと、一挙に57万件出てまいります。全国ですら、地産地消に関わるいろんな文言が入っているのが57万件の検索が出てくるといことは、それだけ地産地消に対するインパクトなり、効果も上がっているのではなかろうかというふうに私は思っております。

例えばでございますけども、先ほど言いましたけども、住民町民参加型の振興審議会、そういったものをつくる中で、その中であってサイド的に行政側から人材育成の資金を使って、そういうプロジェクトチームをもとに地産地消に係る運動を展開していくならば、今回の交流センター、そのあたりの一つの大きな目玉としても十分成り立たんではなかろうかという気がいたします。地元でとれる分だけの一つの物産展をまずオープニングにやるとか、そういった大きい取り組みにつながるのではなかろうかなと思いますし、ましてや、この地産地消、そういった部分に関する企画をやる方で、例えば、よく言われるのが、最近、農業は観光農業が大体大

きなウエートを占めてまいりますけども、本町においても、当然ながら、観光客の流入、かなりのお客さんが増えてこられております。その中で、例えば、家族旅行村だとか、あるいは修学旅行を対象にした青空教室なり開くとか、そういうソフト面でのいわゆる開発ですね、僕はそういうソフト面での開発、観光の商品となる部分の打ち出し方が今ひとつ、遅れているような気がいたします。ソフト面の開発が農業の育成策に僕は十分つながっていくものだろうというふうに感じておりますので、そういった若い者、あるいは、商工業問わず、そういう一つのグループをつかって、プロジェクト化して、そういう地産地消に基づく自然環境を打出すとか、あるいは野菜もつくったりとか、そういうソフト面での開発に対する考え方を行政として手助けされていくような考えがあるかないかについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 地産地消と一緒に観光をとということが目的でなかったかなと思っておりますし、九州農政局あたり等が中心となって、これは進めているわけがございます。いろんな各地域に、いろんな地産地消があるかと思うので、いろんなデータが出ておりますし、高森町におきましては、奥阿蘇物産館、また湧水トンネル等について、地元農産物を加工販売をする、また、各学校では地元でとれた食材を地元で調達するように、そのようなことがなされております。

いろんな給食等にいたしましても、そのように地元で調達というのが一番すばらしいことだと思いますけども、なかなか時期的なもの、なかなか量的なもの、いろいろなことがございまして、難しい部分があったから、今のところ、お話だけで進んでいるんじゃないかなと思っておるところでございます。

やはり各地域におきまして、地産地消の部分におきましても、やはり高森町独自ということでございますけども、やはり物産館、今回できました中心市街地ももちろん含めまして、今後、十分検討していくべきだろうと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

そういったグループについての答弁がございませんでしたけども、やはり若い者を育てるというのは、ちょっと自分も若いつもりなんですけども、一つは、何かしでかすというエネルギーがみなぎっているわけですね。そのエネルギーを僕は行政の中で手助けしてやる、その政策が今後、行政に求められている政策ではなかろう

かという気がいたします。

例えば、話の論点をちょっと変えますけども、町長の生きがい、生きがいづくりというのが今後、大事になろうかと思えますけども、町長の生きがいは果たして何なんだろうか。簡単にお答え願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 生きがいですね、今、私が預かっております高森町をいかに住民サービスを低下せず、町民の方々の幸せを願う、またその幸せが来るように精一杯努力していくのが、私の現在の生きがいと、そのように思っております。

大変すばらしい意見でございますから、大事にしていきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

質問回数もだんだん減ってきましたので、生きがいというのは、以前もお話ししましたように、かつてアンケートとった時に生きがいは何ですかというアンケートをとった時の答えは僕は一生忘れないと思えます。色見全戸にアンケートとった時に一番多かったのが、あなたの生きがいは何ですかというのは、子供の面倒をみることに、そして孫の子守をすること、これが一番ですと、そういう答えが一番多かったわけですね。圧倒的に多かったわけです。ということは、つまり、家族を一つの単位としてとらえた生き方が原点であって、家族が近所に及んで、近所が地域をつくって、地域が一つの町をなすという、そういう新規単位であるユーロみたいな単位で、一番の大事さが一番身近な人間を大事にしていくということに生きがいを見出す、となると、こういう農業政策、あるいは後継者の育成策の中でもそういう生きがいに基づいて、生きてよかった、住んでよかったというまちづくりをするための若者を育てるやり方、これは僕は今後十分検討していただきたいと思えますので、最後の質問になろうかと思えますけども、再度、そういう人材育成の基金について、そういった部分のさらなる活用方法を見出すことに関する考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 本当に何度も申しますけども、本当に人材育成は私どもに課せられた大きな任務かと思っております。人材と申しましても、少子高齢化、少子化の中にも今、国・県の方からもご指導がっておりますように、次世代を担う、たくさん協議会ができて、どのようにしていくかというのができております。できますものならば、人材育成の中でもリーダーシップ的な方々をお願いをしながら、行

政と一緒にあって、やっていっていただきたいと、そのように思っております。

なかなか人材育成といいますのは、範囲が広がるございまして、そういういろんな分野もあろうかと思っております。総体的には、子供達、単純に申しますならば、才能があって、役に立つ人、また育成については、立派に育て上げることかなと、そのように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

一つは、その地域づくりですね、地域づくりの中で、今回の交流センターもしかりでしたけども、一番最初は、アドバイザー制度を入れて、立ち上げを行いましたけども、つくる前のアドバイザーに関しては、やや疑問もございましたけども、例えば、国土交通省が持っております地域アドバイザーの派遣制度というのもございます。こういったのを活用すれば、やはりつくった後の展開をどうしていくかですね、一番大事なのは、つくることよりもつくった後、目的に沿ったどういう使い方をしていくか、となると、同じ国土交通省が持っている中で、そのアドバイザー制度もございます。アドバイザーに関しては、賛否両論いろいろあろうかと思っておりますけども、そこはやはりプロが入ってくるわけでございますので、一つの取り組みに対して、国交省が3名ほど派遣したいとか、そういう制度もございます。僕はこういった部分をむしろできあがる前に、できあがってから、今から考えるのではなくて、できあがる前にすでに僕はこういったのを実現化するように、あるいはこういった展開をしていく、そういった方策がほしかったなという気がいたします。

他力本願に頼って、財政を立て直すよりも、地場産業の育成、自力本願で高森町を盛り上げるような、そういう努力、そこに本当の高森に住んでよかった、そういう意味もあるし、価値もあるというふうに考えておりますので、町長は先ほど、生きがいの中で住民の生命財産を守るため、一生懸命がんばることが生きがいであるというふうにご答弁していただきましたけども、それに沿うような形で今後もがんばっていただけたらというふうに思って、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君の一般質問を終わります。

ここでお諮りいたします。ただいま40分ですけれども、一般質問を続けたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） それでは、一般質問を続けます。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

私は、本当に久しぶりの一般質問でございます。2点ですね、町長、執行部に質問をいたしたいと思っております。

昨日まで各委員会が終わりました。当初予算につきましては、大体各委員会通過したようでございます。当初予算編成を見た中で感じた部分、覆しはできませんので、感じた部分について、ご質問をしたいというふうに思っています。

本当にもう3年振りと思います。町長が誕生した時に、私はこの席に立ちまして、4年間ぐらいは瞬間に過ぎますよと言った言葉を今思い出しております。私達の任期ももう1年となりました。非常に国・県の厳しい赤字財政のツケといえますか、さっきから話がありますように、他力に頼る、そういった地方自治体、特に、三位一体の改革などの名の下に、めまぐるしく変わっていく法改正の中で、想像以上に厳しい当初予算の編成、これは、各課長さん方も相当苦労はあったというふうに思われます。

やっぱりこれは、地方自治体が悪いんじゃないと私は思っております。国・県の今までのムダとも言える、そういった公共事業の乱発なり、あるいは金の使い方、それに伴う財政運営による大きな借金の山、想像も付かないような借金の山ですね、800兆とか900兆とあって、おそらくわかる人が私はいないというふうに思います。1兆円は1万円札を重ねた時に、どれぐらいになるのか、ある経済学者に聞きましたところ、1兆円は1万円札を積み重ねたら、富士山の高さよりもちょっと高くなるというんです。おそらく800兆なら東京ドームに詰め込んでも、ちょっと東京ドームの方が足りないんじゃないかというような話まで飛びだしてきましたけれども、そういった中、こういう借銭ができるというのを私は日本人の誰もが想像しなかったというふうに思っております。ただ、上り調子の一辺倒のこの経済状況の中で、私達も夢にも見なかった今の現状です。一番安全・安心な職業であった公務員さん方も足下から非常にぐらつき始めたということで、こういう状況で、本当にいろいろ我々が希望して、また、住民の方がいろいろ要望されて、本当に真の住民サービスができるのか、まず、そう言わざるを得ないのが現状ではないかというふうに思っております。

さっき野中議員が言いましたように、入ると出を一緒にしろと言っても非常に無理ですね。これは、英語で言うと、プライマリーバランスとかというふうでござい

ますけれども、今の状況では、入ると出を一緒にするというやり方は神業でないとできないのじゃないかと私はとらえております。しかし、そういうことじゃなくて、やっぱり今こそ、知恵や政治力といえますか、そういうもの、そしてまた、この判断力、決断力、そういうものがやっぱり重要というふうに思っております。

中心市街地活性化事業、今拠点施設が完成間近です。私も完成間近な施設を見ましたけれども、大きな箱物ができました。立派な箱物ができつつあります。これも今、いろいろ中心地に住む人でさえ、何に使うのかと、あるいは何の施設ですかと、とんでもない意見が飛び出してくる、非常に残念ですね。それだけ住民がやっぱりいろんな行政がすることに対して、関心を今持たない。そういう状況ではないかというふうに思っております。

予算編成の中で、ちょっとこれは地域的なことがありますので、難しくなると思いましたけれども、もう委員会で通っております。今度、両色見にコミュニティセンター、2カ所予算計上されております。私は最初、これを見て、少し予算が大きいのにびっくりいたしました。これが今度また南部にもできるというふうに思っておりますけれども、統合の条件でこういうものを、大きいものを、箱物をつくるという約束があったのか、まず、お伺いをいたしたいと思います。よろしく願います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、縷々8番議員さんの方からもいろいろお話がございました。色見、上色見地域の学校統合に対しましての約束事というお話であろうかと思えます。小学校を統合することにおきまして、地域が寂しくなる、今までは校区というのは、学校は大変地域の方々がお集まりになって、いろんなご意見、また、いろんなコミュニケーションをとる場、いろんな場所だったかと思えます。その場はどうしてもなくなるということでございました。色見におきましては、もう1つ問題点がございましたのは、校舎の老朽化ということで、危険校舎に指定されておりましたものですから、そのことを含めまして、前町長さんがお決めになり、その統合の含めたところのコミュニティセンター、いろんな名前がかわっておりますけれども、生涯学習センターと、そのような名前等でお約束がしてございます。その代償かはちょっと私もわかりませんが、地域の方々のお集まりになる場、本当に地域の方にはなくてはならないという場所だろうということで、今回、いろんな意見はございましたけれども、苦慮いたしましたけれども、やはり約束事は守っていくということで、決定に至ったところでございます。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 私は、この2つできるのがどうのこうのじゃなくして、金の使い方、私達の地域から見ますと、非常に便利のいいところ、5分か7分ぐらい、両端に行けるような中で、果たして、この2つの施設がいったのか、さっきから話がありましたように、これだけの予算を使うならば、1つだけつくって、真ん中につくって、片方の予算を地場産業か何か充てる方法はなかったのか、そういう、これだけ地場産業が疲弊をしてきております。

私達の地域にも農協が空く、保育園が空く、学校が空く、空いた施設がいっぱいできる。また、各部落に集会所もあります。1年に今集まって使っているのは、おそらく何日かです。元々空き家。こういう状況で、これは色見の人達、もっといい方法はなかったのかと、つくづく感じたものですから、あえて質問をしております。

少子高齢化はどんどん進んで、学校が統合いたしました。その原点に返って、物事を進めて、なぜこうなったのか、これはやっぱり地場産業が疲弊し、後継者がなくなり、子供が減り、そういう状況の中で、統合せざるを得ない、そんならまた元に戻る方法はないか、それはやっぱり地場産業の育成ですね。そういうことを考えますと、この見出しにムダ・ムリ・ムラをなくせということを書いておりますけれども、そういう知恵、やっぱり皆で考えてほしかったと思っております。そのことについて、とやかくは申し上げませんが、金の使い方は今、お互いが真剣に考えて、やはりムリをしない、ムダな使い方をしない、ムラな使い方をしないというやり方をやってほしいなというふうに思っております。

それで、こういう時代でございますので、住民からの要望型行政ではなくして、逆に説得が、こうした方がいいんじゃないんですか、ここはこういうした方が住民のためにも得するんじゃないですかというような痛み分けの行政と言いますか、そういうふうなやり方も、私は大事というふうに思っております。

ここで町長の本心というものをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 本心と申しますと生涯センターと言いますか、つくることについてでございますか、それは本当に8番議員さんがお話のとおり、本当に苦慮した部分でございます。職員の方々とまた起債を起すわけでございますから、県のヒヤリング等にも何回も行って、本当の話しが8番議員さんのご意見のようなご意見が県の方からもあったことがございました。それが事実でございます。しかし、

なお今回こういうふうに至ったのは、やはり地域性と申しますか、各地域の区長さん、いろんな方々とお話をするうちに、これはお約束事ですよと、これはどうしても必要ですよというお話がございました。再度、県の方にもお伺いし、お話をしましたところ、そういう事情があれば、今回に限ってはとおっしゃいませでしたけれども、これについては認めましょうという起債方法だったかと思っております。

この起債は過疎債でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） わかりました。このことについては、予算編成については、それぞれ私達の委員会、特に多うございますので、委員会でいろいろ決断し、もう終わっておりますので、申し上げませんけれども、次に、時間、ちょっとぐらいオーバーすると思えますけれども、なるべく午前中に終わるように、2番目の質問に入りたいと思います。

次に、少子高齢化が進む中で、ライフラインの整備あたりについて質問をしたいと思えます。これは、電気・ガス・水道・電話、道路、今は携帯電話、携帯が通じないところ、私がある人に「うちはちょっと携帯が通じませんよ」と、こう言いましたら、「あなたは、どがんとところに住んでいますか」と、こういうことを言われまして、返答のしようがございませでしたけれども、草部北部や野尻に行きますと、まだ至るところ、入りません。特に、北部地区はそうでございます。

ライフラインの整備はそこに住む人達の最小限の生活必需と言っても過言ではないというふうに思っております。特に、やっぱり今はこの携帯電話が通じない、それから、道路アクセス、これあたりが悪いと皆敬遠するんですね。その整備されているかないかで、地域の不動産的な価値もごろっと変わってくる。

うちの地域で今、活性化事業で学校の廃校を利用しながら、都会の人達とのふれあいをやっております。申し込みは随分あって、実際現場も見に來られました。ところが、初めて来る人は、清栄山から登ったら、本当に景観はいいけれども、ちょっと足下がすくんだと、こういう話です。それから、「携帯が通じますか」と、「いや、携帯は入ったり入らなかつたり」「それじゃあちょっとやめさせていただきますよ」という人が多かったわけですよ。

そういうことで、非常に私達が住んでいるところ、私は自負して一番いい、景観もいい、こういう空気のいいところだと思っておりますけれども、初めて来た人はびっくりされるということでもあります。

まだ、山東部、非常に道路網の改良、そういったものが大きく取り残されておる

というか、特に、県道津留～柳線がございますけれども、この整備、今やっと橋が開通したということで、その先が東小学校までできあがるのに何十年かかるとじゃなかかという話を私は聞きまして、何やと、びっくりしております。

やっぱり道路網の整備、財源の確保は、これはやっぱり政治の力ですね。議長さんも町長さんも国政選挙、先頭に立って一生懸命やってこられました。国会議員とか県議さんあたりとのコミュニケーション、どのように、ちょっと立ち入った話ですけれども、今、どのようにされておるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 8番議員さんからのご質問、国会議員さん方とのコミュニケーション、日ごろの打ち合わせかと思っております。私どもの地元、第3区、阿蘇の方から出ております衆議院の先生には機会あるごとにお願いをしましておりますし、また、土曜、日曜、今、確か国会中かと思っておりますけれども、土曜、日曜、お帰りになれば、必ず会うようにいたしております。

また、それも道路に限らず、いろんな保育園、園舎の問題、補助金をもらう問題とか、いろんなものがございます。そういうものを含めまして、会う時間というのは限られた時間でございますけれども、議長も共々極力会うようにし、またお願いをいたしております。本当に私どもの町だけでは、そういう社会投資、インフラ等にもなかなか無理がきておりますものですから、その分はいたしておるところでもございますし、今回、道路開通につきまして、川田代橋バイパスも9日の日に開通をいたしました。あれから中学校までが約1キロ強かと思っておりますけれども、その後がまだ工事が未改良になっておるところでもございます。

県の方のお考えといたしましても、予算は何とかして確保してやろうと、そこまでやりますというようなご意見でございますから、もうしばらく時間はかかるかと思っております。

今、ついでに申しますけれども、県道、南在でございますけれども、県道28号がございます。改良しかかって、約30年経っているようでございます。今回、議長さんをはじめ、各地域の駐在員の方々のご協力を得て、やっと用地買収も済んだところでございます。早急に着工と楽しみにいたしておったところ、文化財があると、弥生時代の文化財だそうでございまして、勝手に掘ると大変なことですよということで、今、県の文化財の方をお願いをしてあるだろうと思っております。

文化財と申しますと、なかなかそういう職員さんが少ないようでございまして、いろんなところに文化財があるとすれば、それが順番に回ってくるようでござい

す。できる限り早くということをお願いをいたしておるところでございます。

それと、今申し上げましたように、東中学校の横の道路に関しましては、早急をお願いしてまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 道路の改良を比較すると、大分県、それから宮崎県に入りますと、すぐにわかりますね。これがまさに、政治の力かなど、見せつけられるぐらい、いろいろ道路改良が進んでおります。聞くところによりますと、やっぱり大分県は衛藤伸士郎さん、宮崎県は同じ江藤隆美さん親子、それと、やっぱり地元の県議とのつながり、それにまた各町村長、議員に至るまで、定期的にこのコミュニケーションを図りながらやっておると、そこが違うんじゃないですかという話を聞きました。

さっきから熊高線の改良はもう大体決まっておるところでございますけれども、副議長は来ておられませんけれども、野尻の五ヶ瀬線ですか、竹田～五ヶ瀬線、それから津留～柳線の県道の改良はどうしても地元住民の熱意だけではどうしようもないんですね。やっぱり、私達の地域はこの津留～柳線が何とかならんかと、もうずっと夢にまで見てきましたけれども、今のところ、この県道の改良、改修、全然望みも何もないような感じがいたします。

今、草部出張所長、前の総務課長さんがおられまして、やっぱり野尻の津留からこの中心市街地まで20分なり25分構想と言われておりました。私はなるほどなといつも思っておりました。県が急いでできない部分はやっぱり町で何かいい方法はないか、見出してほしいなど。

それとさっき言いましたように、町の県道の改良について遅れておるところについては、さっきから政治家とのつながり、そういうものを密にして、ひとつ力を発揮していただきたいなど、これは要望でございます。

ちょっと保健福祉課長に聞きますけれども、山東部、草部、野尻のここ3年間の子供の出生数、わかっておられたら、野尻と草部だけでよろしいです。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 残念ながら、ここに各地区ごとの資料を持ち合わせておりませんが、特に、出生につきましては、住民課長の方で把握しておりますが、私どもの方で持っている数字は、今年の入学祝いをしたのが、高森町全体で53名でございます。したがって、保育園の入園数は、今年は草部保育園についてはゼロということでございますので、ほとんど出生がないというのが実態だろうとい

うふうに思います。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） そういうことでございます。東小中学校でございます。

今の状況を聞きますと、もう長くないうちに学校もこの中心に1校、そういう考え方を持って、私は行政を進めていかなきゃならんというふうに思っております。小学校は1人か2人おっても何とかありますけれども、中学校はそういうことじゃどうしようもないわけです。それで、そういうことを考えると、やっぱり道路の整備というものはどうしても急がなきゃならない。そういうふうに思っておりますので、是非とも町長さん、力を發揮していただいて、議員を引っ張っていただいて、がんばってほしいなというふうに思っております。

ちょっと12時が過ぎましたが、さっき申し上げましたように、道路、それから携帯電話の通じないところ、あるいは年寄りがどんどん増えておりますし、簡易水道というか、部落水道あたりがまだ点在しております。ここ辺もやっぱりほかのことは抜きにしても、早いうちに要望があれば進めてほしいなというふうに思っております。

こういう時期でございますので、お互いが知恵を出し合い、あるものをうまく活用しながら、なるべく出を控え、金をなるべく使わないようなやり方をやっていかんと、どれだけ収入が上がっても、出しっぱなしなら、これはもう経済がもてるはずがございません。

そういうことで、最後に、水資源対策課長、今、未整備の部落水道がどのぐらいあるのか、お尋ねします。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） 部落管理の水道施設につきましては、現在22カ所あると思っております。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） いろいろ道路網の問題あたりにつきましては、重複するところも議員さんありましたので、また、地域の活性化事業、本来なら、農業のことをもう少し言いたかったわけですが、重複しましたので、申し上げませんが、非常に厳しい折でありますし、せっかくつくったものが十二分に活かされる、ただつくってやったじゃなくして、中心市街地活性化、拠点施設も同じ、また、せっかく両色見にできる、また南部もできるであろうと思っておりますけれども、不用の長物にな

らないように、地域の連携をしっかりと持って、その施設が生きるようにひとつ両色見もがんばっていただきたい。また、地域の連携を密にして、がんばっていただきたいなというふうに思っております。

ちょっと昼を過ぎましたけれども、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君の質問を終わります。

お諮りします。

休憩したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） それでは、1時間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前12時09分

再開 午後 1時10分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） こんにちは。

大変午前中の質問が身のある質問でございまして、財政的な面も多々あったかと思えます。

私は、財政硬直化による将来の町としての考えということで、2点ほど準備しているところでございます。本年度当初予算にどれだけ反映できているかという単純な質問でございまして。総務委員会でも昨日までいろいろと審議をしたところでございます。当初予算と申しますと、大変ご苦労があったかと思えます。町長の言葉をお借りしますと4億円足りないということで、再三言われておりました予算の中で、予算策定をされた担当者の方々には大変ご苦労があったと、かように思うわけでございます。敬意を表したいと思えます。

当初予算を眺めてみますと、歳入歳出41億4,300万円ということで組んでございます。この中身をちょっと数字を拾ってみたいと思えます。

始めに、歳出の方からちょっと述べてみたいと思えますけれども、総務費5億6,700万円、15.6%という形で出ております。これを前年度に比較いたしますと、2億6,100万円の減額と、また民生費におきましては8億6,300万円、20.8%、8,400万円の減額、土木費が4億円、9.7%ということで、5,700万円の増という形で上がっております。教育費を申しますと5億1,300

0万円、12.4%ということで、1億4,200万円の増、これは当然、色見・上色見のコミュニティーセンター関係がそっくり含まれているような状況でございます。公債費8億1,900万円、19.8%、2,700万円の増ということで、これにつきましても、大変歳出のピークを迎えておると、元利償還払いがピークを迎えているということで、当然、増えているという説明を受けているところでございます。地方交付税におきましても18億7,500万円、19.8%と、それなりの交付税の交付の算定がなされております。これに対しましては、少しはほっとしているというような気持ちがしているところでございます。

歳入、これをちょっと眺めていきたいと思えます。町税4億6,800万円、11.3%、これは歳出を考えてみますと、先ほどから質問の中にもあっております町税、自主財源の一番大事な部分でございますし、4億6,800万円、11.3%、これはいろいろと申されております。これは最終的には減の2,600万円という形で減額の形になっておるとというのが現実ではなかろうかと思えます。幸いにして、軽自動車税が1,600万円、若干伸びておる。

たばこ税が4,100万円、これも若干伸びておると、たばこ税にいたしましては、総務委員会の中でもちょっと質問したわけでございます。4,100万円、これは根拠というものは何かと申しますと、1円たばこ税を上げるという前提のもとで算定をなされておまして、17年度においては、予算額を下回っておるとというのが現実であったわけでございます。しかしながら、本年は増を見込まれておると、これは大変ありがたいことだな、そのような要素ができたということは大変ありがたい、これについては、ちょっと特別に質問をいたしたいと思えます。庁舎内は禁煙という形になっております。これは、私どもたばこを吸わない一人としては、大変ありがたいという部分もございませう。健康保健を考えますと、これで病気にならないならば、健康保健が助かるかなという部分で大変ありがたいかなと、しかしながら、財源として考えますれば、4,100万円の財源がこの中に町税として見込まれるということでもありますならば、たばこは高森町で買ってくださというのを町からのお願いでございまして、私どものお願いでもございませう。そういたしますと、禁煙、庁舎内禁煙というものは大変ありがたいが、職員、議会といたしましては、これは当然、それに従わざるを得ない。しかしながら、町民の方々、たばこを吸っておられる方は町にそれぞれの用件があって入ってこられた方が当然、庁舎内は禁煙、あくまでも禁煙ですよということで、外に出てくださという言葉が投げかけられるのか、そこが一つ、自分としては気になるところでございませう。

す。禁煙という言葉は大変美しゅうございますが、本当に吸っておられる町民の方々、皆さん方、ストレス解消もありましょうし、それを一つの自分の癒しの場として吸っておられる方もございます。あくまでも禁煙を打ち立てるということでありますならば、庁舎内のロビーあたりにでも吸引機具と申しますか、そのような装置を置いてでもその部分だけでも町民の方々に吸っていただきたいというような思いやりの気持ちもあっていいのではなかろうか。これは、あとで町長の方に答弁を願いたいと思います。そのぐらいの配慮があってこそ、庁舎の禁煙、これも生きてくるのではなかろうか。たばこを吸っておられる、たばこ税4,100万円を納めておられる町民に対する一つの温かい気持ちではなかろうかと、私はかように思うわけでございます。

この予算の中で、自主財源と申しますと、10億2,138万1,000円と24.7%、これは6,900万円ほどの減でございます。依存財源を述べてみますと、31億2,161万9,000円、75.3%と、これまた1億5,500万円の減、町債においては、5億6,320万円ということで、13.6%の1,800万円の減ということでございます。要するに、いかに財政的硬直化、赤字が示すように、依存財源に頼るほかはない予算策定の中で、あくまでも依存財源に頼らなければ予算が立てられないというのが現状、これはどこの自治体でもあると言ってしまえば、それでございます。そこらあたりが今後のこの予算の策定の中で考えていかなければならない大事な部分ではなかろうかと、私は考えるわけでございます。

ここで、国の方を少し述べてみたいと思います。午前中にもちょっと出ておったかと思いますが。国の2004年度末の現状を述べてみたいと思います。国の債務残高719兆円、公債費歳出総額の21.4%、17.6兆円、地方自治体が占める債務残高、これが204兆円、地方債依存度というものが16.7%でございます。地方自治体があくまでも地方債に頼っている依存度16.7%、これはあくまでも借金の中のパーセントでございますし、2004年度の歳出総額に対する公債費の比率は16.2%、これは全国の市町村平均、年度の公債費の比率、2004年度の比率が16.2%ということでございます。

これに比べて、高森町の2004年度普通会計規模で、歳出総額において、高森町の公債費比率20.4%、これを見てもわかるように、全国自治体よりも4.2%も多い現状、公債費比率となっているのが現状ではなかろうかと思えます。

15年度の県の市町村財政概要を見ましても、公債費の負担比率は21.4%、これが県の市町村財政概要を見ましても、公債費の負担比率は20.4%、これは

16年度においては、22.7%、高森町ですね。危険ラインは20%とされております。これにつきましては、昨年の決算報告の中でも報告をしておりますが、15年度の21.4%と申しますと、県の市町村20%以上、県下22市町村がこの20%以上に入っている。その22市町村の中にも高森町が入っているという状況下であります。

それから、また合併以前に、合併協議会も午前中も出ておりました。当、高森町で平成16年度から21年度まで6年間の町財政歳入歳出予算のシミュレーションということで、議会の方にも報告をいただいております。その中で、18年度、その時のシミュレーション、18年度を見てみますと、歳入歳出38億423万3,000円が要するに、シミュレーションとして組んでございました。現実的に、本年度と比較しますと、その中の地方交付税18億400万円、その時に比べまして7,000万円増加しておると、シミュレーションよりも本年度の地方交付税が算定が多いと、それだけ見込みがあるということで、先ほどありがたいなということで申し上げたのが、ここにもあるわけでございます。

町債におきましては、1億5,400万円の増、または地方譲与税、これについても、5,000万円の増ということで、あくまでも依存財源がありき、これで運用している、運営している状況、増えた分についても、あくまでも依存財源が増えておるといってえ方が結構かと思えます。その推移を見ても、先ほどから申し上げておりますように、依存財源だのみで推移しているのが、町の現状ではなかろうかと、このように感ずる次第でございます。

この予算編成で、町長として、本当に満足しておられるのであるのか、いないのか、そこらあたりもお聞きしたいし、助役、企画財政課長にも見解をお願いしたいところでございます。その点をまず1点として、お答えを願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 歳入歳出につきまして、ご質問が12番議員さんからございました。満足度、自主財源、依存財源ということでございますけれども、やはり何と言いましても、いつも申しますように、自主財源と、これを探すのが私の一つの役目だろうかと思っております。いろんな企業誘致、いろんな問題点もございます。なかなかこういう厳しいと申しますか、全体的な会社等の誘致が厳しい中に、なかなか会社を持って来るにいたしましても、大型じゃなくて、小さな会社の方が多いようにも見受けられるところでございますけれども、小さかれ、大きかれ、やっぱり自主財源を求めることにおきましては、努力をしていくべきだと思っておりますし、

依存財源、本当に全体的なものはほとんど交付税にいたしましても、これも一つの依存でございますし、45%強を依存いたしておるのも現状でございます。

今回、私どもの考え方、満足度と申しますけれども、平成16年度からされております三位一体改革に税源移譲というのがございます。地方分権の推進ということでございますし、その理念に基づいて、税源移譲がなされるものと思っておりますけれども、確かに、不満と申しますか、ある程度都市型でございまして、税源移譲、税源移譲と大変お金をもらうような言葉でございまして、地方にとりましては、税源移譲はどの税源を指すだろうかと、そのようにも心配をいたしておるところでございます。それに基づきまして、やはりこの地方交付税の改革もございまして、この地方交付税と申しますのは、やはり自主財源がない地域に、国が税金を集めまして、それを日本国民が平均して生活ができるように交付されるのが地方交付税、その中には臨時交付税とかいろんなものがございまして、意味はそうではなかろうかなと、私ども財政力の弱い地方につきましては、この交付税制度というのは、絶対必要なことであろうかと思っております。

近いところで見ますと、大津町あたりは新聞等にもお話が記述してございましたように、不交付団体、交付税が交付されないという団体に本年度もされておると。荅北町も火力発電所があり、そういう地方ではなかろうかなと思っておりますけれども、私どもやはり依存財源、交付税に頼らないことには、町の経営は成り立っていかないのも現状でございます。

今後は経済的な経費と申しますか、経費につきましてはさらなる削減、また事業自体の徹底した見直し等を今後も進めていこうと思っておりますし、また、それに対する改革で対応できるような健全な財政運営を持続できるように努めてまいりたいと思っております。

今、三位一体の改革の中で、本当に本町の財政につきましては、厳しい状況もご存じのとおりでございます。今回の予算編成におきましても、現実を深く受け止めて、住民生活に直結する経費については、重点的な配分をし、今回の当初予算を組んできたところでございます。

また、一方では、インフラの整備、また産業振興のために予算も確保し、先ほど申しましたように、改革、3月末に皆さん方にご説明申し上げますけれども、機構改革プランというのができてございます。先ほど申しましたように、数字でいつからいつまではどれぐらいの減ができます、これは何年度はこれぐらいの削減ができます、そういう数字で出すようにというようなことでございますから、努力します。

やなくて、数字をもって、皆様方にご報告をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

たばこの件ですが、確かに自主財源、町でたばこを買いたいというぐらい、ある地域にいきますと、看板まで上がっているところもあります。「たばこは町で買いたい」と、そういうような看板も上がっているところでもございますけども、私ももちろん今までたばこを吸ってまいりましたが、たばこが今、少し犯罪者のようなところが見受けられますし、各地域、列車、公共の乗り物におきまして、ほとんど禁煙だというぐらい見受けられております。うちの役場の方もロビーの方でしばらくはたばこを吸うということでもございましたけども、今、玄関の外でたばこを吸っていただいておりますし、うちの職員の中にも愛煙家でたばこを吸う人がございます。本当に寒い時なんかはこれは本当にどうにかせんといかんなど、そのように本当に身近に思っておるところでございます。せっかくのご質問でございます。住民の方々にもそういう不満もあろうかと思っております。十分、意見として検討いたしまして、準備ができるものから準備をしていきたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 12番議員さんから詳細な数字の分析をしていただきましてご質問もちょうだいいたしました。

平成18年度の当初予算への視点ということであろうかと思いますが、ご案内のように、地方分権が進む中にありまして、今後、町自らが自己決定、あるいは自己責任を果たしていくため、しっかりとした行財政基盤を確立することが現在、私どもに求められているものと認識をいたしているところでございます。

取りわけ、国の三位一体改革の進展でありますとか、国の経済、景気の動向が今、不透明な状況下の中で、引き続き、厳しい財政運営が見込まれるところでもございます。

果たして、この現状をどう乗り切っていくのか、責任ある地方自治体となり得るかどうかの正念場であるというふうに私は認識をいたしているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、当初予算につきましては、財政状況が大変厳しい中ではございますが、真に必要な行政サービスの水準は維持しながらも、将来を見据えた必要な事業の予算配分は惜しまないという基本スタンスの中で、当初予算を編成してきたところでございます。

加えて、各セクションと、それから財政当局はお互い同士、共同して予算を取り組むという姿勢を持ちまして、共通の理解と意識のもとで厳正に取り組むことができたのではないかと、このように考えておるところでございます。

それから、今年の当初予算編成が終わった後でございますけれども、来年度以降の予算編成に当たりまして、歳入に見あった歳出予算のさらなる重点化を進めながら、町政の重要課題に的確に対応していくことができるよう、予算編成の手法でありますとか、工夫改善にさらに検討を加えてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） ただいま、町長、助役の方から申し上げましたけれども、私としまして、先ほどご説明いただきましたように、独自に確保できる新たな財源というのがまず現状では見つからないということでありまして、やはりそれに伴います歳入構造の改革と、これについても、なかなか現状のままでは歳入構造については、改革はできないと、ということになりますれば、歳出の構造を思い切った歳出の削減等を通じてやっていく必要があると、そういうふうを考えております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 自席から質問したいと思います。

なぜ、私がこの予算で満足しているかと申し上げましたのも、実は、15年から今の町長が運営されているわけでございます。その時から丸3年でございます。この予算編成において消去方式、頭を歳入においての後は減額方式と申しますか、それに基づいて予算を策定していくと、そのやり方が3年間、4年目になりますけれども、何ら変わっていないというのが現状ではなかろうか。

今、財政課長の方から歳入の目新しいものが見つからないということをおっしゃいました。歳入に見合うものの努力がなされたのか、そこもひとつ疑問点もございませう。

あえて申しますならば、この3年間に何か動き出すものがほしかったなというのが一つの気持ちでございます。消去方式、私はいつも質問の度に申し上げております。頭を決めて、それに合わせて予算を策定するのは、誰でもできるんじゃないかという考え方、減らすべきところは減らす、いるべきところは使うというやり方でいきますならば、プラスマイナスゼロにすればどうにかできるんじゃないかと、これは職員の方々には大変僭越な言い方でございますけれども、私どもは素

人でございますので、単純なわかりやすい言葉で申し上げます。

そういうことで、何か予算的に目新しいものが出てきてほしいというのが私の今日の質問内容でございます。それが先ほど午前中にも中身について、いろいろと申されております。いろいろな状況の中で、その取り組みがなされたのか、なされておれば、午前中のあのような質問も多々ないのではないかと。そこらあたりが予算的に収入として、歳入として転嫁するのではなかろうか。その部分が一番大事な部分、金額云々ではなく、自主財源をいかに多くするのか、これを増やすよりほかにはあくまでも依存財源に頼るほかはないというのが予算の筋でございます。これが目新しいものがないということになりますと、自ずとこの後は、高齢化の波には勝てず、社会保障費は、これをちょっと眺めてみますと、平成12年度から16年度を比較しますと、1億2,536万3,000円増額をいたしております。12年度資料をいただいております。平成12年度1億8,567万2,000円が、平成16年度においては3億1,100万円になっております。これほど、社会保障費は伸びておる、または本年も伸びておるということです。これは避けては通れない伸び率、これは絶対的に避けられない保障費ですね。

これを考える時に、公債費、これを比べましても、平成12年度10億1,284万円、平成16年度においては9億2,379万2,000円と減っているかに見えますけれども、先ほどから申しておりますように、公債費負担率というのは、増えておるとというのが現実、これを眺めてみましても、この3つだけでも20億6,459万5,000円、今年の当初予算に組み替えてみますと、義務的経費、事務的経費をみまして、総額41億4,300万円に対して20億7,316万円、比率にして50%、これほどの中で予算をくっておるとというのが現実です。こういう形でやっていって、本当に公債費が減っていくのか、私は逆だろうと思えます。ここでどうにかしなければ、この経費というものは当然減るべきものではない、先ほど言いましたように、どこかにしわよせがくる。それは何かと言いますと、事業ができなくなるということです。

しかし、事業を止めるわけにはいかんわけですね。それはいつも申し上げます。事業を進めながら、予算を組んでいくということになりますと、どこに何を求めるか、町債、基金に求めるわけにはいきません。あくまでも自主財源をいかに増やすか、それに徹するほかには方法はないというのが、予算の見方ではなかろうかと、ですから、当然、18年度の予算に満足をしていますかということをお聞きしたわけでございます。

そこらあたりを特に、町長と助役に、今一度、お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、12番議員さんのご質問でございますけども、やはり私も思いますには、自主財源確保というのが何よりでございますし、そういう意味でも企業誘致、いろんな誘致、またはいろんなお話があるたびにいろいろなところに出向き、何かいい方策がないかと思うところで、今、一生懸命、企業誘致それ以外にはないと、ご存じのように商、畜産にいたしましても、高森町の基幹産業でございますけども、これほど冷え込み、また、農作物にいたしましても、本当に農家の方々がそれで生活ができるような状況じゃない、本当に厳しい時でもございます。

農家の方々も先ほど申しましたように自分で作って自分でお金を決めて販売ができないか、そのような国の施策等の影響によります部分もあろうかと思っております。

歳入を増やせと、これは本当に全く同感でございますし、あたり前でございますけども、それを探すと言うと、なかなか地域的にストップがかかったり、それをこう言う、なかなか住民の方々にご満足がいかなかったり、なかなか一致をみないと、自主財源確保あたり前のことでございます。本当に情けない話が、依存財源でございます。

その意味におきまして、本年度の予算を昨年に比べれば、3、4億かわりますけれども、それで満足ができたかと申しますと、決して予算全体に満足はいったとは思っておりませんが、できるものなら、もう少しインフラでもライフラインでも少し地域の方々、住民の方々の生活環境改善をするためにも、そういうことができればいいがなと思っておりますけれども、限られた財源はご覧のとおりでございます。逐次自主財源確保には努力をしまいつておるところでございます。今後も努力をまいりたい、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 自主財源の確保ということでございますが、12番議員さんご指摘のとおりでございます。

私どもの予算編成の基本と申しますか、常々考えておりますのは、まず、3つの点を考えるわけでございますが、第1点に収支均衡型、これは申すまでもございせんが、歳入と歳出を調整して運用するやり方、それから2点目には景気調整型、これは景気の動向によって、予算の増減が決まるというような編成方法でござい

す。これは、いわゆるフィスカルポリシーと申しています。それから、3点目には、福祉増進型ということで、福祉につきましては、予算の中に網羅をして編成をしていくというやり方、この3つの型を基本として編成しておるところでございます。

ご指摘のように、大変限りのある歳入財源でございます。この中にいかにして、効率的に、行政に反映していくか、これが私どもに課せられた最重要課題かと認識をいたしております。

先ほど、町長が何回か申しておりますように、平成17年度から21年度の集中改革プラン、5年間のスパンという形の中で、行政改革、財政改革につきましても、数値等も明示してありますので、そこら辺も十分に踏査をしていただきまして、今後とも、ご指導いただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 答弁をいただきましたけれども、私の方が満足いく答えになっていないというのが現実でございます。と申しますと、午前中のことを何回も引き出しますけれども、午前中の合併の話が出たんですが、私は合併が云々ではございませんけれども、合併ができなかった、しなかった、あくまでもできなかった高森町とすれば、どうすべきなのか、独自のやり方をしなければ、到底運営はできないということが、当時からわかっていたことではなかったかと思えます。

ですからして、先ほどから国の方の予算的などころも述べてきたところです。予算が淘汰できるものではないと、私は感じております。そのために、合併を進めておるといのが現実ではなかろうか。

それを踏まえまして、2番目の機構改革についてということで、質問をいたしたいと思えます。

歳入が目新しいものが見つからない。見つからないならば、このまま予算を先ほどから申しておりますように、18年、19年、20年としていいものかどうか、それでは何ら先ほどから申しておりますように、この予算の中身というのは、少しも変わっていかない、事業を縮小するのか、公債費を減らしていくのか、事業を進めて、公債費を増やしていくのか、どちらか選択をするより他にない。その予算の組み方しかできないのではなかろうかと思えます。

17年において、議会においても、14名の議員さん方、賛成多数の中で10名という定数削減を打ち出しました。これも皆さん方のご理解を得て、承認をいただ

いたわけでございます。それは、18年度の当初予算の中に反映してきております。現実的に、それは何が反映しているかと、これは町長はじめ、職員の皆さん方の給与改定部分ですね、しかし、この10名ということについては、19年度においては反映をいたします。これは、日当関係を差し引きますと、約1,600万円ほど給与改定部分の含めまして、1,600万円ほどの減額になります。町長はじめ、三役が下がるというもの、給与改定案の中で出されております。この差額が給与改定において249万4,254円、この4名の方々の総額を申してみますと、3,603万8,055円、この金額の中から給与改定部分として引いても249万円です。いかに給与改定の部分で報酬部分を引きましても、なかなか減らないというのが現実、そのために、議会としては給与を減らすよりも、あくまでも定員を削減しようということで、4名減すれば、この分だけで4名減1,600万円浮くわけですね。しかしながら、反映するのは19年度からです。今回は、給与改定部分の差額がございますので、本年は500万円の削減になっておりますが、来年は400万円程度下がります。それでも2,000万円の削減になるわけです。収入を得られないならば、どこかで減らさないと、今までどおりのマンネリ化した予算の立て方というとらえ方で行かざるをえないのではないですか。そこらあたりがありますからこそ、国がこういう形ですよ、高森町はこういう現状ですよ、公債費は増えないように、孫子につながらないように減らしますよという答弁でございますけれども、中身としては、増えていきますよというとらえ方になるわけです。

議会が昨年こういう形をとっても、給与改定部分で今年の当初予算も組まれております。非常に残念なことですね。本当に議会の重みというものを受け止めておられるのか。そこらあたりも真剣に考えていただきたいなという気がするわけでございます。

その点について、町長と助役に、それから総務課長に今後の方向性もありましようから、踏まえて、ご答弁方をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 本当に今、12番議員さんがおっしゃいましたように、自分達のご意見を集約しながらご努力をいただきまして、議員定数減を決議なされております。本当に深く感謝を申し上げておるところでございます。

私どもの行政の方もいろんな人事院勧告、いろんなものを見据えながら、できる限りの削減には努めてまいっている、そのように思っております。

また、公債費におきましても、本年度18年度は実際のところ、元利が約7億円

返済になろうかと思っております。その中で、今回は、町債が5億7,000万程でございます。できますならば1億3,000万円ほどは、子や孫に借錢といえますか、そういうものを残さないようにという努力はいたしたところでございます。

今、公債費が大きく跳ね上がってございますけども、これは今までインフラ関係とか、社会資本投資した事業の結果が今大きく金額的に8億強出ているのも現状でございます。できる限り、そのようなことにつきましては、この機構改革、そのために機構改革委員会等もつくりながら、平成16年の2月には行財政改革委員会というのを庁内につくりました。課長補佐、全職員に意見を求めるような事業、また機構改革大綱の見直しを今つくっておるところでございます。その見直しにつきましては、皆様方に検討していただきたいと、そのように思っておるところでございます。

中間報告といたしましては、先ほどから申しますように、機構改革につきましては、高森町行財政改革プランということで、今作成をしてございます。先ほど、何回も申しますけども、これが数字でいつからいつまでこうなります、それから、こういうものが減額できますというような数字でお示しをするということになっておりますので、どうか見ていただきたいと、そのように思っております。この3月末には、公開ということでございます。

いろんな機構改革の中で、住民の方々のサービスが低下しないように、それを考えながら、機構改革をやるわけでございますけども、今の現状を申しますと、やはり中央出張所にいたしましても、出張所の廃止をしていただく、また、保育園につきましても、皆さん方のご理解で4園を統合ということで、今、東小学校の方に園舎をつくっておるところでございます。できる限り、そういう部分に関しましても、機構改革に向かっているところでございます。

また、いろんなプラン公表に向け、準備してございますから、それを見ていただければ、十分ご理解がいただけるんじゃないかなと、そのように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 議員定員削減につきましては、大変心の痛む思いを持っております。ありがたいご決断の結果だというふうに認識もいたしております。

これらのことを踏まえまして、今、どのように動くかというようなことでございますが、こうしたたえが果たしてどうかということは別にいたしまして、一つお許しをいただきたいと思っておりますが、歴史上で上杉鷹山の名前は財政問題で知られて

おるところでございますが、これは、米沢藩の逼迫した財政を立て直し、いわゆる財政再建のための行政改革に着手した人物であるというふうにお聞きをいたしております。この上杉鷹山は行政改革を進めるため、時の制度の壁、また物理的な壁、あるいは意識、心の壁、この3つの壁を壊すことが重要であると説きまして、中でも特に、心の壁であることを強調いたしておるようでございます。そして、この改革のためには、情報はすべて共有する。職場での議論を活発にする。そして、その合意を尊重し、現場を重視する。5つ目には、愛と信頼の念を回復するというふうに申してございます。今からさかのぼること、約240年前のこの教訓を旨としながら、今後の行財政改革の推進の参考にして、取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 先ほど、町長が述べましたように、16年の2月から庁内の検討委員会を立ち上げまして、人員の削減、機構改革等の見直しをやってきたところでございますが、17年の3月29日付けで総務省から示されました地方公共団体における行政改革のための新たな指針によりまして、高森町行財政改革プラン、その中身といたしまして、17年から21年までの集中改革プランというのを作成し、3月末の公表へ向け、準備をしてきたところでございます。

特に、その中でも定員の適正化計画ということで、職員の方も削減計画をいたしておりまして、11年から16年までに14名ほどの職員削減をいたしてまいりました。この純減率は12%というような総職員数からしますと、数になっております。また、17年から21年までにさらに10%の職員を削減するというふうなふうに計画しております。新規職員の採用を抑制し、計画的職員数の削減を図るということで、さらに10名ほど削減をいたしていくわけでございます。

そのようなことから、いずれにしましても、職員が少なくなるということであれば、課長、係長の2人だけの課というのは、もうとても考えられませんので、機構改革に向かって、計画をせざるを得ないというようなふうにとらえております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） せっかくプランというものが出ておりますなら、この後、またそのプランなるものをお示しいただきたいと思っております。

あえて申しますならば、21年度まで職員の削減という計画がなされておるといふ位置づけでございますけれども、あえてそれはプランでございます。何が申した

いかと申しますと、機構改革なるものを早く立ち上げて、それに基づいて、ある程度の機構改革の中でのシミュレーションと申しますか、どの形で行くという形の機構改革、そのプランを早く打ち上げてもらって、実際は18年度にしてほしかったわけですね。そして、それを移行することによって、職員数、勸奨制度もありましょうし、そういう形の手だてというものを移行しながらやっていると、勸奨制度ばかり打ち出しても、機構改革ができていなければ、当然、これは事務体系がとれません。それを早く立ち上げて、それをすることによって、勸奨制度あたりも取り入れると、それに対しては、職員さんもありたいというものもあるかもしれません。それも一つの手ではないかという気持ちがしておるわけですね。それぐらいの取り組み姿勢がなければ、あくまでもプランということで立ち上げて、最終的に到達するのは、21年から22年ですね。それでは、5年間眺めておかなければならない。5年から6年。それまでこの予算の作り方で本当にいいのか、全く同じことを6年間やっていくという形にすぎると、私は先ほどから申しております。単独で行く以上は、それぐらいの改革をしていかないと、やっていけないという現実を踏まえていただきたい。それを申し上げたい。そのぐらいのさい配をふるっていかないと、この単独の町としてやっていけないのではないかと。

それは何かと申しますと、町村合併をしているところは特例債というものがござります。しかし、これを使いたくても使えば借が増え、使いきらんというのが合併している町村でもそういうことですよ。ましてや、合併していないところは、どうなりますか。その特例債もないわけですよ。ですから本気で取り組まないと、私は予算そのものが生きてこんじゃないか。だから、当初から申しておりますように、満足をしていますかと、その部分に後戻りするわけですよ。何一つみてこないというのが現実、プランというものを出示していただきますけれども、この席で、それについて、また質問いたしたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 先ほども申し上げましたように、16年2月に庁内検討委員会を立ち上げております。16年の10月には機構改革部門について、町長の方に中間報告がなされております。その後、私が12月13日に、就任いたしました後、行財政改革特別委員会の中でもその機構改革の中身については、説明をしてきたかと思えますけれども、現在の9課、3出張所、1室、1センター、3事務局を4課、2出張所、1室、2事務局に統合するというのは、以前も申し上げたかと思

います。課の統廃合については、案もすでにできあがっておりますので、各職員にも課長にも周知をしておりますし、今後はシミュレーションと申しますか、そういうふうにした場合に、課の配置等がどうなるかというのは、新年度を受けて、検討していくようにしているという現状でございます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 時間もあまりないようでございますので、結論から申し上げます。先ほど、三役等の給与改定部分にちょっと触れてみました。7,400人の高森町民、1万4,000人が結果的には合併後、半数に減ってしまったという町の顔でございます。その中に、今、三役さん、教育長を含めて、おられますけれども、この体制においても、町長として、どのようなお考えを持っておられるのか、当初においては、私も意見として申し上げた事例がございます。しかしながら、町長として、初めての長としてがんばられる意味合いの中で、最後には賛成した一人でございます。しかしながら、今後において、それをどうされるのか、なおかつ継続されていくのか、そこらあたりのお考えをお聞きいたしたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほど、総務課長の方からもいろいろ改革については説明がございました。いろんな勸奨制度と、いろいろと昨年からできる限りの努力をしておりますけれども、なかなか勸奨制度というのは、個人の自由でございます。なかなか昔のような感じではございません。

それと、1割程度減にするというのは、これは今の計算上で申しますならば、自然の退職でございます。定年退職ということでございます。それ以上のことをこちらから少し求めると申しますのは、議会の方からも許可をいただきましてやりましたけれども、勸奨は今年度1名ございました。それ以外のところは、今のところはあっておりません。

また、今、助役、収入役というようにお話がございました。私も今、当初、皆様方にお願ひし、議決をしていただきまして、認めていただいたわけでございます。今、いろいろと打ち合わせる中におきまして、機構改革の中で、今後はそういうものも含めまして、十分検討してまいりたいと、そのように思っております。

将来にわたりましては、必要でないという判断が出れば、置かなくてもいいようになるんじゃないかなと、そのように思っております。今のところは決断はいたしてございません。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 勸奨制度とか申しますのは、あくまでも辞めてくださいということじゃないわけです。そういう制度がありますと、今も実際あるわけですね。それをいかに優位な方向性を持ってやるのかというやり方も一つの方向性、職員においても、そういう制度を利用する人もおられるやもしれないということで申し上げています。あくまでも、それは定年までおられるのは自由ですよ。それはもうそれに対して、私はどうこう言いません。しかしながら、その方向性をある程度は機構改革の中でちゃんと打ち出していきたいなと、なぜ、申しますならば、議会も住民ですよ。機構改革を即来年度はしていただかないと、議会对応もできない。そういう形になるかと思えます。そういう中で、いかに機構改革を早くすべきか、早くその体制で臨むべきであったのか、議会においても、昨年度17年度ということも申し上げました。もう18年度は1年あっても当初に入っているわけです。だからこそあえて18年度にその機構改革あたりも早く反映させていただきたかったなという気がいたしますので、機構改革のとらえ方ということで、今申し上げたところでございます。

その点について、特に、そちらの方はプロでもございます助役の方にちょっとご意見をお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 先ほど、総務課長から集中改革プランの話を申し上げました。これからの行財政改革の基本的な考え方ということで若干申し述べさせていただきますが、現在、策定中の行財政改革にありましては、この基本理念といたしまして、住民本位の成果、効率重視のスリムな行政として、その視点を5つに分けております。まず第1点に、住民の参画と協働によるまちづくり、2点に、行政運営の簡素効率化の推進と行政サービスの質的向上、3点目に、職員の意識改革と人事制度見直し、4点目に、財政の健全化、そして5点目には、広域行政の推進というふうな構成で成り立っております。

平成21年までの5年間をスパンの推進機関といたしまして、行政改革、あるいは財政改革、及び意識改革のこの3つの改革について、主に取り組んでまいらなければならないというふうに考えておるところでございます。

まず、行政改革でございますけども、可能な限り、その数値目標と期間を明示しながら、町民の皆様方への影響を踏まえ、段階的に実施することといたしております。

それから、財政改革につきましては、景気経済の動向、あるいは地方財政制度の影響等、町では決定できない要素がある中で、その情勢変化に併せながら、適切、かつ弾力的に対応していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、ありがとうございました。

ちょうど1時間になろうかとしております。大変厳しいことも申し上げました。しかしながら、今、高森町がしていかなければならない現状は今、申し上げたことは不可欠ではなかろうかと、このように考える次第でございます。

町長をはじめ、各職員の皆さん方には決断と勇気を持って、これからの町政運営に携わっていただきたいと、その後押しは議会としても惜しまないという気がしてならないわけでございます。

これをもちまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君の質問を終わります。

これで、一般質問は終了いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。お疲れでした。

-----○-----

散会 午後3時09分

3 月 1 7 日 (金)

(第 4 日)

## 平成18年第1回高森町議会定例会（第4号）

平成18年3月17日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

#### 開議宣告

- 日程第1 議案第38号 高森温泉館の指定管理者の指定について  
日程第2 議案第39号 高森町奥阿蘇物産館及び高森町奥阿蘇キャンプ場の指定管理者の指定について  
日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決について  
日程第4 議員派遣の件について  
日程第5 常任委員会の所管事務調査報告について  
日程第6 特別委員長報告について  
日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- |      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 宇 藤 敬 君   | 2 番  | 白 石 博 昭 君 |
| 3 番  | 山 室 克 尋 君 | 4 番  | 山 村 將 護 君 |
| 5 番  | 甲 斐 直 三 君 | 6 番  | 野 中 謙 三 君 |
| 7 番  | 本 田 生 一 君 | 8 番  | 甲 斐 廣 國 君 |
| 9 番  | 後 藤 和 昭 君 | 11 番 | 相 馬 俊 行 君 |
| 12 番 | 三 森 義 高 君 | 13 番 | 佐 伯 金 也 君 |

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（2名）

- |      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 10 番 | 甲 斐 正 一 君 | 14 番 | 後 藤 英 範 君 |
|------|-----------|------|-----------|

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

- |         |           |             |           |
|---------|-----------|-------------|-----------|
| 町 長     | 藤 本 正 一 君 | 助 役         | 阿 南 哲 也 君 |
| 収 入 役   | 芹 口 誓 彰 君 | 教 育 長       | 渡 辺 哲 郎 君 |
| 総 務 課 長 | 岩 下 健 治 君 | 企 画 財 政 課 長 | 村 上 源 喜 君 |

商工観光課長	岩 下 昭 久 君	住民生活課長	瀬 井 公吉郎 君
保健福祉課長	佐 伯 秀 和 君	税 務 課 長	二子石 衛 君
農林振興課長	岩 下 光 広 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君
水資源対策課長	後 藤 秀 希 君	草部出張所長	岩 下 生 人 君
野尻出張所長	桐 原 一 紀 君	収 入 役 室 長	佐 伯 実 範 君
教育委員会事務局長	廣 木 富 八 君	オーガニックアグリ センター長	杉 田 則 秋 君
企画財政審議員	甲 斐 敏 文 君	総務課長補佐	古 澤 建 生 君
企画財政課長補佐	後 藤 正 三 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長 尾 和 博 君	議会事務局次長	古 庄 良 一 君
--------	-----------	---------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

10番 甲斐正一君と14番 後藤英範君からは欠席届が出ておりますので、報告しておきます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 議案第38号 高森温泉館の指定管理者の指定について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 議案第38号、高森温泉館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） おはようございます。

議案第38号で提案いたしました高森温泉館の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次に掲げる3項目について、議会の議決を得なければならないため、提案するものであります。

まず、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称としましては、高森温泉館です。次に、指定管理者となる団体等の名称は、仮称ですが、株式会社南阿蘇観光高森温泉館、代表取締役社長 永野哲幸氏となっております。また、指定の期間としましては、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間となっております。

なお、今回の指定につきましては、3月6日及び3月15日に2回の選定委員会を開催し、応募されていた1件について、選定することが妥当であるとの選定委員会の報告に基づき、選定したものであります。

以上、議案第38号について、説明申し上げましたので、審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 詳細説明を求めます。商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） おはようございます。

高森温泉館の補足説明を申し上げます。

募集状況につきましては、熊日・回覧・公示・防災無線で募集を行いました。期間は平成18年2月10日から2月27日までとし、指定期間を平成18年4月1日から平成21年3月31日までとしております。

募集要項請求につきましては、7件の請求があり、この中から1件の応募がっております。応募者は仮称株式会社南阿蘇観光高森温泉館で、3月中に会社設立に伴い、経済産業大臣宛関係書類が提出されております。

なお、現在の高森温泉館管理組合につきましては、3月14日、理事会が開催され、3月31日をもって解散することを決議されております。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） おはようございます。6番 野中でございます。

指定管理者制度に伴って、2、3ちょっとご質問させていただきたいと思えます。

まず、第1点としましては、自治体が持っておった、いわゆる行政が持っておった福祉施設でございますので、住民に対してサービスの点でマイナスにならないか、その対策について1点お聞きしたい。

さらに、管理者となる団体が仮称ではございますけれども、株式会社南阿蘇観光高森温泉館というふうになっておりますけれども、未だに仮称ということで、果たしてどうなのかという疑問も生じますけれども、高森温泉館の名称も入っております関係で、施設の名称がそのまま会社の名前に使われているということに対してもちょっとやや疑問は生じますけれども、そういった形で自治体として許されるのであれば、結構なんですけれども、果たしてその辺はどうなのかの見解。

それと、契約といいますか、協定書ですね、協定書の内容について、もう少し詳細にお聞きしたいと思いますので、以上、3点お願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） 6番議員さんの質問に対してお答えいたします。

まず、1番目のサービスがマイナスになるんじゃないかと、住民に対してサービ

スがマイナスになるんじゃないかということですが、一応、こちらから公募要領とかでサービスの低下につながらないように要望はしております。それをもとに、事業計画書が出ておまして、今までよりもサービスは向上するような事業計画書となっておりますので、選定委員会としましても、妥当であるというふうに判断したわけではあります。

次に、仮称ということで、申請書が上がっておりますが、この件につきましては、県の担当者の方にも聞きましたが、一応3月いっぱいでは会社設立ができるということですので、4月1日からの指定には間に合うということですので、妥当ではないかという選定委員会の結論に基づき、妥当であると判断したわけではあります。

それと、会社の名前につきましては、これはあくまで、法人の会社名でありますので、うちの方が関知するところではないというふうに考えております。

協定書の内容ですが、一応協定書は、こちらの方で案をつくって、もちろん今後、協定していくわけですが、内容につきましては、趣旨、管理業務、管理物件、指定管理者の責務と指定の期間は先ほどの件ですが、それと利用料金、リスク分担、事業報告、事業経過報告、業務報告ですね、それと、途中で何かあった場合の指定の取り消し、それと3年が終了した後の原状回復義務、それと損害賠償、それと再委託の禁止、個人情報の保護、そういうことを協定書の中でうたっていくことになっております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

もう1点だけ、株式会社の会社ですが、株式会社ということで、出資規模ですね、さらには、もし、プライバシーの関係で、言えないということであれば結構ですが、いわゆる出資されている理事さんなり、会社役員構成まで教えていただければと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） その件につきましては、会社の個人情報保護の方に抵触すると思われるので、ご氏名とか出資金の金額は控えさせていただきたいと思っております。ただ、発起人は3名となっております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号、高森温泉館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第39号 高森町奥阿蘇物産館及び高森町奥阿蘇キャンプ場の指定管理者の指定について

○議長（相馬俊行君） 日程第2 議案第39号、高森町奥阿蘇物産館及び高森町奥阿蘇キャンプ場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） 議案第39号で提案いたしました高森町奥阿蘇物産館及び高森町奥阿蘇キャンプ場の指定管理者の指定について、説明いたします。

本議案は、議案第38号と同様に、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次に掲げる3項目について、議会の議決を得なければならないため、提案するものであります。

まず、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称としましては、高森町奥阿蘇物産館及び高森町奥阿蘇キャンプ場であります。次に、指定管理者となる団体等の名称は、有限会社 甲斐商店 甲斐一郎氏です。また、指定の期間としましては、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間となっております。

今回の指定につきましては、温泉館と同じように、3月6日及び3月15日に2回の選定委員会を開催しまして、応募されていた1件について、選定することが妥当であるとの選定委員会の報告に基づき、選定したものであります。

以上、議案第39号について、説明申し上げましたので、審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 詳細説明を求めます。農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） おはようございます。

それでは、高森町奥阿蘇物産館及び高森町奥阿蘇キャンプ場の補足説明を申し上げます。

募集状況につきましては、高森温泉館と同じく、熊日・回覧・公示・防災無線で募集を行いました。募集期間は平成18年2月10日から2月27日までとし、指定期間を平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間としております。

募集要項請求につきましては、3件の請求がありましたが、この中から1件の応募がありました。応募者は有限会社甲斐商店となっております。

なお、現在の任意団体の奥阿蘇物産館等管理運営組合につきましては、3月31日をもって解散されることになっております。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号、高森町奥阿蘇物産館及び高森町奥阿蘇キャンプ場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決を議題とします。

-----○-----

### 議案第8号 工事請負契約の変更について

○議長（相馬俊行君） 議案第8号、工事請負契約の変更については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第8号、工事請負契約の変更については、平成18年3月10日、委員会室において、各関係の課長、係長に出席を求め、全委員出席のもと、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号、工事請負契約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第9号 町道の路線の認定について

○議長（相馬俊行君） 議案第9号、町道の路線の認定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第9号、町道の路線の認定について、報告申し上げます。

平成18年3月10日午後1時50分から、第3委員会室において、全委員出席のもと、建設課長、課長補佐に出席を求め、内容について詳細に説明を受け、慎重

に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号、町道の路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第10号 高森町芙蓉館設置条例を廃止する条例について

- 議長（相馬俊行君） 議案第10号、高森町芙蓉館設置条例を廃止する条例については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

- 文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第10号、高森町芙蓉館設置条例を廃止する条例については、3月10日、委員会室において、保健福祉課長をはじめ、各係長に出席を求め、全委員出席のもと、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号、高森町芙蓉館設置条例を廃止する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第13号 平成17年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第13号、平成17年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました平成17年度高森町一般会計補正予算については、3月10日午前10時より、第2委員会室において、委員4名出席、後藤委員欠席、午後より、宇藤委員欠席、岩下草部出張所長、桐原野尻出張所長、総務課より岩下課長、古沢課長補佐、他各係、また、会計室佐伯室長、午後3時より、監査室長尾局長、古庄次長出席、それにまた、3月14日、午前10時より、中心市街地拠点施設観光交流センター現場を見た後、午前11時より、第2委員会室で委員4名、それに相馬議長出席、企画財政課 村上課長、甲斐審議員、他各係、また、15日午前10時より、税務課 二子石課長、佐藤係長、他の職員については申告中で欠席ですが、委員4名と相馬議長出席のもと、それぞれ詳細に説明を受け、慎重に審議をした結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第13号、平成17年度高森町一般会計補正予算について、ご報告いたします。

3月10日午前10時より、保健福祉課、住民生活課、3月14日午前10時より、教育委員会、各課長、課長補佐、係長に出席を求め、全委員出席のもと、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第13号、平成17年度高森町一般会計補正予算についてご報告いたします。

平成18年3月10日午前11時から第3委員会室において、全委員出席のもと、農林振興課長、アグリセンター長、課長補佐、各係長、午後1時から、商工観光課長、課長補佐、午後1時40分から、建設課長、課長補佐、各係長の出席を求め、内容について詳細に説明を受け、さらに3月14日午前10時から現地確認視察を行い、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号、平成17年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第14号 平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第14号、平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、3月15日、第2委員会室において、午前10時より、委員4名、相馬議長出席、税務課より二子石課長、佐藤係長に出席を求め、それぞれ詳細

に説明を受け、慎重に審議をした結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号、平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第15号 平成17年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第15号、平成17年度高森町老人保健特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第15号、平成17年度高森町老人保健特別会計補正予算については、3月15日、第2委員会室において、午前10時より、委員4名、相馬議長出席、税務課 二子石課長、佐藤係長に出席を求め、それぞれ詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号、平成17年度高森町老人保健特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第16号 平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第16号、平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第16号、平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算について、ご報告いたします。

3月10日午前10時より、第4委員会室において、保健福祉課長、課長補佐、係長に出席を求め、全委員出席のもと、協議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号、平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第17号 平成17年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について**

- 議長（相馬俊行君） 議案第17号、平成17年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

- 建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第17号、平成17年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、ご報告いたします。

平成18年3月10日午前10時から、第3委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長、課長補佐に出席を求め、内容について詳細に説明を受け、さらに、3月14日午前10時から現地確認視察を行い、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号、平成17年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第 18 号 平成 17 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について**

○議長（相馬俊行君） 議案第 18 号、平成 17 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9 番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第 18 号、平成 17 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について、ご報告いたします。

平成 18 年 3 月 10 日午前 10 時から、第 3 委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長、課長補佐に出席を求め、内容について詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第 18 号、平成 17 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第 19 号 平成 17 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について**

○議長（相馬俊行君） 議案第 19 号、平成 17 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8 番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第19号、平成17年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、3月14日午前11時より、第2委員会室において、委員4名、相馬議長出席、企画財政課より村上課長、甲斐審議員他各係に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号、平成17年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第20号 平成18年度高森町一般会計予算について

- 議長（相馬俊行君） 議案第20号、平成18年度高森町一般会計予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

- 総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第20号、平成18年度高森町一般会計予算については、3月10日午前10時より、第2委員会室において、委員4名、後藤委員欠席、午後より宇藤委員欠席、岩下草部出張所長、桐原野尻出張所長、総務課より岩下課長、古沢課長補佐他、各係、会計室 佐伯室長、午後3時より、監査室 長尾局長、古庄次長、3月14日午前11時より、企画財政課 村上課長、甲斐審議員、また、3月15日午前10時より、税務課 二子石課長、佐藤係長に出

席を求め、それぞれ詳細に説明を受け、慎重に審議をした結果、全委員異議なく可とする決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第20号、平成18年度高森町一般会計予算について、ご報告いたします。

3月10日、保健福祉課、住民生活課、3月14日、教育委員会、それぞれ各関係の課長、課長補佐、係長に出席を求め、全委員出席のもと、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第20号、平成18年度高森町一般会計予算について、ご報告いたします。

平成18年3月10日午前10時から、第3委員会室において、全委員出席のもと、各関係課長、課長補佐、担当係長に出席を求め、内容について詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号、平成18年度高森町一般会計予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第 2 1 号 平成 1 8 年度高森町国民健康保険特別会計予算について**

○議長（相馬俊行君） 議案第 2 1 号、平成 1 8 年度高森町国民健康保険特別会計予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8 番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第 2 1 号、平成 1 8 年度高森町国民健康保険特別会計予算については、3 月 1 5 日午前 1 0 時より、第 2 委員会室において、委員 4 名、相馬議長、税務課より二子石課長、佐藤係長に出席を求め、それぞれ詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 1 号、平成 1 8 年度高森町国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第 2 2 号 平成 1 8 年度高森町老人保健特別会計予算について**

○議長（相馬俊行君） 議案第 2 2 号、平成 1 8 年度高森町老人保健特別会計予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8 番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第 2 2 号、平成 1 8 年度高森町老人保健特

別会計予算については、3月15日午前10時より、第2委員会室において、委員4名、相馬議長出席、税務課より二子石課長、佐藤係長に出席を求め、それぞれ詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。  
お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号、平成18年度高森町老人保健特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第23号 平成18年度高森町介護保険特別会計予算について

- 議長（相馬俊行君） 議案第23号、平成18年度高森町介護保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

- 文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第23号、平成18年度高森町介護保険特別会計予算については、3月10日、第4委員会室において、全委員出席のもと、保健福祉課長、課長補佐、係長に出席を求め、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号、平成18年度高森町介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第24号 平成18年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第24号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第24号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計予算について、報告いたします。

平成18年3月10日午前10時から、第3委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長、課長補佐に出席を求め、内容について詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号、平成18年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第25号 平成18年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

- 議長（相馬俊行君） 議案第25号、平成18年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

- 建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第25号、平成18年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について、ご報告いたします。

平成18年3月10日午前10時から、第3委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長、課長補佐に出席を求め、内容について詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号、平成18年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第26号 平成18年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第26号、平成18年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第26号、平成18年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、3月14日午後2時30分より、第2委員会室において、企画財政課 村上課長、甲斐審議員、各係に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。委員出席4名とそれから相馬議長に出席をお願いしたところでございます。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号、平成18年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第27号 高森町観光交流センター条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第27号、高森町観光交流センター条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第27号、高森町観光交流センター条例の制定については、3月10日午後1時30分より、第2委員会室において、委員3

名、後藤、宇藤委員は欠席、総務課より岩下課長、古沢課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号、高森町観光交流センター条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第28号 高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

- 議長（相馬俊行君） 議案第28号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

- 総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第28号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、3月10日午後1時30分より、第2委員会室において、委員3名、後藤、宇藤委員は欠席、総務課より岩下課長、古沢課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第29号 高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第29号、高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第29号、高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例については、3月10日午後2時より、第2委員会室において、委員3名、後藤、宇藤委員は欠席、総務課より岩下課長、古沢課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号、高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第30号 高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長（相馬俊行君） 議案第30号、高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

- 総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第30号、高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、3月10日午後2時より、第2委員会室において、委員3名、後藤、宇藤委員は欠席、総務課より岩下課長、古沢課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しましたが、各委員より、議会の要望として、あとでまた特別委員会の報告の中でもありますけれども、議員報酬等の改正が少し重すぎるのではないかと、意見が出たことを付け加えて、報告を申し上げておきます。

報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号、高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第31号 高森町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第31号、高森町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第31号、高森町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、3月10日午後2時より、第2委員会室において、委員3名、後藤、宇藤委員は欠席、総務課より岩下課長、古沢課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号、高森町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第32号 高森町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（相馬俊行君） 議案第32号、高森町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第32号、高森町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、3月10日午後2時より、第2委員会室において、委員3名、後藤、宇藤委員は欠席、総務課より岩下課長、古沢課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号、高森町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第33号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（相馬俊行君） 議案第33号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第33号、高森町一般職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例については、3月10日午後2時30分より、第2委員会室において、委員3名、後藤、宇藤委員は欠席、総務課より岩下課長、古沢課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第34号 高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第34号、高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第34号、高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例については、3月14日、全委員出席のもと、教育委員会の関係職員に出席を求め、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号、高森町立小・中学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第35号 高森町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第35号、高森町介護保険条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第35号、高森町介護保険条例の一部を改正する条例については、3月10日、第4委員会室において、保健福祉課長、課長補佐、係長に出席を求め、全委員出席のもと、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号、高森町介護保険条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第36号 高森町給水条例の一部を改正する条例について**

○議長（相馬俊行君） 議案第36号、高森町給水条例の一部を改正する条例については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第36号、高森町給水条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

平成18年3月10日午前10時から、第3委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長、課長補佐に出席を求め、内容について詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号、高森町給水条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（相馬俊行君） 議案第37号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第37号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、3月10日午後2時30分より、第2委員会室において、委員3名、後藤、宇藤委員は欠席、総務課より岩下課長、古沢課長補佐に出席を求め、それぞれ詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第4 議員派遣の件について

○議長（相馬俊行君） 日程第4 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布してあります内容で派遣したいと思います。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配布したとおり決定いたしました。

お諮りいたします。暫時休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時11分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第5 常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（相馬俊行君） 日程第5、常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。申し出があっている常任委員会から報告をしていただきます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会で行った所管事務調査の報告をいたします。

総務常任委員会では、1月24日と25日の2日間、大分県日田市豆田町、由布市湯布院町、それに宇佐市安心院町をそれぞれ視察し、所管事務調査を行いました。

現在、町では、中心市街地活性化事業に取り組んでおり、その拠点施設として、観光交流センターの建設が進んでいる中で、地域の活性化を図るためには、行政の努力はもちろん、地域住民の積極的な参画とねばり強い取り組みが必要であると3地区の視察を行い、確信をいたした次第であります。

それぞれの町の特色なりその結果については、先の議会広報で詳細に報告を申し上げておりますので、割愛をさせていただきます。

以上、報告終わります。

-----○-----

#### 日程第6 特別委員長報告について

○議長（相馬俊行君） 日程第6 特別委員長報告についてを議題といたします。

交通総合対策特別委員長は欠席でありますので、副委員長から報告を求めます。

交通総合対策特別副委員長 後藤和昭君。

○交通総合対策特別副委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

交通総合対策特別委員会報告を行います。

3月9日午後3時15分から、第1・第2委員会室において、委員全員と関係職員9名の出席のもと、委員会を開催いたしました。

今回の協議事項は特にないということで、担当課からの報告事項を受けました。

まず、企画財政課より、町民バスについて、2路線の路線変更の要望を提出している旨の報告がありました。路線は、野尻線における川田代橋の供用開始に伴うものであり、もう1路線は、草部南部線における社倉地内を路線変更するものであります。また、草部南部線については、曜日によって逆回しの要望があっているが、住民の意見を集約できれば、変更要望を行うこととしました。

次に、教育委員会から、スクールバスのスリップ事故が発生したが、児童生徒にけがはなかったとの報告がありました。これに伴い、事故の顛末書を取り、安全運行の励行を徹底しました。

以上、交通総合対策特別委員会の報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 本田生一君。

○議会広報特別委員長（本田生一君） 7番 本田です。

12月定例会の広報誌作りにつきまして、今回は3月定例議会の直前になりました。出しておりますけれども、いつも早く出さなくてはと、皆一生懸命やっておりますけれども、ついつい遅くなっておりますが、5回程の委員会を開催いたしまして、出しております。議会の運営委員会の中でもこの広報委員会につきまして、いろいろ話も出ております。私も残されたあと1年間でございますけれども、この1年間、来年の改選後は議員が10名になるということで、広報誌作りは今後、このままやっていけるかというような話も出ておりました。町にはたかもり広報がございまして、たかもり広報に議会の広報誌を随時載せなくてはならないということは、どうかなという話も出ておりましたけれども、広報委員会の中で、いろいろ協議をいたしましたけれども、残された後1年間、3月から12月まで後4回ほどありますけれども、従来どおり、広報誌づくりにつきましては、やろうではないかというようなことになっております。

なるべく、今回の3月定例会の広報誌作りにつきましても、早めに出したいと思っておりますけれども、各議員の皆さん方が広報誌作りにつきましては、一番関連がござい

ます。関係のある議員の皆さん方には早めに出していただきたいと、4月の第1回目の締め切りが4月10日にしておりますので、10日までは皆さん方の一般質問された方、特別委員長さん方、また、常任委員長さん方、よろしくお願ひしたいと思ひます。なるべく早く出すように努力をいたします。

終わります。

○議長（相馬俊行君） 企業等誘致特別委員長の報告を求めます。企業等誘致特別委員長 後藤和昭君。

○企業等誘致特別委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

企業等誘致特別委員会報告を行います。

去る3月16日午後3時より、第2委員会室において、甲斐正一委員を除く全委員と、企画財政課長、同審議員に出席を求め、委員会を開催しました。

まず、企画財政審議員より現在までの経過について報告を受けました。その中で、阿蘇ソフト村用地に関しては、熊本県と不定期ではありますが、情報交換をすることとなったこと、及び熊本県において、新たに誘致に必要なリーフレットを作成し、誘致活動を行っているとの報告がありました。

なお、矯正施設誘致に関しましては、新たな情報はないとのことであり、今後、様々な分野における誘致活動に積極的に取り組んでいくことを確認し、委員会を終了しました。

以上、12月定例会以降の当委員会の活動状況及び審議の状況についての報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 行財政改革特別委員長の報告を求めます。行財政改革特別委員長 甲斐廣國君。

○行財政改革特別委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

行財政改革特別委員会の報告いたします。

3月16日午後2時20分より第2委員会室において、委員全員出席、総務課より岩下課長、古沢課長補佐、企画財政課より村上課長、沼田係、議会事務局より長尾、古庄の各職員、それぞれ出席をし、開催をいたしました。

岩下総務課長、古沢課長補佐より高森町の今後の改革プラン等、それに伴う集中改革プラン案について詳細に説明を受け、審議を行いました。

各委員より議会の改革に比べ、執行部の改革への取り組む姿勢が不十分ではないかとの意見もありましたが、庁舎内は庁舎内として、今後、この集中プランに沿って、着実に計画、実行を図るとの確認を行い、会議を終了したところでござい

す。

これが、行財政改革特別委員会の12月定例会後の会議報告でございます。

以上、報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（相馬俊行君） 日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました調査事項について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） これで、本日の日程は全部終了しました。

大変お疲れでございました。今回は、会期中に10番議員、14番議員、病気のため欠席するという非常に何かさみしい思いがしましたけれども、改めて健康の大切さを痛感したわけでございます。執行部におかれましては、大変財政厳しい中、非常に苦勞されて、予算編成をされたと思うわけでございます。ご苦勞に対し敬意を表したいと思います。今後は、我々議会も残された1年でございます。健康に留意しながら、全力を挙げて1年間やっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 会議を閉じます。

平成18年第1回高森町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前11時22分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録  
平成18年第1回定例会

平成18年3月発行

発行人 高森町議会議長 相馬俊行  
編集人 高森町議会事務局長 長尾和博  
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111